

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第19巻 第8号(通巻576号) 2020.9

信用金庫の事業承継支援へのヒント

海外経済の現状と当面の見通し

—コロナショックからの世界経済回復の道のりを考える—

新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し

—感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く—

中小企業景気動向調査からみた

新型コロナウイルス感染拡大の影響②

—業況の急激な悪化の一方、新しい取組みも—

ゼロから考える「信用金庫のSDGs」^{エスディーゼーズ}

—Q&AでみるSDGsの有用性—

金融検査マニュアル廃止後の自己査定・償却・引当の取扱い②

—銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会)の改正等について—

地域・中小企業関連経済金融日誌(7月)

統計



SCB

信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

委員長	小川英治	東京経済大学 経済学部教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学名誉教授
委員	勝悦子	明治大学 政治経済学部教授
委員	齋藤一朗	小樽商科大学 大学院商学研究科教授
委員	家森信善	神戸大学 経済経営研究所教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：安川、新井、大島)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

信金中金月報

2020年9月号 目次

	信用金庫の事業承継支援へのヒント	2
	信金中金月報掲載論文編集委員 家森信善 (神戸大学 経済経営研究所教授)	
調 査	海外経済の現状と当面の見通し	4
	—コロナショックからの世界経済回復の道のりを考える—	
	新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し	25
	—感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く—	
	中小企業景気動向調査からみた 新型コロナウイルス感染拡大の影響②	38
	—業況の急激な悪化の一方、新しい取組みも—	
	ゼロから考える「信用金庫のSDGs」	47
	—Q & AでみるSDGsの有用性—	
	金融検査マニュアル廃止後の 自己査定・償却・引当の取扱い②	66
	—銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定 並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会 計士協会）の改正等について—	
信金中金だより	地域・中小企業関連経済金融日誌（7月）	72
	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（7月）	76
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	77

2020

9

信用金庫の事業承継支援へのヒント

信金中金月報掲載論文編集委員
家森 信善
(神戸大学 経済経営研究所教授)

2020年5月の信用金庫の貸出は前年同月比 3.8%増と急増した。全国の信用金庫が、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業を懸命に支えていることがよくわかる。しかし、もう少し長い目で見て筆者が心配しているのは、コロナショックによって中小企業の廃業の動きが加速化するのではないかという点である。

筆者は、兵庫県信用保証協会と連携して、兵庫県内の小規模事業者の事業承継支援の現状と課題を明らかにするために、「兵庫県の中小企業の事業承継に関する調査」を2019年2月に実施し、2020年7月にその調査結果を『地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度—地域企業の発展に貢献できる地域金融を目指して—』（中央経済社）として刊行した。コロナショック前の時期の調査ではあるが、信用金庫の事業承継支援に対して多くのヒントが得られたので、ここで紹介しておきたい。

この調査の対象は、兵庫県信用保証協会の利用企業であり、まさに信用金庫の主たる取引先である。そして、最近事業承継が行われた2,266社（事業承継済み企業）と、経営者が60歳以上で事業承継が行われていない6,234社（事業承継未済企業）に調査票を送付し、事業承継済み企業640社および事業承継未済企業1,877社から回答を得た。

まず、事業承継済み企業の回答を紹介する。7割の回答者が、事業承継時に何らかの問題があったと回答している。注目すべきなのは、「金融機関からの事業承継資金の借入」や「金融機関への個人保証の免除・解除」などの金融の問題は、親族承継においても多いが、従業員承継において特に深刻であった点である。実際、事業承継に際して資金が必要になったかを尋ねたところ、子・孫承継では「資金の必要はなかった」が約4割であったが、従業員承継の場合には20%台であり、8割近くの従業員承継者は承継資金を必要としていたことになる。従業員承継がこれまで少なかったのは、金融機関の対応が遅れていたことが一つの要因であったと考えられる。親族内承継に比べると従業員承継においては金融の問題がより深刻であり、従業員承継を盛んにしていくには信用金庫による支援が親族承継の場合以上に必要なのである。

事業承継前の心配・苦勞について尋ねたところ、「資金繰り、資金調達」という資金面に関

する心配や苦勞が多い。一方で、現在の苦勞としては、「従業員の確保、人材育成」が多くなり、事業承継のプロセスが進むにつれて支援の重点の置き方を変えていく必要がある。事業承継は企業にとって発展のチャンスでもあるだけに新しい人材が必要になるのであろうし、旧経営者世代の社員が引退期を迎え、社員の世代交代が起こりやすいことも考えられる。信用金庫においては、支援の内容を金融面だけにとどめるのではなく、人材面にまで広げて、経営人材なのか現場の人材なのか、又どのような分野の人材が不足しているのかについて、企業の事業内容を理解しながら真の人材ニーズを把握して支援していくことが求められる。

次に、事業承継未済企業の回答を紹介しよう。中長期の経営計画の有無別に、後継者の状況をみると、「計数の入った経営計画がある」人の75%ほどに後継者がいるが、「経営者の頭の中にあるだけ」と回答した人では後継者候補がいるのは5割程度であり、「経営計画はない」と回答した人では後継者がいるのは約4割にすぎない。事業承継のためにも、経営計画の策定が重要であることが示唆される。逆に言えば、しっかりした経営計画を作ることの重要性を取引先に根気よく説明して、計画を作ってもらえるようにすることが、将来の円滑な事業承継につながるのである。信用金庫のように長期の関係を大事にする金融機関なら、事業承継の局面だけに焦点を当ててのではないアプローチがとれるはずである。

実際、事業承継を準備中という回答者にとっての苦勞点として最も多かったのは、「事業の将来性」であった。事業承継にあたっては事業そのものの磨き上げが必要であり、このことが最大の事業承継の課題であることが確認できる。コロナショックで落ち込んでいる事業者に事業の将来性を正しく認識してもらい、自信を取り戻してもらうことも重要である。こうしたことができるのも、日頃から取引先との関係性をしっかり築いている信用金庫の強みである。

「廃業を検討している」と回答した人のうち、そのことを金融機関に知らせているというのは5%未満である。税理士への相談も2割弱にとどまるので、結局、専門家や金融機関に相談しないまま廃業の意志を固めている経営者が非常に多いことになる。専門的な助言や支援があれば廃業せず済んだ企業も多いのではないだろうか。事業承継済み企業と事業承継未済企業を比較すると、事業承継済み企業では、メインバンクが「資金繰り以外の相談にも乗ってくれる」という回答が多かったことをあわせて考えると、日頃から積極的に相談に乗る姿勢を信用金庫がしっかりと示して、廃業の相談を早い段階で受けられる関係性を築くことが望まれる。

事業承継未済企業のメインバンクをみると、信用金庫が60%であり、中小零細企業の事業承継を進めるためには信用金庫の取り組みがカギを握ることは明らかである。多くの信用金庫が目指している事業性評価に基づく支援こそが、中小企業の事業承継の円滑化のための「正しい道」だというのが本調査からの示唆だと、筆者は思っている。

海外経済の現状と当面の見通し

ー コロナショックからの世界経済回復の道のりを考えるー

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鹿庭 雄介

(キーワード) 新型コロナウイルス、世界経済、中国、米国、ユーロ圏、個人消費、4兆元投資

(視 点)

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済を一変させた。各国政府は厳しい移動制限に踏み切り、経済活動の多くが事実上の停止へと追い込まれた。1930年代の世界大恐慌以来ともいわれる危機が突然世界中を襲っている。ただ、最悪期からはいったん脱しつつある。感染拡大がいち早く進んだ中国は、他国に先駆けてコロナショックの出口へと向かっている。未だ感染拡大に歯止めがかからない米国でも、経済活動再開への動きを段階的に強めている。

こうした中、注目されるのは世界経済が先行きコロナショックからどのように立直っていくかであろう。V字回復を果たすのか、それともレ字のような道を辿るのか、そして世界経済回復の鍵は何なのか。本稿では、足元のデータを基にコロナ禍の世界経済の現状を整理する。その上で、米中欧の主要3か国・地域を中心に今後の世界経済回復の見通しについて考える。

(要 旨)

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて世界経済は急激に悪化した。特にサービス業への影響が深刻であり、GDPシェアの高さから世界経済への打撃も大きくなっている。もっとも足元では多くの国が経済活動を段階的に再開させており、回復の兆しも見えつつある。
- こうした中、期待がかかるのは中国経済の急回復である。ただ、副作用への懸念などから08年の世界金融危機時に行った4兆元投資のような大規模な経済対策は難しい。存在感が高まる個人消費も雇用・所得情勢の改善が遅れており、けん引役となるには力不足といえよう。
- また米国では、雇用・所得情勢の悪化や、消費者マインドの低下により個人消費の回復が遅れる恐れが出てきた。他方、世界金融危機時の火元となった米住宅市場は今のところ平静を保っている。ただ、雇用・所得情勢の悪化が長引けば、返済が難しくなる家計も増えてくるとみられ、注意する必要がある。
- 欧州では、コロナショックによる影響の相対的に小さいドイツが、域内経済における当面のけん引役として期待される。ただ、同国は輸出依存度の高さゆえ、海外需要の低迷や英国のEU離脱問題による混乱を受けて景気回復が頭打ちになる可能性も懸念される。
- かかる状況下、大規模な財政・金融政策が世界経済回復の下支え役として機能している。ただ、こうした状況がいつまでも持続可能なわけではない。コロナショックが長期化し、それでも財政・金融政策を続けようとするれば、急激な通貨安とインフレ、そして個人消費のさらなる減少を招きかねない。現在の世界経済回復の道のりは、いわば綱渡りの状態であり、ワクチンや治療薬が世界中に広まるまでの時間との戦いになってくるといえよう。

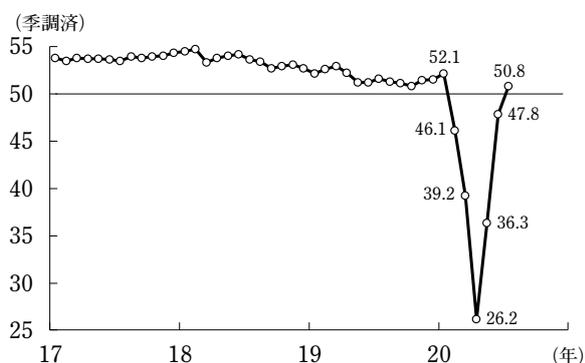
(注) 本稿は、2020年8月11日時点の情報に基づき執筆している。

1. コロナ禍における世界経済の現状

昨年末に中国で初めて感染例が報告されて以降、新型コロナウイルスは瞬く間に世界中へと広がった。そして感染拡大防止のため、1月の中国・武漢市を皮切りに各国が次々と厳しい移動制限に踏み切ったことで、経済活動にも大きな影響が及んでいる。

これに合わせて世界の企業景況感も急激に悪化した。IHSマークイットが発表したグローバル総合PMIをみると、2月に46.1と感染拡大がいち早く進んだ中国を主因に、景況感の境目となる50を大きく下回った(図表1)。3月以降は、他国でも経済活動への制約が強まったため、世界の企業景況感は一層悪化を続け、4月には26.2と記録的な水準にまで低下した。その後は、多くの国で段階的に移動制限が解除されたことを受け同指数も上昇へと転じており、直近7月には50.8と半年ぶりに50を上回った。

図表1 グローバル総合PMI



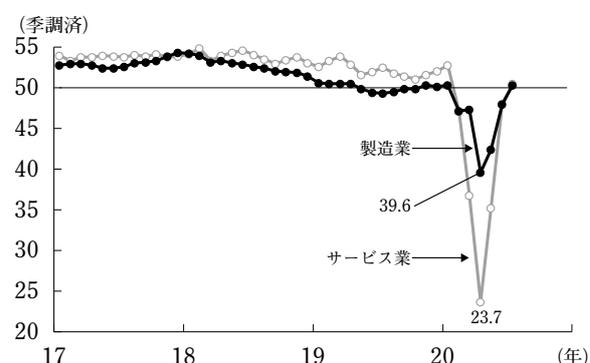
(備考) IHSマークイット資料より作成

今回のコロナショックでは、サービス業の景況感が大きく悪化したのが特徴的である。グローバルPMIを業種別に分けてみると、製造業が4月に39.6まで低下したのに対し、サービス業は23.7と相対的に落込みが大きい(図表2)。これは外出制限や入国制限などによる需要急減の影響がサービス業でより大きかったためである。サービス業はGDPに占める割合が高く(注1)、また変動も小さく安定している。今回はそのサービス業への打撃が大きかったため、経済全体への影響も深刻になったといえよう。

企業景況感の悪化は世界の实体经济にも影響を及ぼしている。CPB(オランダ経済政策分析局)が発表している世界貿易量はコロナショックを受け、急激に減少している(図表3)。世界生産量も大きく落ち込んでおり、直近5月はともに12年~14年初め頃の水準にまで低下している。

かかる状況下、国際機関は相次ぎ世界の経

図表2 グローバルPMI(業種別)

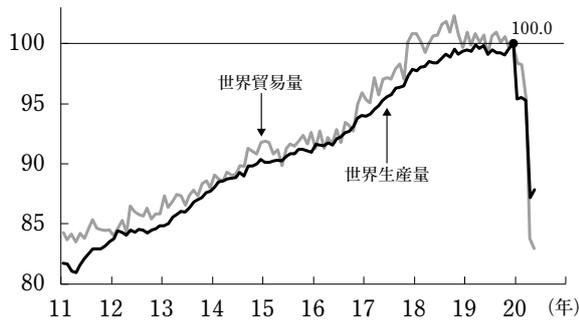


(備考) IHSマークイット資料より作成

(注)1. 例えば日本のGDPの産業別シェア(2018年)をみると、第1次産業が0.9%、第2次産業が26.6%であるのに対し、サービス業を含む第3次産業は72.3%と4分の3近くを占めている。卸売・小売業(シェア:13.8%)や運輸・郵便業(同4.7%)、宿泊・飲食サービス業(同2.4%)、娯楽業が含まれるその他サービス(同4.1%)など外出制限等の影響を特に受けている業種に絞っても、GDPの4分の1程度に達する。

図表3 世界貿易量と世界生産量

(2019年12月=100、季調値)



(備考) CPB (オランダ経済政策分析局) 資料より作成

済成長率見通しを大幅に下方修正し、20年はどこもマイナス成長を見込んでいる(図表4)。また直近に発表されたIMF(国際通貨基金)の6月見通しは、前回20年4月見通し(20年:3.0%減)からさらに下方修正されている。先行き世界経済の悪化が当初見込んでいたよりも深刻なものになると想定していることを示しているといえよう。

もっとも今後は、企業景況感の動きに合わせて世界貿易量や世界生産量も持ち直すとみられる。実際、どの国際機関も21年は再びプラス成長への復帰を見込んでいる。ただし、想定している回復スピードは決して

図表4 国際機関による世界の経済成長率見通し

(%)

発表元	19年	20年	21年	21年 (19年比)	発表日
国際通貨基金 (IMF)	2.9	△4.9	5.4	0.2	6月24日
国際協力開発 機構 (OECD)	2.7	△6.0	5.2	△1.1	6月10日
世界銀行 (WB)	2.4	△5.2	4.2	△1.2	6月8日
国際連合 (UN)	2.6	△3.2	4.2	0.9	5月13日

(備考) 各種資料より作成

速いものではない。OECD(国際協力開発機構)やWB(世界銀行)は、21年の世界GDPがコロナショック前の19年を下回る水準までしか回復しないとみている。またIMFやUN(国際連合)も19年の水準を僅かに上回る程度での回復を見込んでおり、いずれの国際機関もレ字に近い形を想定しているといえよう。

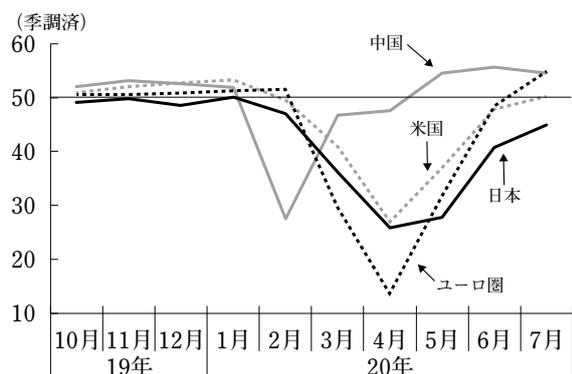
2. 中国は再び世界経済のけん引役となれるか

コロナショック後の景気回復局面で最も期待されるのは中国であろう。中国は感染拡大の封じ込めに成功していることに加え、コロナショックの出口にいち早く近づいている国の一つでもある。また、08年の金融危機時にはいわゆる「4兆元投資」を短期間で実行に移し、危機後における世界経済のけん引役を担った。経済の早い立直りと前回危機時における世界経済への貢献から、けん引役としての期待が集まるとみられる。

(1) 他国に先駆けて回復へと向かう中国経済

まず中国経済の現状を確認しておく。図表5は、前掲図表1のグローバル総合PMIを主要国・地域別にみたものである。中国の同指数は、感染拡大が経済活動を直撃した2月(27.5)に大きく低下したものの、翌3月(46.7)には企業の操業再開などを受けて急反発している。遅れて感染が広がったユーロ圏や米国、日本は中国から2か月遅れとなる4月に底打ちし上昇へと転じている。この間

図表5 総合PMI（国・地域別）

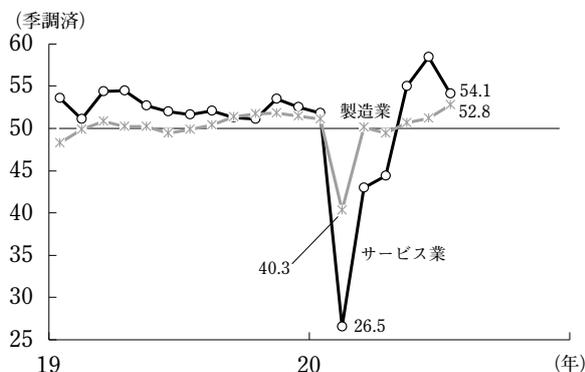


（備考） IHSマークイット資料より作成

も中国の企業景況感は改善が進んでおり、5月（54.5）、6月（55.7）、7月（54.5）と3か月連続で50を大きく上回る水準で推移している。

中国の総合PMIを業種別に分けてみたのが図表6である。中国の企業景況感も世界全体の企業景況感と同じく、コロナショックによる落込みは製造業よりもサービス業で大きかった。ただ、その後は大きく落ち込んだ反動や移動制限が解除されたことなどを受け、サービス業の景況感は急回復しており、直近7月をみても54.1と製造業（52.8）を上回っている。

図表6 中国の総合PMI（業種別）

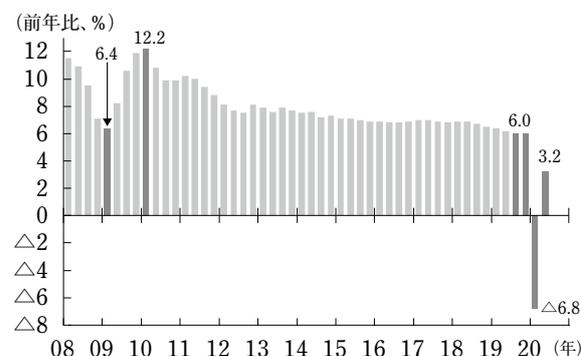


（備考） IHSマークイット資料より作成

企業景況感の改善を受けて中国経済も持ち直している。中国国家統計局が発表した20年4～6月期の実質GDPは前年比3.2%増と、四半期での公表が始まった92年以降で初のマイナスを記録した前期（同6.8%減）から再びプラス成長へと戻った（図表7）。先進国で一般的に用いられる前期比年率でみた成長率も54.6%増と、前期（同34.4%減）から大幅なプラスへと転じ、景気後退と判断される2四半期連続でのマイナス成長を回避している。

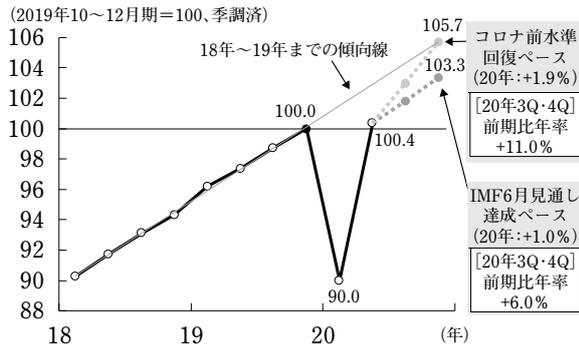
もっとも中国経済がショック以前の状態に完全に戻ったわけではない。19年10～12月期の実質GDPを100とした場合、直近20年4～6月期は100.4とコロナ前の水準を上回った（図表8）。しかしコロナショックが発生しなかった場合に期待された水準（傾向線）は依然下回っている。20年中に傾向線上に復帰するためには、残りの2四半期で前期比年率11.0%増という高い成長率が必要となる。下方修正されたIMFの6月見通し（20年：1.0%増）を達成するためにも同6.0%増と、コロナ前と同程度の成長ペースが求められる。20

図表7 実質GDP（中国、前年比）



（備考） 中国国家統計局資料より作成

図表8 実質GDP (中国、水準)



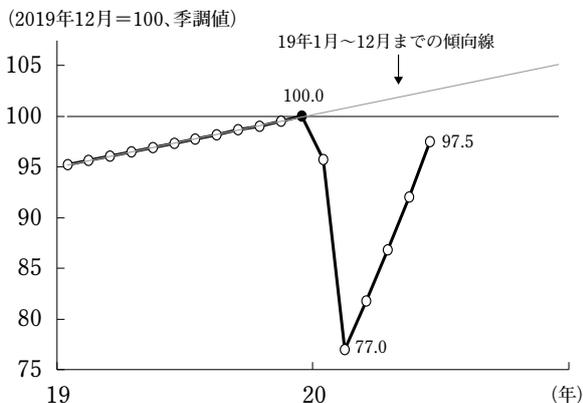
(備考) 中国国家統計局資料より作成

年4~6月期のような反動による成長率の押し上げ効果は今後弱まってくると考えられ、達成も容易ではないとみられる。

(2) 4兆元投資が再現される可能性

回復に向かう中国経済を後押しする材料として、まず「4兆元投資」の再現が考えられる。中国政府は、世界金融危機直後の08年11月に当時のGDPの10数%に相当する事業総額4兆元の経済対策を発表した。この4兆元投資の効果により、中国は翌09年に主要国が軒並みマイナス成長に陥る中で、主要国としてはほぼ唯一となるプラス成長を実現

図表9 固定資産投資 (中国、除く農村部)



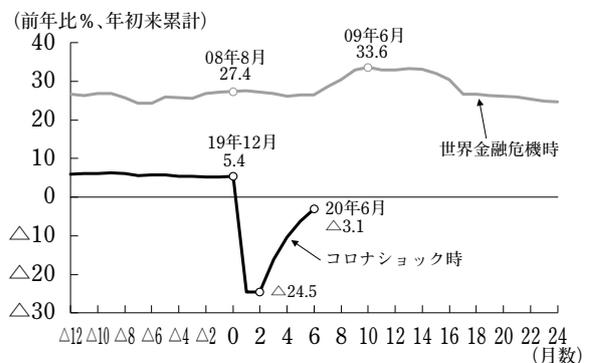
(備考) 中国国家統計局資料より作成

し、世界経済のけん引役となった。四半期でみた実質GDPの伸びは09年1~3月期の前年比6.4%増をボトムにV字回復し、1年後の10年1~3月期には同12.2%増まで急上昇している(前掲図表7)。こうした世界金融危機時の経験から、今回のコロナショックでも中国政府の動きに注目が集まっている。

そこで、まず中国の足元における固定資産投資(除く農村部)の動きをみると、1月、2月と大きく減少した後、インフラ投資を中心に持直しへと転じている(図表9)。しかしショックから半年近くが経った6月でさえも、コロナ前の水準を回復するまでには至っていない。ショックが発生しなかった場合に期待された水準(傾向線)と比べるとさらに開きは大きくなり、中国国内で投資が盛り上がる様子はみられない。

また固定資産投資の前年比(年初来累計)を、世界金融危機時とコロナショック時で比較したのが図表10である。世界金融危機時において固定資産投資は前年比で減少に転じず、伸び率もほとんど変化することなく増加

図表10 固定資産投資の局面比較 (中国)



(備考) 1. それぞれショック発生直前の08年8月と19年12月の月数を0とした。
2. 中国国家統計局資料より作成

を続けていた。半面、今回のコロナショックでは固定資産投資は大幅に減少している。そして、前回危機時はリーマンショック（08年9月）の発生から約半年後に4兆元投資の効果が現れ始め、09年6月には一時前年比33.6%増にまで伸び率が高まった。しかし、今回は足元の20年6月でさえも前年比はマイナス圏に沈んでいる。コロナショック後における中国の固定資産投資は、現時点でみる限り世界経済に恩恵をもたらしているとはいえない。

増勢が強まらない固定資産投資も、さらに時間が経過した後に急増する可能性はある。しかし、前回危機時の反省から中国政府は投資に積極的になれないとみている。図表11は名目GDPに占める投資の比率を各国・地域別にみたものである。これによると、中国の投資比率は過去から一貫して高く、投資主導の経済成長を実現してきたことが分かる。特に、4兆元投資の実施を受けて投資比率は一段と上昇し、11年には48.0%にまで達している。ただ、こうした積極的な投資は、過剰在庫や、地方政府および国有企業の債務残高急増、不動産バブルといった多くの弊害をも

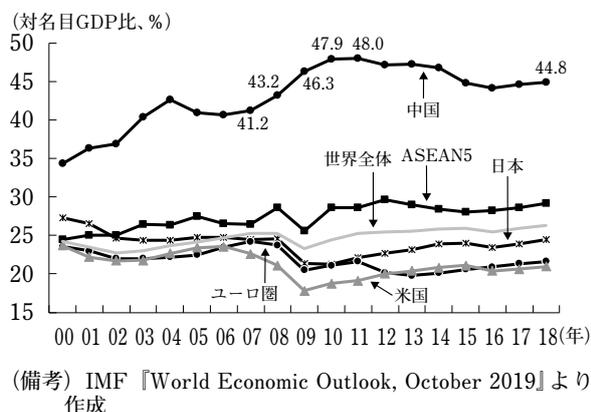
たらし、その後の中国経済の大きな足かせとなった。こうしたことから、中国政府は世界金融危機後、徐々に投資比率の引下げに動いてきた。ただ、足元の18年においても投資比率は44.8%と依然高止まりしている。そうした中、再び4兆元投資のような大規模な経済政策が行われた場合、投資比率の急上昇を招き、新たな弊害を生み出すことにつながる恐れがある。

実際、5月22日～28日にかけて開催された全国人民代表大会（全人代、国会に相当）の第3回会議において、李克強首相が実施した政府活動報告では「一般支出を断固圧縮しなければならず、大きな庁舎・公会堂・招待施設等の新たな建設を厳禁し、大風呂敷の浪費を厳禁する」、「打ち出した政策の程度を維持するのみならず、持続可能性を考慮し情勢の変化に応じて見直してよい」といった言及もあり、世界金融危機時のような過剰投資が再び繰り返されないよう努める中国政府の姿勢がみて取れる。

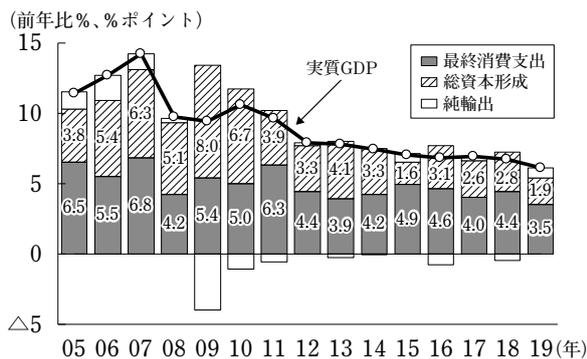
(3) 雇用・所得情勢の回復遅れが中国個人消費の足かせ

大規模投資に踏み切るのが難しい中国において、むしろ注目すべきは個人消費の動向かもしれない。実質GDPを寄与度分解すると、世界金融危機後、投資などが含まれる総資本形成の寄与は徐々に縮小している（図表12）。その一方で、個人消費などが含まれる最終消費支出の寄与度は過去から安定的に推移しており、総資本形成の寄与度が縮小した分、最

図表11 各国の投資比率



図表12 実質GDPの寄与度分解 (中国)

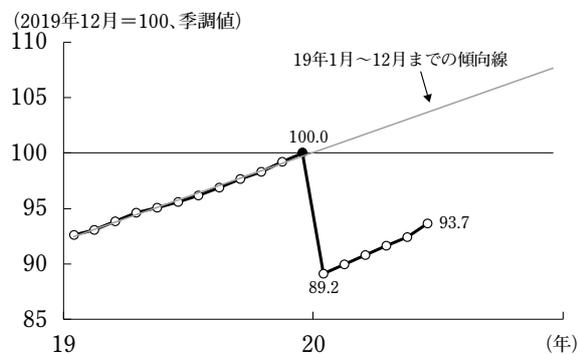


(備考) 中国国家统计局資料より作成

終消費支出の貢献が目立つようになってきた。これまで投資を大きく伸ばすことで実力以上の成長を遂げてきた中国が、投資主導から消費主導の経済成長へ構造転換を図る中で、経済の実態に見合った持続可能なレベルまで成長率を落としてきた姿がうかがえる。

ただ、コロナショック後の個人消費の状況は思わしくない。小売売上高（社会消費品小売総額）は、直近6月（前月比1.3%増）まで5か月連続で増加してきた。しかし、感染拡大前の19年12月を100とした場合、6月は93.7と水準は低く、回復が力強く進んでいる

図表13 小売売上高 (中国、名目)



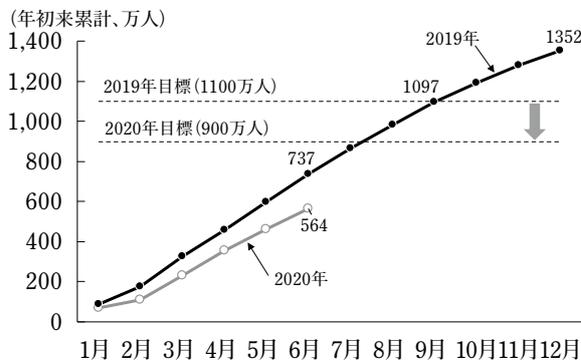
(備考) 中国国家统计局資料より作成

とはいえない (図表13)。こうした背景には、コロナ第2波に対する根強い警戒感があると考えられる。中国政府の公式発表によると、新規感染者は極めて少ない人数に抑え込まれている。この状態を維持し続けるためには今後も人々の行動を一定程度制限する必要がある。また、いつ感染が再拡大するのか分からないという不安感から消費マインドの改善は遅れると想定され、個人消費を下押しすることとなる。

もう一つ、個人消費の回復が遅れている要因として雇用・所得情勢の悪化が挙げられる。実際、20年6月までの都市部新規就業者数の累計は、564万人にとどまっている (図表14)。これは昨年同月 (737万人) と比べて173万人も少ない。また、中国政府は今年の政府目標を900万人と昨年の1,100万人から大きく引き下げており、雇用情勢の回復が遅れることを見込んだ対応とみられる^(注2)。

失業率も上昇傾向にある。都市部調査失業率はコロナショック以降、水準を切り上げて

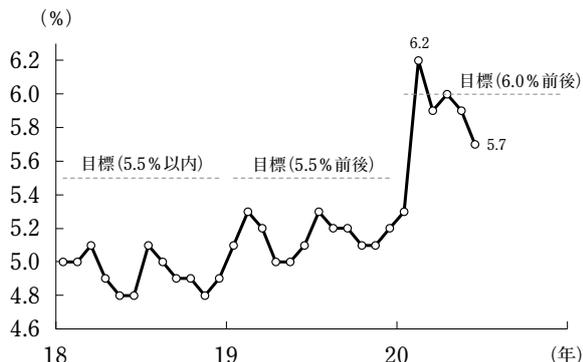
図表14 都市部新規就業者数 (中国)



(備考) 人力資源・社会保障部資料より作成

(注) 2. ちなみに08年の世界金融危機時において、中国政府は都市部新規就業者数の目標値を900万人から引き下げてはいない。

図表15 都市部調査失業率（中国）

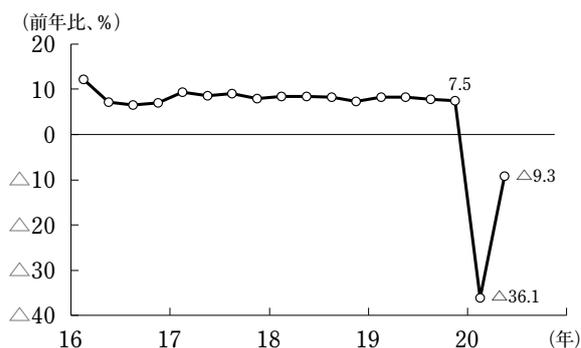


(備考) 中国国家统计局資料より作成

いる（図表15）。中国政府も20年の政府目標を19年の5.5%前後から6.0%前後へと引き上げた。中国の失業率は他国と比べて小幅にしか変化しないが、極めて安定的に推移していた過去と比較すれば、足元での失業率の上昇は顕著な動きといえ、雇用情勢が急激に悪化していることが分かる。

またこれまで中国经济を労働面から支えてきた出稼ぎ労働者もコロナショックの影響を強く受けている。20年1~3月期における出稼ぎ労働者の総所得は、前年比36.1%減と大幅な減少となった（図表16）。その後は移動制限が緩和されたことなどを受けて、出稼ぎ

図表16 出稼ぎ労働者の総所得（中国）



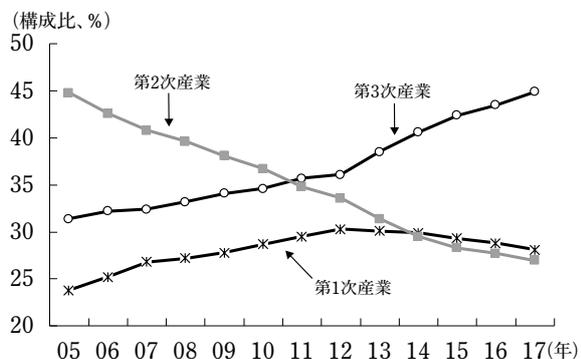
(備考) 1. 出稼ぎ労働者数×同労働者の平均月給より計算
2. 中国国家统计局資料より作成

労働者の職場復帰は進んでいるものの、賃金水準の低下などが響いて20年4~6月期の総所得は依然前年を1割近く下回っている。

中国では、第3次産業に従事する就業者数の比率が年々高まっており、経済のサービス化が急速に進んできた（図表17）。今回のコロナショックにおいて最も影響を受けているのがサービス業であることを踏まえれば、中国の雇用・所得情勢が今後急回復すると予想するのは難しいだろう。

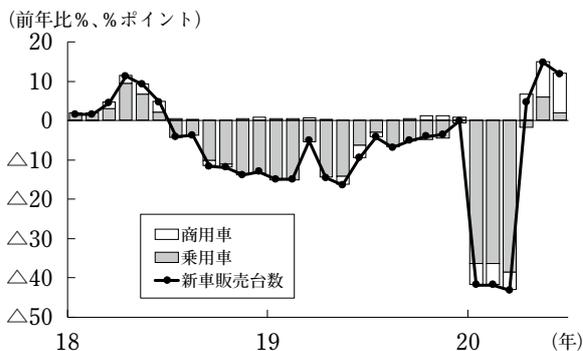
以上みてきたように、投資に代わり期待される個人消費も現状では世界経済のけん引役となるには力不足なのかもしれない。実際、

図表17 就業者数の構成比（中国）



(備考) 人力资源・社会保障部資料より作成

図表18 新車販売台数の寄与度分解（中国）



(備考) 中国自動車工業協会資料より作成

急回復している新車販売台数の動きをみても、政府のインフラ投資拡大の後押しなどで商用車の寄与が大きい（図表18）。乗用車もプラス寄与に転化しているものの、コロナショックによる落込みを取り戻すほどの勢いはない。

3. 未だ存在感を示す米国経済の行方

中国が再び世界経済のけん引役を担うのは難しいとなれば、米国経済の回復がどれくらいの速さで進むのか、その復調ペースに次の焦点が当たる。図表19は世界GDPに占める主要国・地域のシェアをみたものである。1980年代半ばに一時35%近くにまで上昇した米国のシェアは、その後徐々に低下してきた。93年のEU発足や中国経済の急拡大などを受け、米国経済の重要度が下がってきているようにもみえる。ただ、それでも米国が世界の4分の1を占める世界最大の経済大国であることに変わりはない。また、2010年代半ば以降、米国のシェアはやや上昇しEUを再び上回っている。さらに英国のEU離脱を

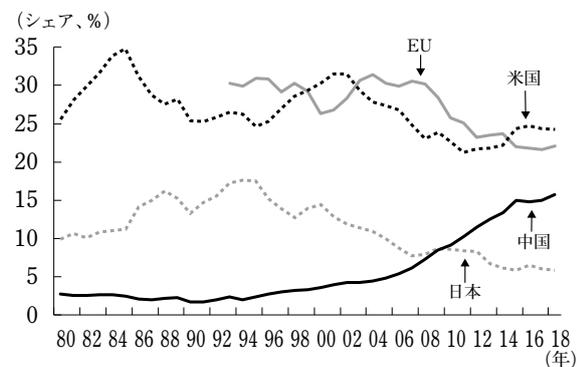
受けて、米国との経済規模の差はより広がることとなろう。急速にシェアを高めてきた中国とも、依然10%程度の開きがあることを踏まえれば、米国は今でも世界経済を左右する経済力を有しているといえる。

(1) コロナショック後の米個人消費の状況

世界最大の規模を維持する米国経済の中でも、特に重要なのが個人消費である。米国の個人消費はGDPの7割近くを占めており、需要項目ごとに分けてみると成長率全体に対する個人消費の寄与が極めて大きいことが分かる（図表20）。また、他の需要項目と比べると変動が小さく安定しており、設備投資や輸出などがマイナス寄与となる局面においても、個人消費は2%ポイント前後のプラス寄与を維持してきた。

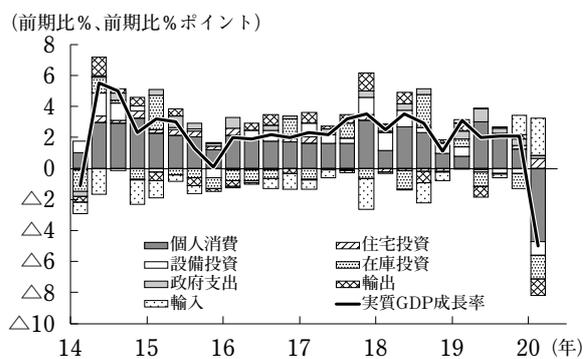
初めに米個人消費の足元の動きを確認する。物価変動の影響を除いた実質ベースの個人消費は5月（前月比8.4%増）、6月（同5.2%増）と2か月連続で大幅増となった（図表21）。多くの州で外出制限が解除され、飲食店の営

図表19 世界GDPに占める各国のシェア



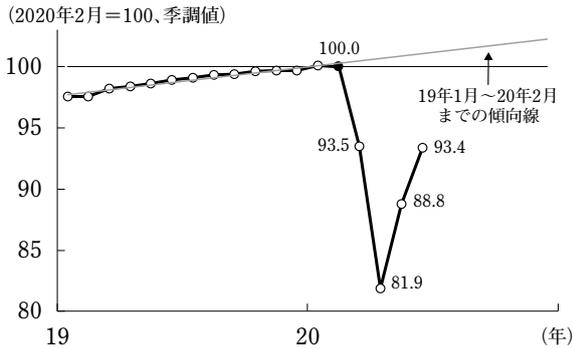
(備考) IMF『World Economic Outlook, October 2019』

図表20 実質GDPの寄与度分解（米国）



(備考) 輸入は控除項目。米商務省統計より作成

図表21 個人消費の推移（米国、実質）



（備考）米商務省資料より作成

業再開が始まったことなどが消費全体を押し上げている。ただし水準は低い。コロナショック直前の20年2月の個人消費を100とした場合、直近6月でも93.4とコロナ前の水準を大きく下回っている。

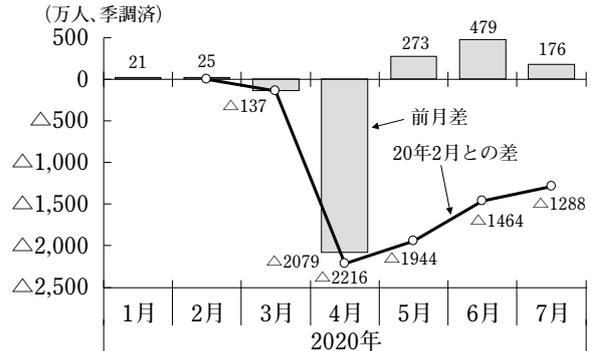
（2）米個人消費の回復ペースが今後速まる可能性

「底打ちはしたが、回復ペースは鈍く水準は依然低い」というのが米個人消費の現状評価であろう。では、この米個人消費の回復ペースは今後速まっていく可能性はあるのだろうか。ここでは個人消費の動きに大きな影響を与える雇用・所得情勢と消費者マインドを中心にみていくこととする。

イ. 雇用・所得情勢

米労働省が発表している雇用統計をみると、非農業部門雇用者数は4月（前月差2,079万人減）の記録的な落込みの後、5月、6月、7月と増加に転じている（図表22）。ただ、それでも直近7月の雇用者数はコロナショック前と比べて1,200万人以上も少

図表22 非農業部門雇用者数（米国）

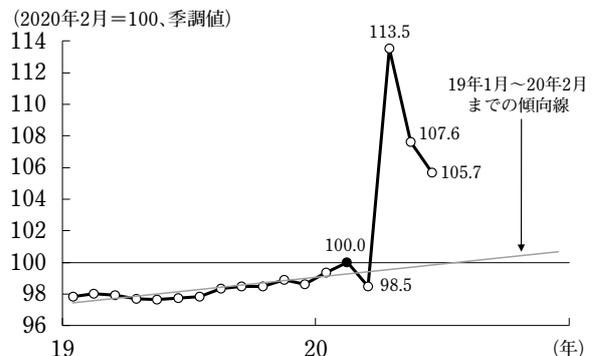


（備考）米労働省資料より作成

なく、依然として多くの人が職を失った状態にあることが分かる。

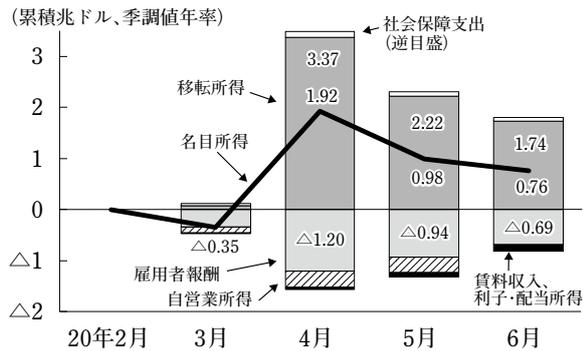
通常、失業者数が増えれば所得総額は減少する。しかし足元ではそうになっていない。税金や社会保険料などを引いた後の手取り額である実質可処分所得は、コロナショック直前の20年2月を100とした場合、4月は113.5と1割近くも増加している（図表23）。これはトランプ米政権が行った家計への現金給付（大人1,200ドル、子供500ドル）や、失業保険の上乗せ支給（週600ドル）といった大規模な家計支援策が影響している。所得の内訳をみても、全体を大きく押

図表23 可処分所得（米国、実質）



（備考）米商務省資料より作成

図表24 所得の内訳（米国、名目）



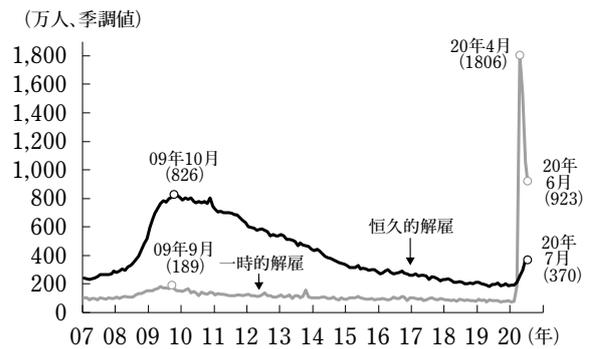
(備考) 米商務省資料より作成

し上げているのは失業保険給付や現金給付などが含まれる移転所得であることが分かる(図表24)。その一方で、給与所得が含まれる雇用者報酬はショック後に急減しており、雇用環境の厳しさを素直に反映した結果といえよう。

ただ、こうした状況は長くは続かないとみている。現金給付は今のところ1回限りの予定となっている。また、失業保険の上乗せ支給は7月末でいったん打ち切りとなった後、大統領令の発動により当面継続されることになったものの、上乗せ額は週600ドルから400ドルに減額されている。このため移転所得による押し上げ効果は今後薄れていくとみられ、近い将来コロナショックが発生しなかった場合に期待された水準(傾向線)や、コロナ前の20年2月の水準を下回るまで所得が落ち込む可能性すら考えられる。所得が政策効果に支えられていること自体、極めて不安定であり、消費の基調は弱い状態がしばらく続くとみている。

さらに懸念されるのは、恒久的解雇に分

図表25 恒久的解雇と一時的解雇（米国）



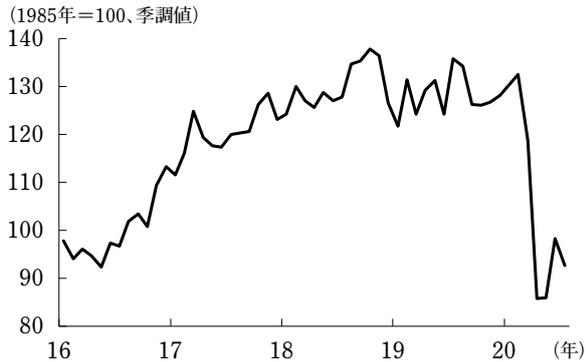
(備考) 米労働省資料より作成

類される失業者数が徐々に増えてきていることである(図表25)。コロナショック発生直後は、一時的解雇に分類される失業者数が急増した。これは08年の世界金融危機時に一時的解雇があまり増えず、恒久的解雇が大幅に増加した動きとは対照的であり、今回の危機では移動制限が解除された後に元の職場に復帰することが前提とされていたためであろう。ただ、ここにきて一時的解雇に分類される失業者数が急減しているのに対して、恒久的解雇に分類される失業者数が増えている。コロナショックの影響が長期化していることで、元の職場に戻れる見込みのない失業者が増えているとみられ、新型コロナウイルスの収束後の雇用の回復力が弱まってきている可能性がある点には注意が必要である。

ロ. 消費者マインド

コンファレンスボードが発表している消費者信頼感指数の動きをみると、直近7月は92.6と3か月ぶりに悪化へ転じた(図表26)。感染再拡大による6月後半からの移動制限

図表26 消費者信頼感指数（全体、米国）

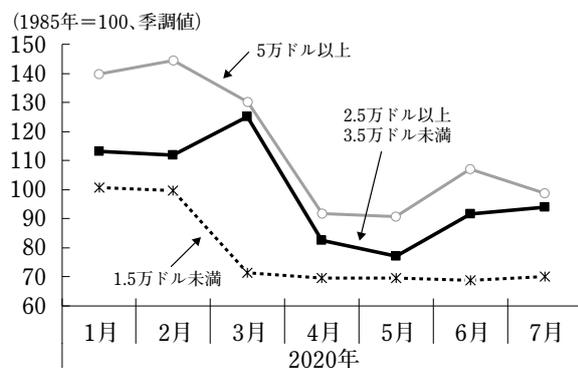


(備考) 米コンファレンスボード資料より作成

が影響したとみられ、依然ショック前の水準を大きく下回っている。雇用・所得情勢に加え、消費者マインドの面からも個人消費への向かい風が続くと予想される。

もっとも消費者マインドの動きは一様ではない。消費者信頼感指数を所得別にみると、年収2.5万ドル以上3.5万ドル未満や、5.0万ドル以上といった相対的に所得水準の高い世帯は、緩やかながらも改善傾向にある（図表27）。対して、年収1.5万ドル未満の低所得世帯の消費者マインドは、コロナショックで低下したまま横ばいでの推移が続いている。こうした背景には、金融緩

図表27 消費者信頼感指数（所得別、米国）



(備考) 米コンファレンスボード資料より作成

和を追い風に急反発した株価によるマインド改善の恩恵が、金融資産を多く保有する高所得世帯で大きかったためとみられる（資産効果）。また、低所得世帯では飲食業など対人接客の仕事に就いている労働者が多とみられ、コロナショックによる失業や所得減少の影響をより強く受けたため、マインドの改善が遅れている可能性も指摘できる。

以上みてきたように、個人消費の動きを左右する雇用・所得情勢と消費者マインドの先行きは、決して明るいとはいえない。足元で感染再拡大の影響が徐々に広がっていることを踏まえると、改善ペースがさらに遅れる可能性もある。また、状況次第では世界経済回復の足かせとなる恐れもあり注意する必要があるだろう。

(3) 米住宅市場のリスクをどうみるか

今回のコロナショックにおいて、気がかりなことの一つに08年の世界金融危機の火種となった米住宅市場の動向が挙げられる。2000年代初め、米国ではサブプライムローン（信用度の低い借り手向けの高金利住宅ローン）の融資基準が緩和されたことを機に、低所得者の間での利用が急速に広がった。これに合わせてサブプライムローンが組み込まれた証券化商品も多数発行され、投資家による積極的な購入へとつながっていく。しかし、07年頃から住宅価格が下落へと転じたことで、借り手側であるサブプライムローンの返済率が滞り始め、金融機関などが

次々に損失を計上する事態へと陥ってしまう。そして08年9月15日に米投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻し(リーマンショック)、世界的な金融危機へとつながっていく。

あれから10年以上が過ぎた現在、コロナショックを機にリーマンショックのような米住宅市場に端を発した世界的な金融危機が発生するリスクはどの程度あるのかについてここでは検証していく。

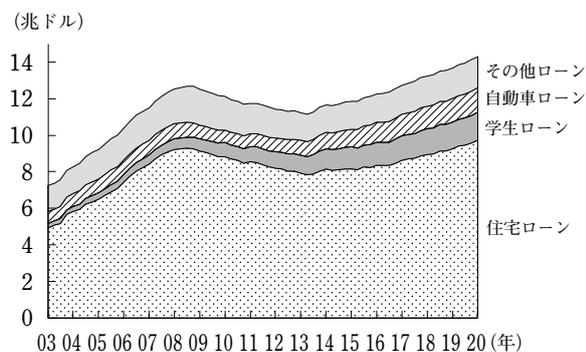
まず、住宅ローン市場の現状から確認していく。直近20年1~3月期における家計債務残高は合計14.30兆ドルと19年10~12月期から2兆ドル以上増え、世界金融危機前の最高値(12.68兆ドル、08年7~9月期)を上回る水準で推移している(図表28)。前期からの変化幅を詳しくみると、住宅ローン(9.56兆ドル→9.71兆ドル)、学生ローン(1.33兆ドル→1.35兆ドル)、自動車ローン(1.51兆ドル→1.54兆ドル)はいずれも増加しており、2月までの好調な米国経済を反映している。他方で「その他」に含まれるクレジットカード債務は減少(0.93兆ドル→0.89兆ドル)に転じており、感染拡大防止のために実施した

移動制限の影響を受けているためとみられる。

家計債務残高の規模だけからみれば、世界金融危機前の最高値を上回っていることから、米国家計は債務を過剰に抱えているようにもみえる。ただし、家計債務残高を対可処分所得比でみると、リーマンショック前の07年10~12月期には116.0%まで上昇していたのに対し、直近20年1~3月期は85.6%と低い水準に抑えられている(図表29)。これは家計債務残高が増える中で、それ以上の勢いで可処分所得が増えたためであり、結果として債務負担感は軽減されている。また、家計では債務残高以上に資産残高が増えたことで純資産は増加しており、これも負担感の軽減に貢献している。コロナショックによる株価急落で一時純資産は大きく減少したものの、Fedによる金融緩和の効果で株価が急回復していることから、今のところその影響も小さいと思われる。

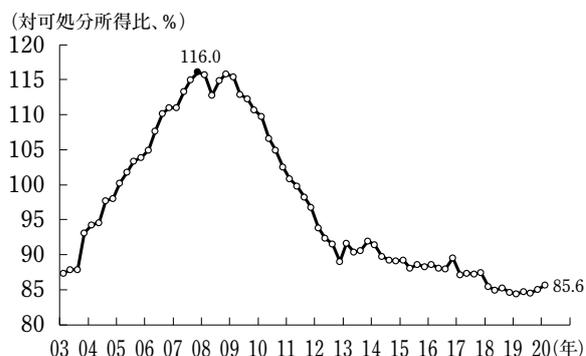
こうしたことから延滞率も低い水準で推移してきた。直近20年1~3月期の家計債務残高全体の延滞率は3.17%にまで下がっている(図表30)。住宅ローンに限れば1.06%とさら

図表28 家計債務残高(ローン種別、米国)



(備考) NY連銀資料より作成

図表29 家計債務残高(対可処分所得比、米国)



(備考) NY連銀資料、米商務省資料より作成

図表30 ローン延滞率（90日以上、米国）



（備考）NY連銀資料より作成

に低く、少なくともコロナショック前までは家計がローンの支払いに窮する状況下にはなかったと考えられる^(注3)。この延滞率の低さを支えてきた要因の1つに住宅ローン金利の低さがある。30年固定の住宅ローン金利は、世界金融危機前は6%前後で推移していたが、その後は低下が進み、近年は4%前後での動きを続けてきた（図表31）。とりわけ、コロナショック後は大規模金融緩和の恩恵で低下に拍車がかかり、30年固定の住宅ローン金利は足元で3%を切る水準まで下がっている。

図表31 住宅ローン金利（30年固定、米国）



（備考）NY連銀資料より作成

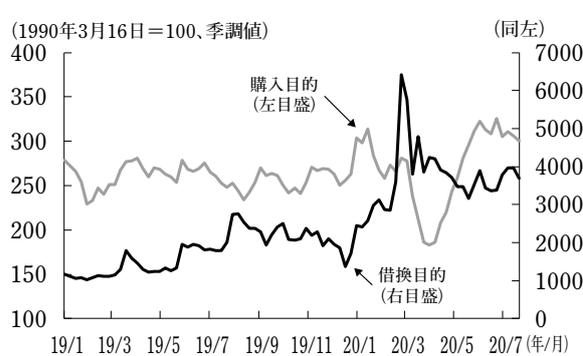
図表32 中古住宅販売件数（米国）



（備考）全米不動産協会（NAR）資料より作成

ただ、堅調に推移してきた住宅市場もコロナショックによって一時急激に悪化した。全体の9割近くを占める中古住宅の販売件数は、直近5月に391万件（年率換算）と大きく落ち込んだ（図表32）。しかし住宅ローンの申請件数の動きをみると、空前の低金利が後押しとなり、購入目的での申請件数は急回復を遂げ、7月以降も高水準をキープしている（図表33）^(注4)。こうした住宅ローン申請件数のV字回復の流れを踏まえると、中古住宅販売件数も先行き力強く回復することが期待される。

図表33 住宅ローン申請件数（米国）

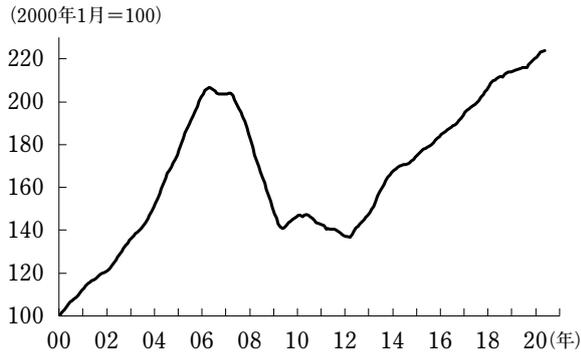


（備考）米抵当銀行協会（MBA）資料より作成

(注)3. ここ数年注目されているのは、住宅ローン以外の学生ローンや自動車ローンにおける延滞率の上昇である。ただ、住宅ローンと比べて残高が小さいことから、米国経済全体に与えるインパクトとしては現状それほど大きくないとみられる。

4. 購入目的の住宅ローン申請件数が20年4月から5月にかけて大きく落ち込んだ背景には、外出制限等により住宅の内覧などができず、住宅ローンの申請手続きが進まなかったことが主因であると思われる。

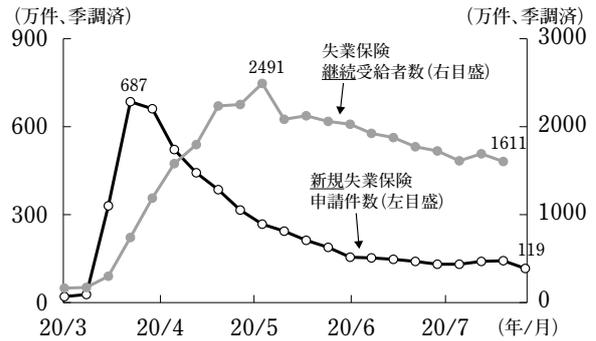
図表34 ケース・シラー住宅価格指数(米国)



一方、住宅価格は今のところ腰折れせず上昇を続けている。5月のケース・シラー住宅価格指数(主要20都市)は前年比+3.69%と引き続きプラスの伸びを維持している(図表34)。今後の米国景気悪化を受けて下落に転じる可能性も考えられるが、世界金融危機時のような3割近く下落した局面とは大きな違いがある。

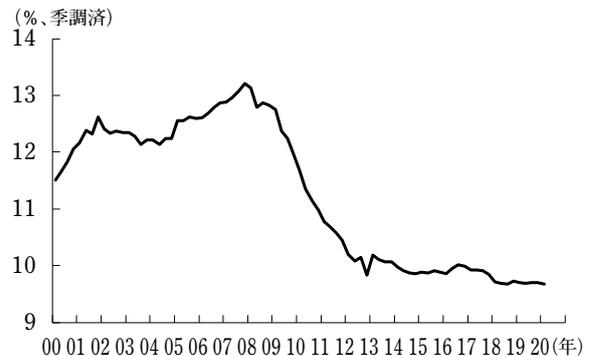
以上みてきたように、米国の住宅市場はコロナショック前も健全な状態にあり、またコロナ禍でも大崩れすることなく堅調に推移している。しかしこうした状況下においても不安材料はある。最も懸念されるのは足元における雇用・所得情勢の悪化が長期化していくことであろう。6月後半からの米南部・西部を中心とした感染再拡大によって、経済活動は再び制約を受けている。米労働省が発表した新規失業保険申請件数は、8月1日までの1週間で119万人と減少傾向ではあるものの、歴史的な高水準が続いている(図表35)。また先述のとおり、7月末で失業保険の上乗せ支給はいったん失効しており、今後も再開されない場合は、所得への下押し圧力が徐々に強まる可能性もある。

図表35 新規失業保険申請件数(米国)

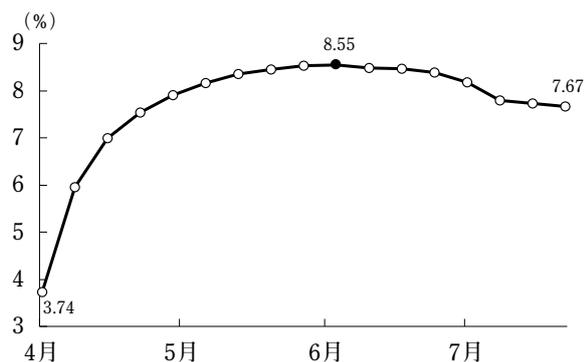


雇用・所得情勢の悪化が長期化し所得の減少圧力が強まれば、これまで低く抑えられてきた家計債務返済比率(=元利払い/可処分所得)が急上昇し、家計が債務返済に窮する事態に陥る恐れもある(図表36)。そしてこうした状況がさらに長引けば、住宅ローン返済猶予率に対する上昇圧力も強まってくる。コロナショックを受けて、住宅ローン返済猶予率は6月初めに一時8.55%にまで上昇し、約430万人が一部返済猶予や減免措置を受けている状況下にあった(図表37)。足元こそやや低下傾向にあるものの、今後の雇用・所得情勢次第では再び上昇に転じる可能性もある。最終的にはローン延滞率の上昇などへもつな

図表36 家計債務返済比率(米国)



図表37 住宅ローン返済猶予率（米国）



（備考）米抵当銀行協会（MBA）資料より作成

がりかねず、注意が必要である。

4. コロナショックは欧州統合に何を もたらすか

最後に欧州についてみていく。欧州では93年のEU発足によって、米国に肩を並べる規模となる一大経済圏を形成し、その存在感を高めてきた。しかし、08年の世界金融危機以降は、ギリシャ危機など国の集まりゆえに生じる歪み^(注5)が表面化し、欧州全体の景気回復の遅れへとつながった。この間、世界GDPに占めるシェアも低下を続けており、

英国のEU離脱を受け今後シェアはさらに3～4%低下する見込みである（前掲図表19）。

こうした中、コロナショックによる欧州経済の回復ペースとともに注目されるのが、欧州統合の行方であろう。ショックを機に欧州統合の深化が進み、より強固な共同体への道筋が示されれば景気回復ペースを速めることにもつながる。なお、ここではEUの中でも単一通貨のユーロを導入し、金融面でも結びつきが強いユーロ圏を中心にみていくこととする。

(1) ユーロ圏経済の現状

まずユーロ圏の現状を確認する。EU統計局が発表した20年4～6月期のユーロ圏実質GDP（速報値）は前期比年率40.3%減と、過去最大のマイナス成長となった（図表38）。コロナ前の19年10～12月を100とした場合、4～6月期の実質GDPの水準は84.7と、経済規模は1割以上も縮小している（図表39）。主要国別にみると、フランス（前期比年率

図表38 実質GDPの増減率（ユーロ圏）

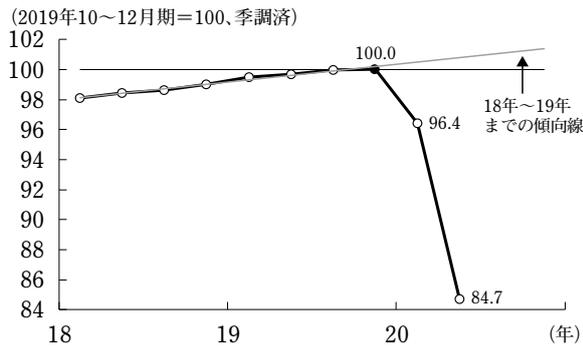
（前期比年率、季調済）

	2019年				2020年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
ユーロ圏 (100.0%)	2.0	0.8	1.1	0.1	△13.6	△40.3
ドイツ (28.3%)	2.5	△2.0	1.2	△0.1	△7.8	△34.7
フランス (20.6%)	2.2	1.0	0.6	△0.7	△21.7	△44.8
イタリア (14.8%)	0.8	0.4	0.0	△0.9	△19.8	△41.0
スペイン (10.9%)	2.2	1.5	1.8	1.5	△19.3	△55.8
[参考] 英国 (20.9%)	2.7	△0.2	2.1	△0.0	△8.5	N/A

（備考）1. シャドローは伸び率がマイナスの部分。カッコ内の数値はユーロ圏の直近GDPを100%とした場合の各国シェア
2. Eurostat、各国統計より作成

(注)5. 08年の世界金融危機後、財政悪化が特に懸念されるギリシャ・アイルランド・イタリア・ポルトガル・スペインの5か国（GIIPSと呼ばれる）への経済支援等を巡って、ドイツやフランスなどが難色を示したことからEU加盟国内で軋れきりが高まり、結果として欧州全体の景気回復の足かせとなった。

図表39 実質GDPの推移（ユーロ圏）

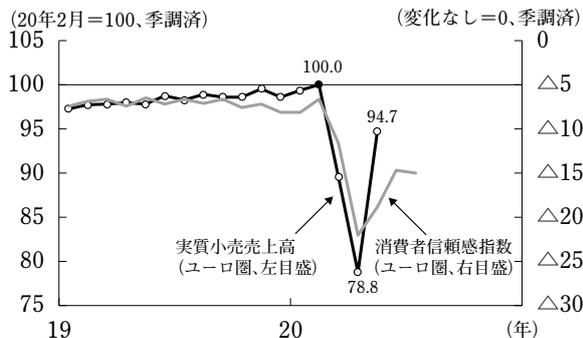


（備考）Eurostatより作成

44.8%減）、イタリア（同41.0%減）、スペイン（同55.8%減）が2四半期連続で2桁のマイナス成長となったほか、これまで経済への影響が相対的に小さかったドイツ（同34.7%減）も大幅減となっている。

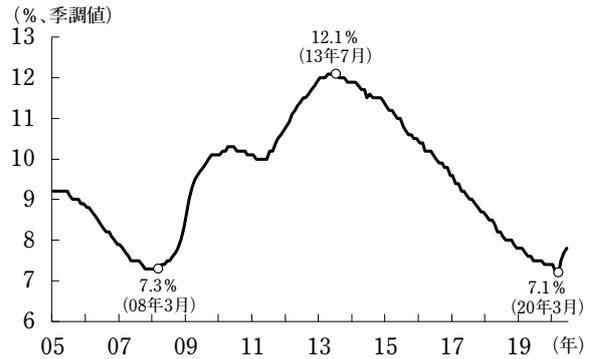
足元の動きをみても、米国や中国と同様、コロナショックからの戻りは弱い。5月のユーロ圏小売売上高は前月比20.3%増と3か月ぶりに増加したものの、依然ショック前の20年2月の水準を下回っている（図表40）。さらにここきて消費者マインドに変調の兆しがみられる。7月の消費者信頼感指数（確定値）は△15.0と3か月ぶりに悪化に転じており、米国と同じく感染再拡大に対する懸念

図表40 消費関連データ（ユーロ圏）



（備考）Eurostat、European Commission資料より作成

図表41 失業率（ユーロ圏）



（備考）Eurostatより作成

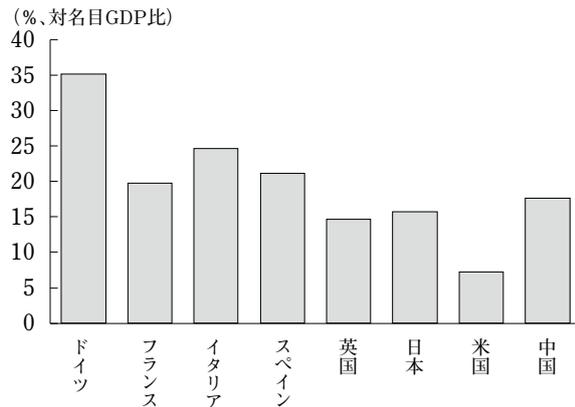
の高まりがマインドの回復を妨げているとみられる。また、失業率も20年3月の7.1%をボトムに2か月連続で上昇しており、雇用情勢も悪化に転じている（図表41）。

（2）域内経済のけん引役が期待されるドイツ

こうした中、ユーロ経済はドイツが中心となって今後緩やかに回復していくとみている。ドイツはユーロ圏加盟国の中ではコロナショックによる経済への影響が今のところ小さい。またここ数年、財政黒字を維持しており新規国債発行もゼロにするなど、他国と比べて財政は極めて健全な状態にある。そのため財政政策による景気下支えの余地は大きいとみられ、実際6月3日には20～21年にかけて実施が予定される1,300億ユーロ規模の新たな景気対策を取りまとめている。

もっともドイツ経済の先行きにも懸念材料はある。主要国における18年の輸出依存度（対名目GDP比）をみると、ドイツは35%とEU域内のフランスやイタリア、EU域外の日本や中国などと比べても頭一つ抜け出ている（図表42）。このためドイツは他国と比べて

図表42 輸出依存度の国際比較 (2018年)



(備考) IMF『World Economic Outlook』、RIETI-TIDより作成

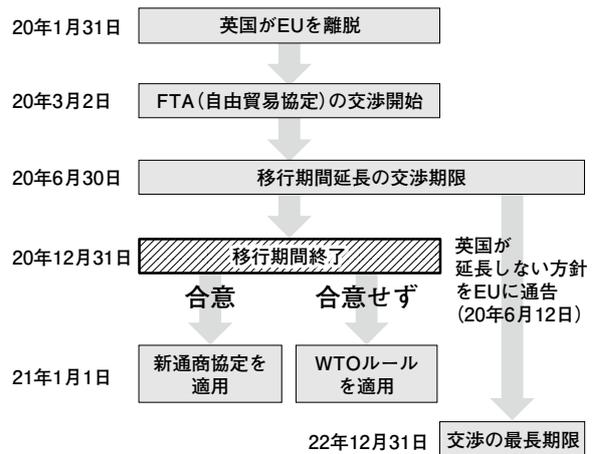
海外経済減速の影響を受けやすいとみられ、経済対策などによる内需の持直し効果を輸出の急減が打ち消してしまう可能性が考えられる。

また、英国のEU離脱問題も最終決着には至っていない。英国はEUからの離脱こそ実現させたものの、EUとの自由貿易協定(FTA)交渉は難航しており、「公正な競争環境の確保」や「漁業権」といった分野を中心に両者の隔たりは大きい。20年末の移行期間終了までに交渉がまとまらず、WTOルールが適用される事態となれば、21年初めから新たに関税が発生することとなり、ドイツを筆頭に英国との貿易関係が深いユーロ圏加盟国の景気回復の重石になる恐れもある(図表43)。

(3) 危機を経て前進が期待される欧州統合の深化

一方、今回のコロナショックを機に、ユーロ圏の財政統合の深化が進み始めたことは朗

図表43 英・EU間の通商交渉スケジュール



(備考) 各種報道より作成

報といえよう。6月から持ち越しとなっていた7,500億ユーロの復興基金案は、EU首脳会議の会期を大幅に延長し、7月21日に合意にこぎつけた。修正案では、①返済が不要な補助金の割合が引き下げられたほか、②EU予算への拠出金を払い戻す「リベート」や、③供与された資金が適切に使われていない場合に加盟国が問題提起できる仕組みが導入されるなど、オランダやオーストリアなど財政規律を重視する加盟国に配慮した内容となっている(図表44)。同基金案はEUの中期予算案(21~27年)に組み込まれ、欧州議会の同意を得た上で、21年からコロナショックの影響が大きいイタリアやスペインなどの南欧諸国を中心に分配される予定となっていることから、景気回復の追い風として期待される。

また同基金の原資は、欧州委員会(EC)が自ら発行する債券によって市場から全額が直接調達される。大規模な共通債の発行は今回が初めてであり、財政統合の進展によるEU統合のさらなる深化にも期待が集まる。

図表44 復興基金案の概要

内容
・ 総額7,500億ユーロ。うち3,900億ユーロが返済不要な補助金、残り3,600億ユーロは低利融資 ・ 当初案は7,500億ユーロのうち5,000億ユーロが補助金、2500億ユーロが低利融資
資金提供開始時期
・ 欧州議会の同意を得た上で、21年から各加盟国に配分予定
資金調達・返済
・ 欧州委員会（EC）がEU全体を代表して債券を発行し、加盟国共同で原資を調達 ・ 共通債券の償還期間は最大30年。2058年までにEU予算から返済 ・ 加盟国の拠出金増額と、EUの新規財源（プラスチック新税、国境炭素税、デジタル税など）から返済
その他
・ EU予算への拠出金を払い戻す「リベート」を導入 ・ 供与された資金が適切に使われていない場合、加盟国が首脳会議で協議できる仕組みを導入

（備考）各種報道より作成

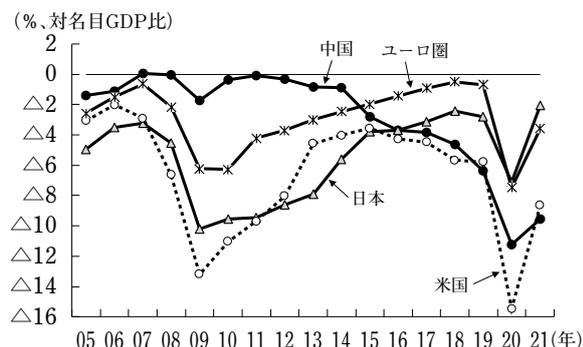
5. コロナショックの長期化がもたらすリスク

以上みてきたように、コロナショックの発生により世界経済はかつてないほどの落込みを記録している。こうした中、世界経済回復のけん引役として期待された中国は、世界金融危機時における副作用の苦い経験などから、かつての4兆元投資のような大規模対策を実行に移すことは難しいとみている。また、米国では雇用・所得情勢の悪化などを背景に、個人消費の回復が遅れる可能性が高まっている。今のところ住宅市場に変調はみられないものの、雇用・所得情勢の悪化が長引けばローン返済に窮する家計が急増する恐れもある。欧州もドイツをけん引役に景気回復が期待されるものの、同国はその輸出依存度の高さから海外経済減速の影響を受けやすいとみられ、今後景気回復ペースが頭打ちとなる可能性も考えられる。

かかる状況下、コロナ禍における世界経済の下支え役として機能しているのが、大規模な財政政策と金融政策である。コロナショック以降、各国政府は景気の急激な悪化に対応するため矢継ぎ早に大規模な財政政策を実行に移してきた。米国では3月27日に世界金融危機時を大きく上回る2兆ドル規模の大型経済対策法案が成立しており、足元ではさらなる追加の経済政策も検討されている。また先述のとおり、欧州でもドイツが財政健全路線を一時棚上げし大規模な景気対策をまとめあげたほか、EUでは復興基金案が合意に達している。

こうした各国政府の大規模な対策がコロナショックによる経済への悪影響を大幅に軽減していることに疑いの余地はない。ただ、必要性が高いからとはいえ、過去に例をみないほどの大規模な経済対策は、その裏で各国政府の財政を大きく悪化させることになる。図表45は、各国・地域における財政収支の対名目GDP比をみたものである。08年の世界金融危機により

図表45 各国・地域の財政収支
(対名目GDP比)



(備考) 1. 20年及び21年は4月時点の推計値。一部の国では19年以前が推計値の国もある。
2. IMF『World Economic Outlook, April 2020』より作成

膨らんだ財政赤字は、その後徐々に赤字幅を縮小させてきたものの、今回のコロナショックを受け再び急拡大が見込まれている。IMFの見通しによると、米国では20年の財政収支(対名目GDP比)が△15.4%と19年(△5.8%)から大幅に悪化すると予想されている。翌21年は△8.6%と赤字幅は縮小するものの、それでも世界金融危機時に匹敵する財政悪化が見込まれている。もっとも、このIMFの見通しは4月時点のものである。その後もコロナショックによる経済への下押し圧力が強まり各国政府が追加対策に踏み切っていることを勘案すると、IMFの見通しよりも足元ではさらに財政悪化が進んでいるとみられる。

そして今後重要になってくるのが、国債の格付の動向である。財政赤字の拡大などを理由に、格付会社が格付の引き下げに踏み切る可能性が考えられるためである。実際、格付会社のフィッチ・レーティングスやS&Pグローバル・レーティングは、米国債などの格付の見通しをコロナショック後に引き下げて

図表46 最近の格付変更の動き

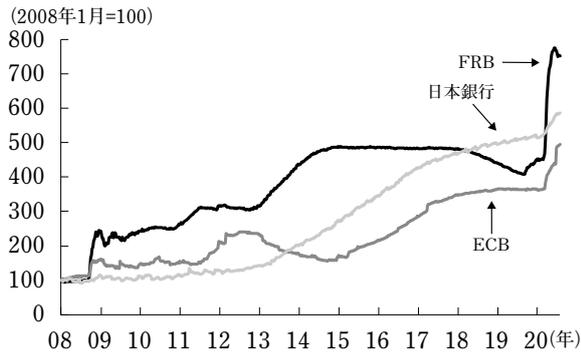
変更日	対象国	格付会社	変更内容
4月28日	イタリア	フィッチ	BBBマイナスに引き下げ
5月15日	フランス	フィッチ	見通しを安定的からネガティブへ引き下げ
6月9日	日本	S&P	見通しをポジティブから安定的に引き下げ
7月29日	日本	フィッチ	見通しを安定的からネガティブに引き下げ
7月31日	米国	フィッチ	見通しを安定的からネガティブに引き下げ

(備考) 1. フィッチはフィッチ・レーティング、S&PはS&Pグローバル・レーティングの略
2. 各種報道等より作成

いる(図表46)。こうした格下げの動きが今後強まれば、金利上昇などを通じて国債の安定消化に支障が出てくるほか、その国の通貨で売り圧力が強まる恐れもある。

また財政悪化に加え、大規模な金融緩和により各中央銀行のバランスシートが急拡大している。図表47は日米欧の中央銀行の総資産を、08年1月を100として比べたものである。世界金融危機時の大規模な量的緩和策により各中央銀行のバランスシートは急拡大した。ただその後世界金融危機の影響が薄れるにつれ、FRBやECBなどでは総資産が横ばいから減少へと転じていた。しかし、コロナショックの発生により各中央銀行は再び大規模な量的緩和策に踏み切り、結果として総資産は過去最大規模にまで膨らんでいる。またFRBなどでは国債のみならず、MBS(住宅ローン担保証券)や社債などリスクの高い債券の購入にも踏み切っている。こうした積極的な金融緩和策が功を奏して、コロナショックが金融危機へ伝播するのを今のところ防ぐ

図表47 各国中央銀行の総資産



(備考) FRB、ECB、日銀資料より作成

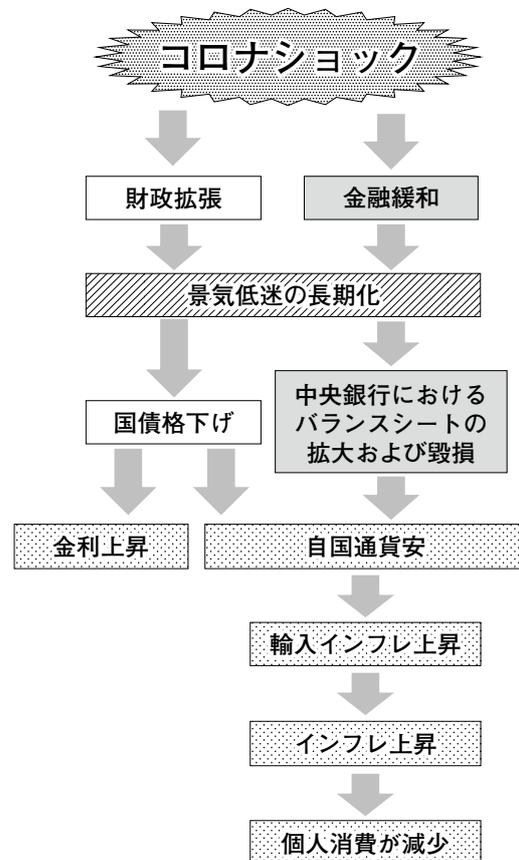
ことができている。ただその一方で、コロナショックがさらに深刻度を増し信用不安が進むような局面となれば、中央銀行のバランスシートが大きく毀損されるリスクも高まる。

こうした事態は中央銀行の信認を低下させ、先述の国債の格下げと相まって通貨の信用に影響を与え、急激な通貨安を招きかねない。そして急激な通貨安は輸入物価の上昇を通じてインフレ率を急上昇させるリスクがある。需要低迷による物価下落圧力を上回る勢いで、通貨安によるインフレの上昇が進めば、個人消費の新たな足かせにもなりかねない。個人消費はコロナショックによって落ち込んだ世界経済が回復へ向かう上で最も重要な要素の1つである。その個人消費がインフレ急伸によってさらにダメージを負うことになれば、コロナショックによる世界経済の悪化がさらに深刻になる恐れがある(図表48)。自国通貨安による悪影響は新興国のみならず、先進国とっても重要な問題となりうる可能性を秘めている。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、財政・金融政策の果たしてきた役割は大き

く、今後も重要な役割を担うことになる。ただ、いつまでも財政・金融政策を空前の規模で拡大し続けることはできない。コロナショックが長期化し、それでも財政・金融政策を続けようとするれば、急激な通貨安とインフレ、そして個人消費の減少を招きかねない。仮にそれを恐れて財政・金融政策の規模を縮小させた場合、世界経済は回復の下支え役を失うことになる。大規模な財政・金融政策に支えられた世界経済回復の道のりは綱渡りの状態ともいえ、ワクチンや治療薬が世界中に行き渡るまでの時間稼ぎをしているにすぎないのかもしれない。世界経済回復の行方は時間との戦いになってくるといえよう。

図表48 コロナショックと通貨安リスク



(備考) 地域・中小企業研究所作成

新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し

－ 感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

奥津 智彦

(キーワード) 個人消費、新型コロナウイルス、巣ごもり消費、新しい生活様式、サービス消費

(視 点)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的に経済活動が大きく低迷している。日本も例外ではなく、4～6月の実質GDP（経済成長率）は前期比マイナス7.8%と、大幅な減少を余儀なくされた。

本稿では、日本のGDPにおいて最大の需要項目となっている個人消費にフォーカスし、モノの消費、サービス関連消費の動きを比較するなどの観点から、感染拡大の影響が強まって以降の推移をあらためて振り返った。

合わせて、個人消費の当面の先行きも展望した。いまなお感染再拡大への懸念がくすぶっており、雇用情勢の悪化も懸念される状況にある。「緊急事態宣言」の再発令が回避されたとしても、個人消費はサービス関連を中心に低調な推移が続くと見込まれる。

(要 旨)

- 20年4～6月の実質個人消費（GDPベース）は前期比8.2%もの大幅減となり、3四半期連続でマイナスとなった。新型コロナウイルスの感染防止に向け「緊急事態宣言」が発令されたこともあり、相当の期間にわたって活動自粛の状態が続いたことが響いた。
- 4月以降の消費動向を関連データで振り返ると、外出自粛の影響が強く現れた4月、5月は、内食用の飲食料品など、「巣ごもり消費」と関連が深い一部品目への需要が高まったものの、総じてみれば、外食、旅行、レジャー活動といったサービス関連分野を中心に大きく落ち込んだ。経済活動再開の流れを反映し、6月には持ち直す動きもみられるが、持続的な回復を実現できるかは不透明である。
- 5月25日をもって緊急事態宣言は47都道府県すべてで解除されたが、感染再拡大の動きが続いており、予断を許さない状況といえる。個人消費は引き続き、他人との接触が想定される分野を中心に抑制された状態が続こう。また、景気急減速を受けて雇用環境が悪化してきている点も消費者マインド押下げの要因となり得る。
- 感染症の収束には複数年を要するとの見方があり、人とのコミュニケーションの取り方、各種サービスの提供方法などに関し、構造転換が促されると指摘する向きもある。政府は7月終わりに「未来投資会議」を開催し、新型コロナウイルス収束後の社会のあり方について議論を始めている。年内にも中間報告をとりまとめる予定であり、今後の動きが注目される。

(注) 本稿は、2020年8月17日時点の情報に基づき執筆している。

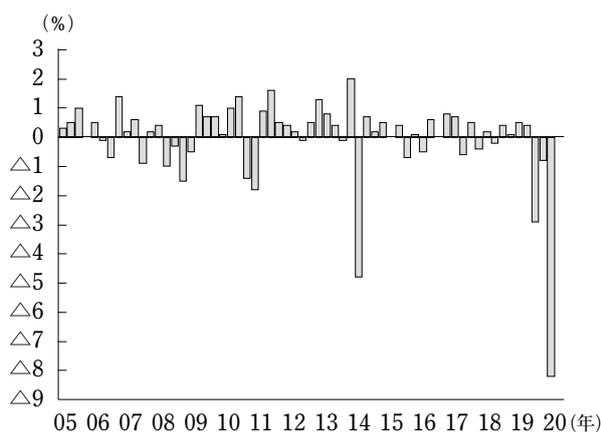
1. 20年4～6月の実質個人消費は大幅なマイナス

まず始めに、実質個人消費（GDPベース）の推移を、4形態（耐久財、半耐久財、非耐久財、サービス）別の動きを概観しつつ振り返る。

(1) 実質個人消費は3期連続で前期比マイナス

20年4～6月の実質個人消費は前期比8.2%もの大幅減となり、3四半期連続でマイナスとなった（図表1）。19年10～12月は、消費増税後にみられた駆け込みの反動、10月中旬の台風19号襲来などが押下げの要因となったが、20年1～3月および4～6月は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、消費活動自体が大きく抑制されたことが

図表1 実質個人消費の推移（前期比）



（備考）内閣府資料より作成

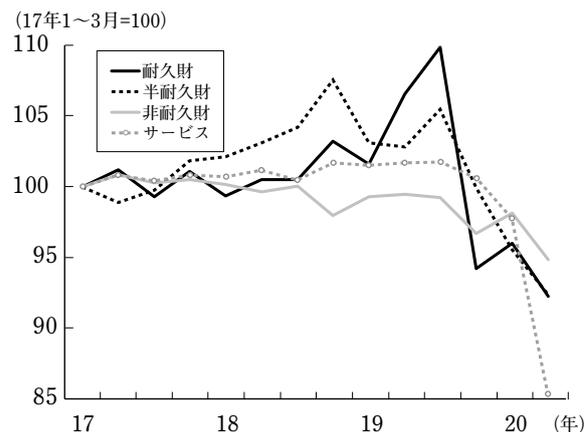
響いた。

実質家計最終消費支出^(注1)の動きを4形態別にみると（図表2）、20年4～6月の前期比は、耐久財が3.9%減、半耐久財が3.3%減、非耐久財が3.3%減、サービスが12.7%減となった。自粛要請もあって外出を伴う消費活動を手控える動きが広がったことから、サービスの落込みが大きいものとなった。

(2) 4～6月の消費の落込みは過去に類をみないものに

20年1～3月は、期の終わり近くから経済活動抑制の流れが強まったが、4～6月はスタート時点から相当の期間にわたり、経済停滞の状態が続いた。長きにわたり活動の自粛を余儀なくされたことが、4～6月の実質個人消費の大幅減につながったといえよう。

図表2 形態別実質家計最終消費支出の推移



（備考）季節調整値を指数化。内閣府資料より作成

(注)1. 家計最終消費支出は、個人消費（民間最終消費支出）から対家計民間非営利団体（私立学校、宗教団体など）の最終消費支出を除いたもの。4形態にそれぞれ該当する主な品目等は、耐久財（家具、自動車、家電製品）、半耐久財（被服、履物）、非耐久財（飲食物品、ガス・電気・水道の料金）、サービス（交通費、飲食・宿泊、通信サービス、医療サービス、保険料）である。

この点について、政府による新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応を示した**図表3**にて確認する。1～3月を振り返ると、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が公表され、翌日以降、安倍首相が大規模イベントの自粛、学校の休校などを相次いで要請するに至った。これに伴い、外出を伴う消費活動などを手控える動きが広がったものの、抑制の程度がやや限られた感は否めない^(注2)。

一方、4～6月を振り返ると、4月7日に7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、16日には範囲が全国に拡大された。同宣言

は外出の自粛、施設の閉鎖、イベントの開催見送りなどを要請・指示するものであり、違反したとしても罰則などは適用されない。ただ、政府が有する強い危機感が周知されるとともに、人々に醸成されたという意味で、消費活動を大きく抑制する方向に作用したことは想像に難くない。

緊急事態宣言は当初、大型連休終了の5月6日をもって解除される予定であったが、感染抑制の動きがみられないなか、延期を余儀なくされた。5月14日以降、段階的に解除される運びとなったが、すべての都道府県で解除されたのは5月25日で、約7週間にわたり

図表3 政府による新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた主な対応

2月	25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表
	26日	首相、大規模なイベントの自粛を要請
	27日	首相、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に休校を要請
	29日	首相、記者会見で「今後1～2週間は感染拡大防止にあらゆる手を尽くすべき」とコメント
3月	13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正案が可決、成立
	24日	東京五輪の1年程度の延期を決定
4月	7日	「緊急事態宣言」を発令 →期限は5月6日。対象は東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県
	16日	「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大 →合わせて、北海道、茨城、東京、神奈川、埼玉、千葉、石川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の13都道府県を特定警戒地域に指定
5月	4日	緊急事態宣言の期限を5月6日から5月末に延長 厚生労働省「新しい生活様式」を公表
	14日	「緊急事態宣言」の一部解除を決定 →対象は、特定警戒地域に指定されていた茨城、石川、岐阜、愛知、福岡の5県と、もともと指定されていなかった34県
	21日	「緊急事態宣言」の解除対象地域を拡大 →対象は、大阪、京都、兵庫の2府1県
	25日	「緊急事態宣言」の解除対象地域を拡大 →対象は、北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉の5都道県。この結果、全ての都道府県で緊急事態宣言が解除された。

(備考) 新聞報道などを基に作成

(注)2. 3月25日、小池東京都知事は都民に対し週末の外出自粛を要請したが、その際に「感染爆発の重大局面」とコメントし、強い危機感を示した。この背景には、3月20～22日の3連休に、花見目的で多くの人出がみられたほか、都心部の繁華街もにぎわう状態となったため、気持ちの引締めを図る必要があるとの判断があったと考えられる。

図表4 実質個人消費が落ち込んだ四半期とその要因

時期	前期比	落ち込みの要因
89年4～6月	△1.5	4月1日からの消費税導入（3%）
90年1～3月	△1.0	年初からみられた株価の大幅な下落（バブル崩壊）
97年4～6月	△2.5	4月1日からの消費増税（3%→5%）
08年4～6月	△1.0	商品市場への資金流入を背景としたエネルギー、食料品価格高騰
08年10～12月	△1.5	景気後退の深刻化に伴う雇用情勢の急速な悪化
10年10～12月	△1.4	エコカー、省エネ家電の購入に対する優遇措置の打ち切り、縮小
11年1～3月	△1.8	3月11日の東日本大震災
14年4～6月	△4.8	4月1日からの消費増税（5%→8%）
19年10～12月	△2.9	10月1日からの消費増税（8→10%）、10月中旬の台風19号襲来
20年4～6月	△8.2	新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の大幅な抑制

（備考）内閣府資料より作成

行動抑制の状態が続いた。

図表4は、実質消費支出の前期比減少率が1%以上と相応に落ち込んだ四半期と、その要因を一表にまとめたものである。消費税率が引き上げられた四半期、自然災害が発生した四半期に落ち込んだケースが多いことを読み取れるが、20年4～6月の実績は、80年以降でマイナス幅が最も大きかった14年4～6月（4.8%減）を3.4ポイント下回る結果となった。

2. 足元の消費関連データからは、サービス支出の低迷が浮き彫りに

2. では、GDP統計以外の主要な経済データを基に、20年度に入って以降の消費動向を確認する。

1. での記述を踏まえつつ、あらかじめ結論めいたことを述べると、4月、5月に個人消費が大きく落ち込んだことが確認される。また、4形態の中では、サービス消費の低迷

が特に顕著である。なお、経済活動が再開された直後の月に当たる6月には一部で持直しの動きもみられるが、基調は弱いものとなっている。

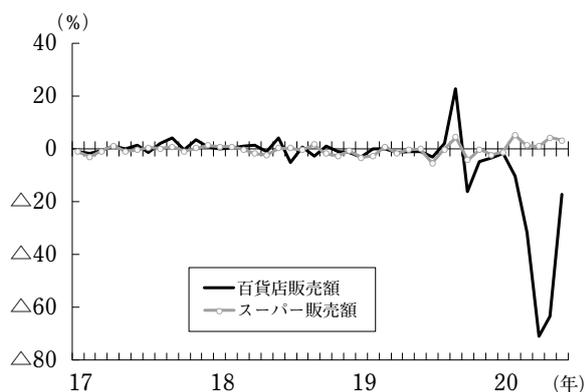
(1) 供給面、需要面いずれのデータからみても消費支出は20年度に入り急減

消費実績を表すデータの代表格として、供給（企業）サイドから動向を捉えた「商業動態統計」における各業態の販売額、需要（家計）サイドからみた「家計調査」の実質消費支出が挙げられる。

イ. 商業動態統計～百貨店、スーパー、コンビニエンスストアの販売状況

百貨店販売額は、19年10～12月が7.5%減、20年1～3月が15.3%減と、消費増税の影響もあって前年割れが続いていたが、20年度に入って以降をみると、4月が71.1%減、5月が63.6%減と大幅減を余儀

図表5 百貨店、スーパーの販売額



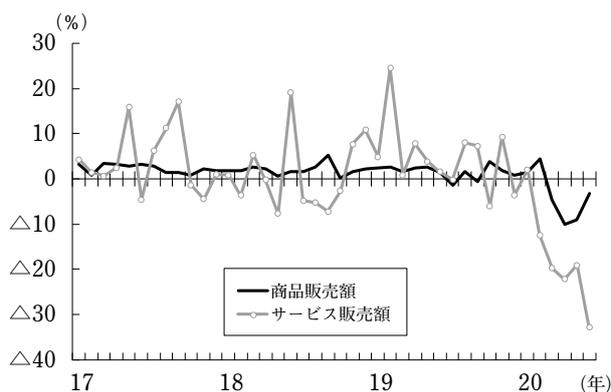
(備考) 1. 既存店ベースの前年比
2. 経済産業省資料より作成

なくされた。6月は17.3%減とマイナス幅がやや縮小したものの、品目別にみると、衣料品(17.3%減)、飲食料品(11.1%減)、その他(家具、家庭用品、食堂・喫茶など、23.6%減)といずれも前年水準を下回っている。国民の外出自粛の動きが広がったことはもちろん、インバウンド向け販売が激減^(注3)したことも押下げの要因となっている。

スーパーの販売額に目を転じると、4月は0.9%増、5月は4.2%増、6月は3.4%増と前年水準を上回る状況が続いている(図表5)。6月実績を品目別にみると、飲食料品の販売が4.3%増と堅調で、外食を控える流れが強まるなか、内食用の商品に対するニーズが高まったことを色濃く反映する結果となった。

コンビニエンスストアの販売額をみると、商品(食品、雑誌・書籍など)よりも、サービス関連(航空券、乗車券、各種

図表6 コンビニエンスストアの販売額



(備考) 前年比。経済産業省資料より作成

チケットなど)の落込みの方が大きくなっている(図表6)。ちなみに、6月実績は、商品販売額が前年比3.3%減、サービス販売額が32.8%減となっている。

ロ. 家計調査～実質消費支出

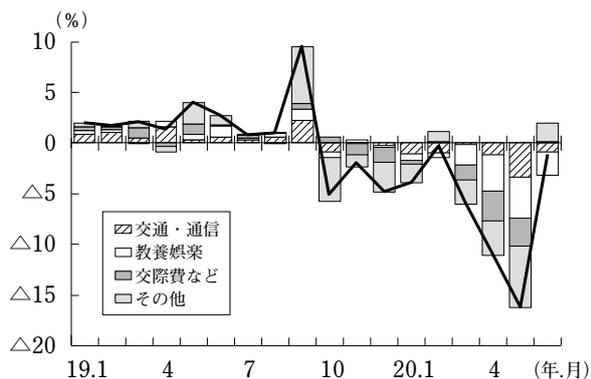
実質消費支出の推移を追うと、4月に前年比11.1%減と2ケタマイナスを記録したのに続き、5月は16.2%減と、比較可能な01年1月以降で最大の落込みとなった。なお、6月は1.2%減と、マイナス幅は大きく縮小している(図表7)。

ただ、費目別に状況を見ると、交通・通信(鉄道運賃、航空運賃など)、教養娯楽(宿泊料、旅行費、各種入場料など)といった、いわゆるサービス関連の消費は低調な動きが続いている。ちなみに、6月の前年比は、交通・通信が6.0%減、教養娯楽は21.2%減となっている。

「家計調査」の公表元である総務省は、

(注)3. 日本百貨店協会によれば、19年の免税売上累計(インバウンド推進委員会ベース)は3,461.3億円に達し、過去最高を更新した。一方、20年度に入ってから免税総売上高をみると、4月は5.0億円、5月は7.7億円、6月は26.8億円にとどまり、19年の月平均(288.4億円)を大きく下回っている。

図表7 実質消費支出の推移
(前年比、前年比寄与度)



(備考) 総務省資料より作成

調査結果とともに追加参考図表^(注4)を公表し、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、支出が大幅増または大幅減となった品目を列挙している(図表8)。また、品目別の支出状況を踏まえ「在宅勤務などによる巣ごもり需要や、外出自粛による影響などがうかがえる」と分析している。

(2) 対個人サービスに携わる企業の活動も低迷

家計のサービス関連需要の低迷は、サービスを提供する企業の側から状況をとらえた「第3次産業活動指数」からも読み取れる。

2月以降、当該指数は低下の一途をたどってきたが、5月以降、底打ちから持直しに転じつつある。もっとも、直近の20年6月の水準を感染が拡大する直前に当たる1月と比べてみると、広義対事業所サービスの低下率が6.8%であるのに対し、広義対個人サービスは9.1%に達している(図表9)。広義対個人サービスは、広義非選択的(生活必需的)サービス、広義し好的(選択性の強い)サービスの別に状況を把握できるが、感染拡大前と比べた落込みの程度は、し好的サービスの方がより大きくなっている。

図表8 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、消費支出が大きく変化した品目等

<p><食料> ・大幅増；内食用の飲食料品 ・大幅減；食事・飲食代</p> <p><家具・家事用品> ・大幅増；電子レンジ、ウエットティッシュ</p> <p><被服・履物> ・大幅減；背広、スラックス</p> <p><交通・通信> ・大幅増；郵便料 ・大幅減；鉄道・航空運賃、バス・タクシー代、ガソリン</p> <p><教養娯楽> ・大幅増；パソコン、ゲーム機、ゲームソフト、インターネット接続料 ・大幅減；宿泊料、パック旅行費、入場料(映画・演劇・文化施設等)</p> <p><その他> ・大幅増；石鹸 ・大幅減；乳液、口紅</p>

(備考) 総務省資料より作成

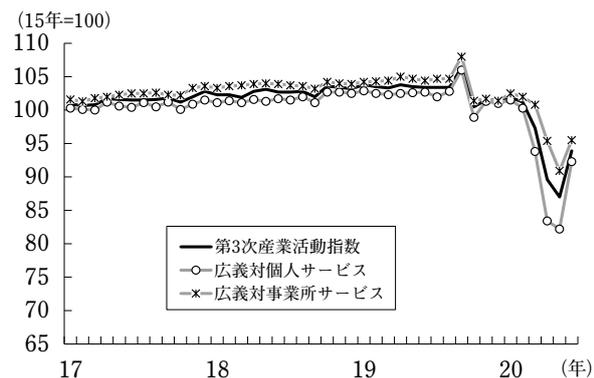
(注)4. 消費支出の急増・急減がみられた個別の品目やそれぞれの増減率など詳細は、総務省のホームページを参照願いたい。
https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_rf1.pdf

広義し好的サービスに該当する代表的な業種として、生活娯楽関連サービス業が挙げられる。詳細にみても、活動抑制が続いた反動もあって6月に前月比が大幅なプラスに

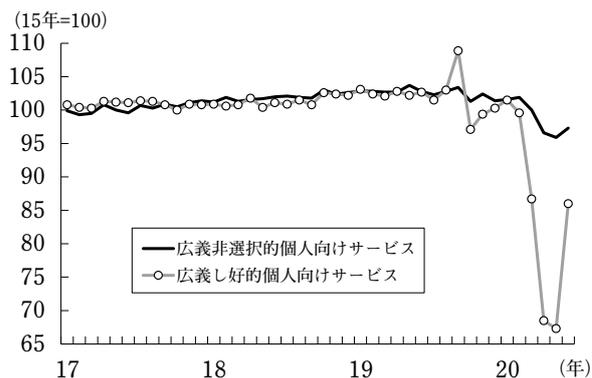
転じた業種も少なくないが、総じてみれば、3月～5月の落込み分に比べ回復の程度は限られている（図表10）。

図表9 第3次産業活動指数の状況

〈対個人サービス、対事業所サービス〉



〈対個人サービス(非選択的、し好的)〉



- (備考) 1. 経済産業省は第3次産業を「広義対個人サービス」「広義対事業所サービス」の2つに再編集し、それぞれの活動指数を公表している。
 2. 「広義非選択的個人向けサービス」に該当するのは、ガス・電気・熱供給業、生命保険業、住宅賃貸業、医療・介護サービスなどである。一方、「広義し好的個人向けサービス」に該当するのは、対個人向け運輸業、消費者金融、生活娯楽関連サービス業などである。
 3. 経済産業省資料より作成

図表10 生活娯楽関連サービスに該当する主な業種の活動状況

(15年=100)

	20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
生活娯楽関連サービス業	99.0	95.4	72.7	48.7	49.6	67.2
宿泊業（旅館、ホテル）	114.0	97.9	53.6	23.0	17.4	35.5
飲食店、飲食サービス	97.9	96.0	75.2	41.7	46.1	68.7
洗濯・理容・美容・浴場業	99.4	95.2	73.4	51.0	67.7	79.2
その他生活関連サービス業	96.0	83.5	60.2	40.4	33.5	39.7
旅行業	90.5	79.6	29.0	5.5	2.6	8.1
冠婚葬祭業	95.6	98.3	84.0	67.3	58.9	64.5
写真業	114.2	103.8	94.1	31.9	29.7	54.7
娯楽業	95.2	96.9	65.7	41.5	37.7	64.8
映画館	97.2	104.1	44.3	2.3	1.3	20.2
劇場・興行団（音楽・プロスポーツ等）	119.3	120.0	57.9	35.1	23.7	22.4
競輪・競馬等の競走場、競技団	124.2	121.6	98.9	98.8	113.4	135.9
スポーツ施設提供業（ゴルフ場、フィットネスクラブ等）	103.4	103.9	76.6	46.2	47.7	73.4
遊園地・テーマパーク	105.0	89.5	5.7	2.0	2.7	16.1
パチンコホール	77.0	77.5	67.5	31.1	18.1	57.6
学習支援業	102.9	102.7	98.6	94.9	94.3	95.8
ペット・クリニック	96.3	122.8	130.6	119.6	136.9	125.5
自動車整備業（家庭用車両）	78.3	85.9	76.4	84.2	81.6	78.4

(備考) 季節調整値。経済産業省資料より作成

3. サービス関連分野を中心に消費抑制が続く。雇用悪化も下押しの要因に

2. でみてきた通り、20年度に入ってからサービス関連分野を中心に、個人消費は大幅な落込みが続いた。足元では経済活動再開の動きを反映し、底打ちないしは持直しの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を回復するには至っておらず、基調は弱いものとなっている。

5月25日をもって、緊急事態宣言は47都道府県すべてで解除された。今後も経済活動再開の流れが続くことを前提すれば、個人消費が回復基調をたどることも想定され得る。ただ、新型コロナウイルス感染拡大への懸念は払しょくされておらず、サービス関連分野を中心に個人消費は抑制された状態が続くと考えられる。また、景気が急減速するなか、良さが保たれていた雇用環境が徐々に悪化してきている点も、消費者マインド押下げの要因となり得る。

3. では、サービス消費の先行きを展望するとともに、主要なデータにより足元の雇用情勢を再確認する。

(1) 人との接触が想定される分野を中心にサービス消費は低迷が続こう

現状、新型コロナウイルスに関して「感染させる、感染する」ことへの懸念、恐怖心を和らげる有効な材料は見つかっていない。そ

れゆえ、旅行、外食、レジャー活動といった他人との接触が想定されるサービス関連分野を中心に、個人消費は低迷が続くと想定せざるを得ない。

当分の間、保持することが求められる「人々の消費スタイル」を示唆するものとして、厚生労働省が専門家会議からの提言を踏まえ、5月4日に公表した「新しい生活様式」の実践例が挙げられる。大きく4項目^(注5)からなるが、このうち「日常生活の各場面別の生活様式」では、買い物、娯楽・スポーツ等、食事といった場面で、どのような行動をとることが望ましいかが示されている(図表11)。

3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避するためには、活動に際し節度を持ちつつ、所要時間を短縮化する、人的規模を縮小する、などの対応をとることが必要不可欠であることを読み取れ、抑制的なサービス消費の姿が浮き彫りとなってくる。なお、専門家会議は、自粛要請が解除された後も実践を続けることが望ましいとの意見を表明している。

実践例に対しては、「細かすぎる」「いつまで続けなければならないかが不明瞭」といった声も聞かれるが、感染を抑えるためにとるべき対応、注意すべき諸点を網羅的、具体的に表すチェック項目表として、家計部門のみならず、企業部門においても利活用できる余地もあろう。

政府はサービス需要喚起に向けた施策を検

(注)5. ①一人ひとりの基本的感染対策、②日常生活を営む上での基本的な生活様式、③日常生活の各場面別の生活様式、④働き方の新しいスタイルの4項目。①では、移動に関する対策として「感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える」「帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に」などが示されている。

図表11 日常生活の各場面別の生活様式～厚生労働省「新しい生活様式」より

<p>買い物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通販も利用 <input type="checkbox"/> 1人または少人数ですいた時間に <input type="checkbox"/> 電子決済の利用 <input type="checkbox"/> 計画をたてて素早く済ます <input type="checkbox"/> サンプルなど展示品への接触は控えめに <input type="checkbox"/> レジに並ぶ時は、前後にスペース <p>娯楽、スポーツ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公園はすいた時間、場所を選ぶ <input type="checkbox"/> 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 <input type="checkbox"/> ジョギングは少人数で <input type="checkbox"/> すれ違う時は距離をとるマナー <input type="checkbox"/> 予約制を利用してゆったりと <input type="checkbox"/> 狭い部屋での長居は無用 <input type="checkbox"/> 歌や応援は、十分な距離かオンライン 	<p>公共交通機関の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 混んでいる時間帯は避けて <input type="checkbox"/> 徒歩や自転車利用も併用する <p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 持ち帰りや出前、デリバリーも <input type="checkbox"/> 屋外空間で気持ちよく <input type="checkbox"/> 大皿は避けて、料理は個々に <input type="checkbox"/> 対面ではなく横並びで座ろう <input type="checkbox"/> 料理に集中、おしゃべりは控えめに <input type="checkbox"/> お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて <p>冠婚葬祭などの親族行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 多人数での会食は避けて <input type="checkbox"/> 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
---	---

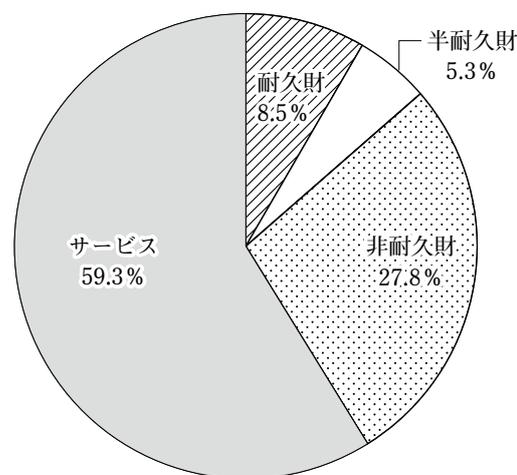
(備考) 厚生労働省資料より作成

討しているが、思うに任せない感染状況を受け、対応に苦慮している面もある。最近では、国内旅行を促進するべく「GoToトラベル事業」^(注6)を当初予定の8月上旬から前倒しし、7月22日以降に始まる旅行から対象とする方針を示していたが、足元で感染再拡大の動きが広がっていることを考慮し、7月16日に急きょ、東京都内への旅行、東京都民による旅行を対象外とすることを決めた。なお、当該事業そのものに対し、「効果が限られる」「弊害が生じかねない」など、批判的、否定的な意見も聞かれる。

国内家計最終消費支出の4形態別の構成をみると、サービスのウエイトが最も高く、19年度時点で全体の6割弱を占める（図表12）。

家計のサービス関連需要が個人消費の動きを少なからず左右することを読み取れ、この

図表12 国内家計最終消費支出の形態別ウエイト（19年度）



(備考) 内閣府資料より作成

点を踏まえてみても、個人消費回復の足取りは鈍いものにならざるを得ないと考えられる。

(2) 雇用環境の悪化も消費の下押し要因に
求人数が増加傾向を示していたことから読

(注)6. 国内旅行を対象に、①宿泊・日帰り旅行代金の半額を補助する、②補助金額の上限は1人1泊当たり2万円（日帰り旅行の場合は1万円）、③利用回数の制限なし、などを内容とする。詳細は、観光庁ホームページを参照願いたい。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

み取れるように、人手不足の状態が続いていたことを反映し、雇用環境は良好な状態が保たれていたが、景気急減速を受け、徐々に悪化してきている。以下、代表的な雇用関連のデータにより、足元の状況を確認する。

まず、「一般職業紹介状況」にて有効求人倍率をみると、ここ数か月、急速な低下が続いており、6月は1.11倍と14年10月以来の水準となった（図表13）。有効求人倍率は有効求人数を有効求職者数で除して求めるが、求職が横ばい圏で推移する一方、求人が大きく減少しており、労働力の買い手である企業等の「ヒトを雇いたい」というニーズが急速に冷え込んでいることを読み取れる。

次に、「労働力調査」に目を転じると、完全失業率は上昇傾向にある。また、“失業予備軍”と指摘する向きもある休業者^(注7)数は、4月をピークに減少傾向をたどっている

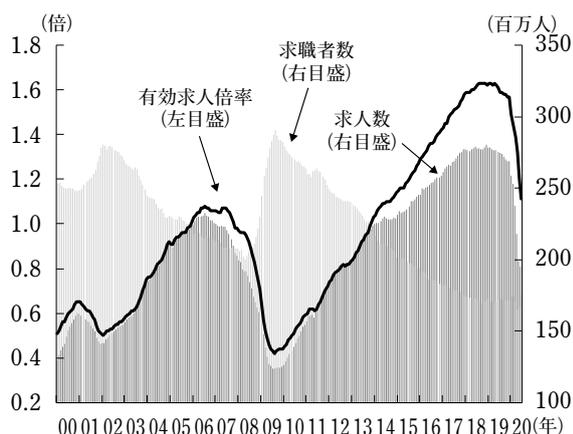
ものの、6月時点でも236万人と19年平均の181万人を上回っている（図表14）。

産業別にみると、20年度に入り求人数が大きく減少している、もしくは休業者の増加幅が大きくなっているのは、製造業のほか、消費低迷の影響を受けている卸・小売業、宿泊業、飲食業などである（図表15）。

消費者マインドを表す消費者態度指数は、過去最低となった4月をボトムに徐々に持ち直しているが、依然として、新型コロナウイルスの感染が拡大する直前に当たる20年1月の水準を下回っている（図表16）。

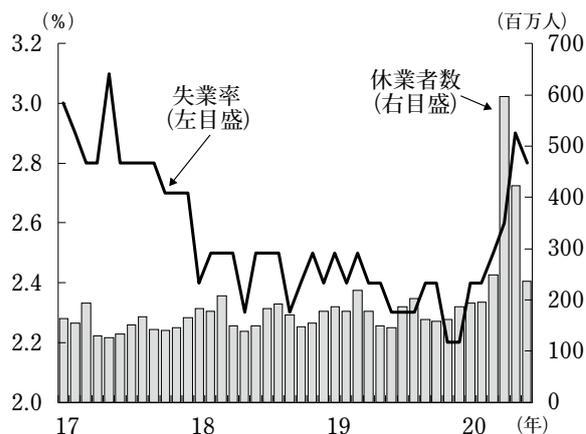
当指数は、「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の4項目について、今後半年間の見通しを尋ねた結果に基づき算出される。相対的に高水準であった「雇用環境」の指数の値は、足元では4項目の中で最低となっており、就業環境の

図表13 有効求人倍率の推移



(備考) 厚生労働省資料より作成

図表14 完全失業率と休業者数の推移



(備考) 総務省資料より作成

(注)7. 雇用契約は維持されているものの、仕事がなく給料だけが支払われている人を指す。総務省は、以下のように定義をしている。

- 仕事を持ちながら、調査週間（月末1週間）中に少しも仕事をしなかった者のうち以下の者
- ① 雇用者で、給料・賃金（休業手当を含む）の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

図表15 20年度に入って以降の新規求人数、休業者数の状況（産業別）

〈新規求人数の前年比(%)〉

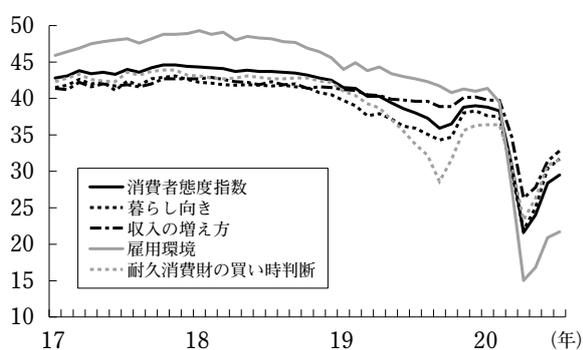
	4月	5月	6月
生活関連サービス業、娯楽業	△44.0	△44.2	△34.8
製造業	△40.3	△42.8	△34.2
宿泊業、飲食サービス業	△47.9	△55.9	△29.4
卸売業、小売業	△34.8	△35.9	△26.9
運輸業、郵便業	△30.6	△37.0	△26.8

〈休業者数(万人)〉

	4月	5月	6月
卸売業、小売業	90	49	29
宿泊業、飲食サービス業	105	79	28
製造業	57	37	25
医療、福祉	50	35	23
建設業	29	23	20

(備考) 1. 6月の実績を基に、上位5産業を掲載
2. 厚生労働省、総務省資料より作成

図表16 消費者態度指数の推移



(備考) 内閣府資料より作成

先行きを不安視する向きが増えていることを読み取れる。

こうした状況下、政府は4月30日に第1次補正予算（歳出総額25.7兆円）、6月12日に第2次補正予算（同31.9兆円）を成立させ、①国民1人に対し一律10万円を支給する「特別定額給付金」、②従業員の雇用維持を図るため、雇用調整（休業）を実施する事業主に対

図表17 新型コロナウイルス感染拡大に伴う主な支援策（世帯、個人に関連するもの）

	支援策	概要
給付	特別定額給付金	20年4月27日時点の住民基本台帳に登録されている人に対し、一律、1人当たり10万円を給付
	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、子ども1人当たり1万円を支給
	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当を受給する世帯等に対し、5万円（第2子以降は1人につき3万円）を支給。このうち、収入が一定程度減少した世帯には、さらに1世帯に5万円を支給
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業手当を受けられない中小企業の従業員に対し、月額最大33万円を支給
	学生支援緊急給付金	学費を賄うためのアルバイト収入が大幅に減り、修学が難しい学生（大学、短大、高専、専門学校等）が対象。学生1人当たりの支給額は、住民税非課税世帯が20万円、それ以外が10万円
	持続化給付金	売上が前年同月比5割以上減少している中堅・中小企業（資本金10億円未満）、フリーランスを含む個人事業者が給付の対象。上限は中堅・中小企業が200万円、個人事業者が100万円
	家賃支援給付金	売上が大幅に減り、家賃・地代の負担軽減が必要な中小企業、個人事業主が対象。個人事業主への月額最大給付額は50万円
助成	雇用調整助成金の特例措置	日額の上限を1万5,000円に引き上げ（月額換算で33万円）
貸付	緊急小口資金	休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のために資金が必要となった場合に、無利子・無保証での貸付を実施（最大20万円）
	総合支援資金	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合などに、無利子・無保証での貸付を実施（2人以上の世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内）

(備考) 内閣官房資料などより作成

して支給する「雇用調整助成金」の日額引上げ、③自治体などからの要請に基づき休業を余儀なくされた事業者を対象に支給する「持続化給付金」など、消費の底割れ回避、雇用維持を目的とした支援策を相次いで打ち出してきた（図表17）。

各種の支援策は、消費を一定程度下支えしていると考えられるが、新型コロナウイルス感染再拡大への懸念が和らいでおらず、経済活動自体が萎縮気味となっている現状を踏まえれば、効果が限られる可能性もある。また、想定外に「緊急事態宣言」の再度の発令などにより、経済活動が大きく抑制されることとなれば、雇用の一段の悪化、消費の底割れが懸念される所であり、注視が怠れない。

おわりに

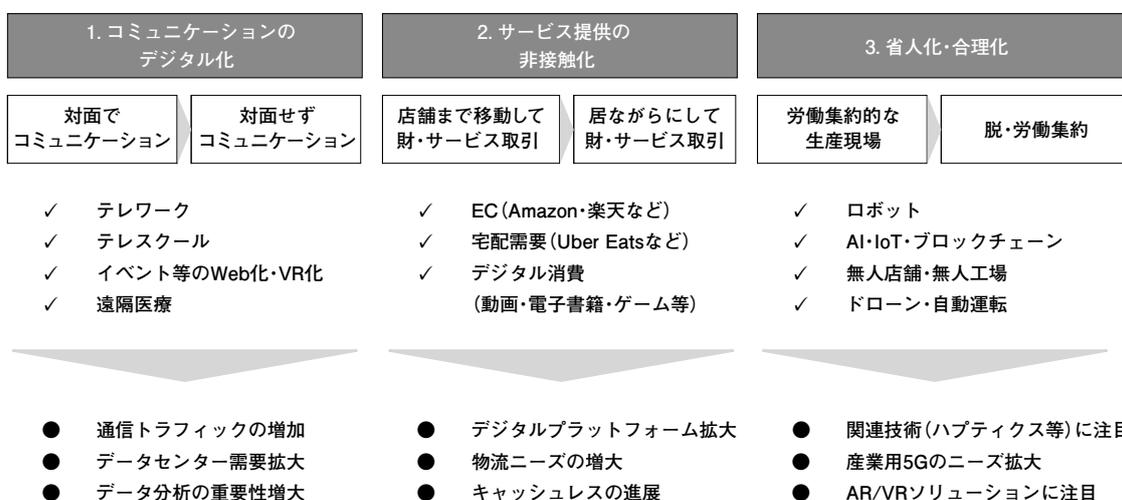
新型コロナウイルス感染症が収束するまでには数年を要するといった見方もあり、個人を主たる顧客とする分野を中心に、幅広い産

業において構造転換が促されると指摘する向きもある。

例えば、日本政策投資銀行は最近のレポートで、①コミュニケーションのデジタル化（対面しない、対面を抑える形での対話）、②サービス提供の非接触化（顧客と従業員、顧客同士の接触を抑える形でのサービス提供）、③省人化・合理化（人手を極力用いない形での業務遂行）の3つに分類する形で、先行き想定される構造転換の姿についてまとめている（図表18）。

当レポートの3つの分類になぞらえる形で、新型コロナウイルス感染拡大を受け、最近になって事業者がどのようなことに取り組んでいるかを考えると、小売業者によるネットショップへの出店、学習塾によるオンライン授業の実施、飲食店によるデリバリー業務への参入、テイクアウト商品の販売など、①の“デジタル化”、あるいは②の“非接触化”に該当する取組みを進める動きは相応に進んで

図表18 構造転換の分類と予想される社会の変化



(備考) 日本政策投資銀行資料より作成

いるとみられる。

一方、③の省人化・合理化に関しては、コンビニ、スーパーなどでのセルフレジの導入が事例として挙げられようが、いまのところ動きは相対的に限られている感がある。もっとも、省人化・合理化を実現するための投資については、人手不足の状況が続くとみられるなか、中期的に増加基調をたどると見込まれていた。災禍ともいふべき今回の事態を契機に、想定よりも早く、関連の対応に取り組む始める事業者も出てこよう。

7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020」には、①日本社会全体でのデジタル化の推進

（行政手続きのオンライン化、民間部門でのデジタル・トランスフォーメーション^(注8)促進を通じたイノベーションの誘発）、②新しい働き方の改革（テレワークの促進）、③東京一極の是正（ヒトや経済の地方分散の促進による多核連携型の国づくり）、などが盛り込まれており、新型コロナウイルス感染拡大への対応が軸に据えられている。政府は7月の終わりに「未来投資会議」を開催し、新型コロナウイルス収束後の社会のあり方について議論を始めている。年内にも中間報告をとりまとめる予定であり、今後の動きが注目される。

(注)8. 総務省は19年の情報通信白書において、デジタル・トランスフォーメーションを「スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱したとされる『ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること』という概念」と紹介している。報道などでは“DX”と表記されることが多い。



中小企業景気動向調査からみた 新型コロナウイルス感染拡大の影響②

－業況の急激な悪化の一方、新しい取組みも－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) **新型コロナウイルス、中小企業景気動向調査、中小企業経営者、消費自粛、資金繰り**

(視 点)

感染が拡大した新型コロナウイルスは、世界各国で多くの貴重な人命を奪うとともに、生産活動の停滞や外出自粛の高まりを通じて、わが国の中小企業の経営に甚大な被害を与えている。

本稿では、信金中央金庫が全国の信用金庫の協力を得て取りまとめている全国中小企業景気動向調査（調査期間：6月1日～5日）を用いて、新型コロナウイルスが中小企業の経営に与えた影響についてまとめる。

(要 旨)

- 2020年6月の業況は、新型コロナウイルスの影響を受け、リーマンショック時を超える悪化となった。2020年9月見通しも一段の低下となっている。資金繰りについても同様に、リーマンショックに次ぐ低下幅となった。また、人手不足感は緩和した。設備投資実施企業割合は低下したが、リーマンショック時と比較すると若干ではあるが上回る水準を保っている。
- ホテル・旅館など観光関連産業を中心に、需要が消滅し、売上が急減したとの声が寄せられている。一方で、BtoBの企業や、地域に根差した店舗、ネット対応を行っている企業などでは、需要低迷の影響が軽微だったり、逆に需要が増加したとする声も散見されている。
- 売上の急減に伴い、資金繰りが悪化したとするコメントが多く寄せられている。中には、資金ショート懸念や、廃業の検討など、危機的状況に陥っているケースもみられる。また、資金繰り支援制度の利用などを通じて、乗り切ろうとしている企業も多くみられる。一方で、内部留保や手持ち資金が潤沢にあるため、当面の資金繰りに問題はないとのコメントも一定の割合でみられた。
- コロナウイルスの感染拡大に対して、経費節減やIT分野、働き方改革などを通じて、乗り切ろうとする動きもみられる。
- 今回のコロナショックの傾向として、感染がいつ収束するかなど、今後の見通しが不透明なことが挙げられる。中小企業のコメントからも、回復の目処が立たない、事業再開の見通しが立たないといった、先行きの厳しさや不透明感について触れられている声が多い。

はじめに

信金中央金庫では、全国の信用金庫の協力を得て、四半期ごとに「全国中小企業景気動向調査」を取りまとめている。

本調査の特徴の1つに、実際に中小企業と接している信用金庫職員の視点からその企業を分析した「調査員のコメント」欄の存在がある(図表1)。コメント欄には、その企業の状況について、定型的な調査からはわからない実態が細かく描写されており、中小企業の現状についてわかりやすく伝えてくれている。

そこで本稿では、2020年6月調査の結果を振り返るとともに、「調査員のコメント」欄をまとめることで、中小企業における新型コロナウイルスの影響について概括する。

なお、本調査の調査期間は6月1日～5日である。この時期は、緊急事態宣言が全都道府県で解除(5月25日)された直後にあたり、県境を越える移動自粛が全面的に解除(6月19日)される前にあたる(図表2)。

1. 2020年6月調査における業況の概観

2020年6月の業況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、前期からさらに急激に悪化した。2020年6月の業況判断D.I.は、前期比で37.6ポイント悪化し、△56.9となった(図表3左上)。なお、今回の悪化幅は、バブル崩壊局面やリーマンショック時を大きく上回り過去最大、水準面でもリーマンショック時のボトム(2009年3月調査の△55.3)を下回り過去最悪水準となった。2020年9月

図表1 全国中小企業景気動向調査の調査表(左下、破線の円部分が「調査員のコメント」)

特別調査 「新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について」

問1. 貴社の事業活動は、新型コロナウイルスによる影響を受けていますか。次の1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。特に影響がなかった方は、0とお答えください。

1. 営業活動の自粛	6. 出社困難者の発生
2. 展示会、イベント、商談会等の中止・延期	7. 店舗や工場等の閉鎖
3. 国内消費の不振	8. 取引先の問題等の混乱
4. インバウンド需要の低下	9. その他()
5. サプライチェーン等により原材料等の調達に困難	0. 特に影響はなし

問2. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、貴社ではどのような対応をとられていますか。次の1～9の中から最大3つまで選んでお答えください。特に対応を行っていない方は、0とお答えください。

1. 生産量・営業時間の縮小	6. パートなど非正規社員の勤務時間削減
2. 生産量・営業時間の拡大	7. 給与やボーナス、手当の削減
3. 取引条件の見直し	8. 休業金の検討
4. 事業の根本的な見直し	9. その他()
5. 社員の削減(非正規職員を含む)	0. 特に対応を行っていない

問3. 貴社における今期(4～6月)の売上は、仮に新型コロナウイルスの影響がなかった場合(前年4～6月)と比較して、どの程度変化しましたか。次の1～8の中からお答えください。

1. 90%以上の減少	6. ほぼ変化なし(10%未満の増減)
2. 70%以上90%未満の減少	7. 10%以上30%未満の増加
3. 50%以上70%未満の減少	8. 30%以上の増加
4. 20%以上50%未満の減少	
5. 10%以上20%未満の減少	

問4. 貴社では、危機管理対応や制度融資など、新型コロナウイルス対応の資金繰り支援制度を利用しましたか。1～5の中からお答えください。また、資金繰り以外の政府による支援策(補助金、休業補償、減税、納税猶予など)を受けましたか。6～9の中からお答えください。

新型コロナウイルス対応の資金繰り支援制度	政府による支援策
1. すでに利用した	6. すでに利用した
2. 申請中である	7. 申請中である
3. 今後、利用する可能性がある	8. 今後、利用する可能性がある
4. 今後も利用するつもりはない	9. 今後も利用するつもりはない
5. 申請したが、利用できなかった	0. 申請したが、利用できなかった

問5. 災害や急な不況の対策として、常時、手元の流動性資金の確保をされていると思いますが、貴社では、新型コロナウイルスの影響が出る以前、現金をどの程度保有していましたか。現金の保有が最も少ない時期(貸倒金の回収遅延など)を想定したうえで、1～6の中からお答えください。また、貴社では2020年中の資金繰りについて、どうお考えですか。7～9の中からお答えください。

現金の保有程度	2020年中の資金繰り
1. 光上げの3か月分以上	7. 不安はない
2. 光上げの1～3か月分	8. あまり不安はない
3. 光上げの2週間分～1か月分	9. やや不安がある
4. 光上げの1週間分	0. かなり不安がある
5. 1週間未満	
6. 回線していない	

調査員のコメント

お忙しいところご協力いただきましてありがとうございます。

第180回全国中小企業景気動向調査表(製造業)

2020年4～6月期

信用金庫

<番号記入要領>

金庫コード …… 手形交換に使用する統一金庫コードを記入してください。
 地域番号 …… 下記地域番号表を参照して、調査企業の所在地に該当する番号を記入してください。
 業種番号 …… 下記業種番号表を参照して、該当する番号を記入してください。
 従業員数 …… 調査者・家庭従業員を含み、パートを除く従業員数を「0」「0」を1人1人に記入してください。また、パート・アルバイト数につきましては、調査時点における人数を記入してください。

※あてはまらない項目や不明な項目についての番号欄は、空白のまま結構です。

(地域番号表)

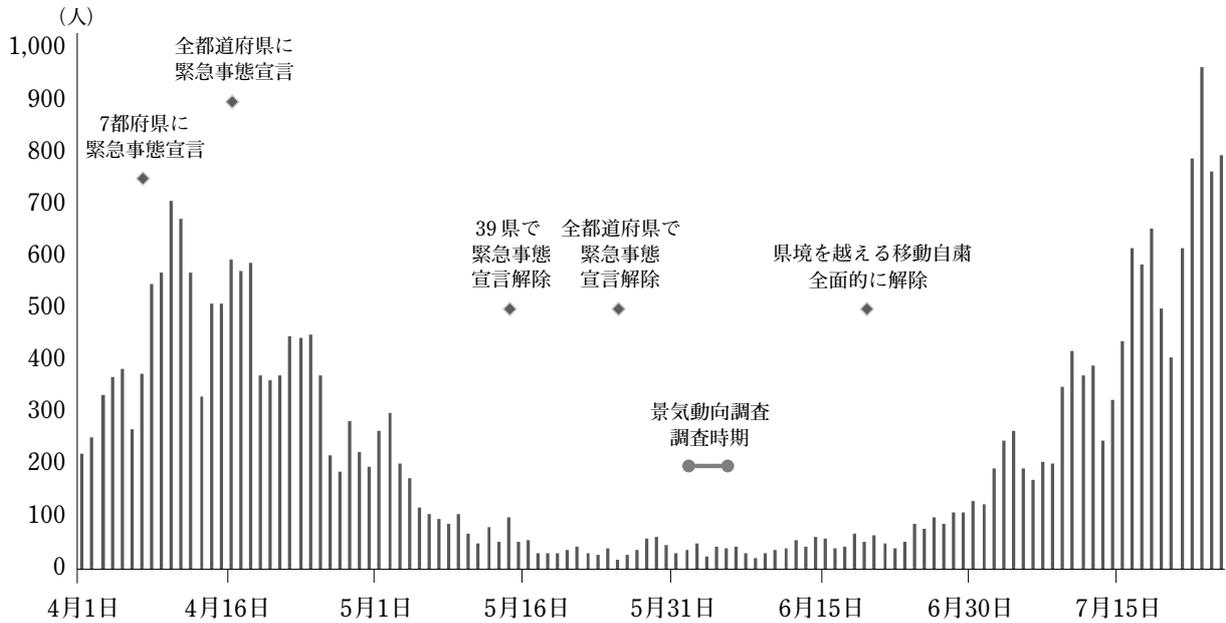
(01) 北海道	(13) 東京都	(25) 滋賀県	(37) 愛知県	総務
(02) 青森県	(14) 神奈川県	(26) 京都府	(38) 岐阜県	島根
(03) 岩手県	(15) 新潟県	(27) 大阪府	(39) 高知県	加賀
(04) 宮城県	(16) 山梨県	(28) 兵庫県	(40) 福岡県	岡山
(05) 秋田県	(17) 長野県	(29) 奈良県	(41) 佐賀県	香川
(06) 山形県	(18) 富山県	(30) 和歌山県	(42) 長崎県	崎玉
(07) 福島県	(19) 石川県	(31) 鳥取県	(43) 鹿児島県	熊本
(08) 茨城県	(20) 福井県	(32) 島根県	(44) 大分県	高松
(09) 栃木県	(21) 岐阜県	(33) 岡山県	(45) 宮崎県	徳島
(10) 群馬県	(22) 静岡県	(34) 広島県	(46) 鹿児島県	高松
(11) 埼玉県	(23) 愛知県	(35) 山口県	(47) 沖縄県	
(12) 千葉県	(24) 三重県	(36) 香川県		

(業種番号表)

(11) 食料品製造業	(19) ゴム製品製造業	(27) 印刷業、捺印処理業
(12) 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	(20) 木材・木製品製造業	(28) 軽機械器具製造業
(13) 衣服、その他の繊維製品製造業	(21) 皮革・土製品製造業	(29) 輸送用機械器具製造業
(14) 木材・木製品製造業(家具を除く)	(22) 非鉄金属製造業	(30) 情報機械器具製造業
(15) 家具・寝具製造業	(23) 鉄鋼製品製造業	(31) 貴金属製品製造業
(16) パルプ・紙・紙工品製造業	(24) 金銀製品製造業(25・26を除く)	(32) がんがん・運動観測器具製造業
(17) 出版、印刷・同関連産業	(25) 建設用・建築用金属製品製造業(製かん・鉄企業を含む)	(33) 窯業・土石製品・セラミック関連品製造業
(18) 化学工業	(26) 金属プレス・メッキ	(34) プラスチック製品製造業
		(35) その他の製造業

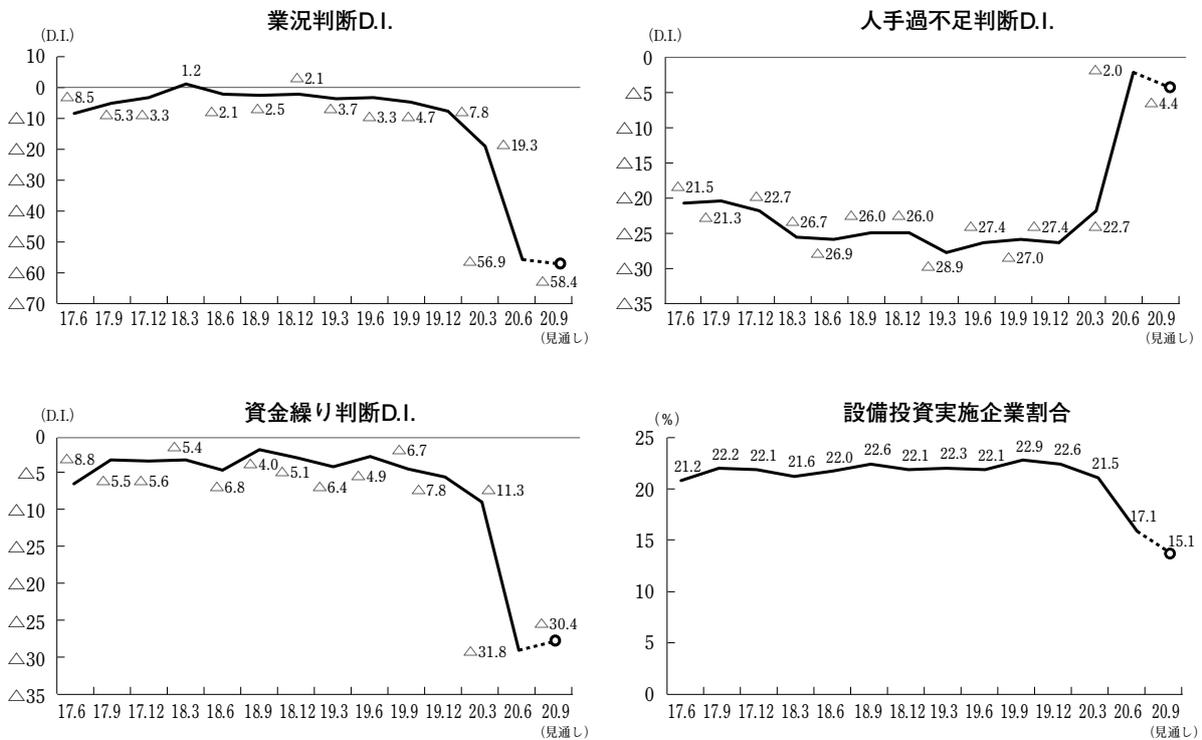
(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 国内の新規感染者数の推移



(備考) 厚生労働省および国立感染症研究所資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表3 全国中小企業景気動向調査における主要指標の推移



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

見通しも△58.4と、一段の低下となっている。

そのほかの指標を整理する。人手過不足判断D.I.は、2020年6月で△2.0と、前期比で20.7ポイント上昇し、人手不足感が急激に緩和したことを示唆している（**図表3右上**）。業種別では、製造業で人手過剰に転じる一方で、建設業は人手不足感がいまだに強く残るなど、業種別に差が表れている。

資金繰り判断D.I.は、2020年6月で△31.8と、前期比で20.5ポイント低下した（**図表3左下**）。低下幅は、リーマンショック時を大きく上回り過去最悪、水準面でもリーマンショック時（09年3月調査の△32.2）に匹敵する水準まで悪化した。

設備投資実施企業割合は、2020年3月に17.1%と、前期比で4.4%ポイント低下している。低下幅は大きいものの、リーマンショック当時の同水準が15%前後だったのと比較すると、相対的には高い水準を保っている。なお、見通しが2.0%ポイント低下しているが、本調査の傾向として、実際の実績が前期時点の見通しを2~3%ポイントほど上回ることが通常であるため、見通しが低いからと言って来期の設備投資実施企業割合が低下するとは限らない（**図表3右下**）。全体として、業況は急速に悪化しているといえよう。

2. 調査員のコメントから

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国の中小・小規模事業者から多数のコメントが寄せられている。本稿では、これらのコメントを「業績への影響」、「経営上の対応」、「資金繰り」、「今後の見通し」にそれぞれ分け、動向をまとめる。

(1) 業績への影響

新型コロナウイルスは、インバウンドの喪失や国内消費の低迷を通じ、需要面で大きな負のショックを生んだ。

調査員のコメントからも、外出自粛やイベント中止等に伴い、需要が消滅し、売上が急減したとの声が、幅広い業種から寄せられている（**図表4**）。とりわけホテル・旅館など観光関連産業では、売上が9割以上減少するといった厳しい声が寄せられている。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大による需要低迷の影響を受けていないとするコメント（**図表5**）や、逆に需要が増加したとするコメント（**図表6**）も、全体からすれば少数ではあるものの、散見されている。これらの声は、BtoBの企業や、地域に根差した店舗、ネット対応を行っている企業などで見受けられる。

図表4 需要低迷に伴い売上が減少したとするコメント

コメント	業種	都道府県
各種行事、イベント等が中止となった影響を受け、和菓子、洋菓子の注文も昨年に比べ20～30%減少している。	和菓子、洋菓子製造	北海道
各種イベントの中止、飲食店の休業により売上は今までにない落ち込みとなっている。	麺製造	青森県
前年と比較して仕事が35%減となっており、見通しが立たない。融資を受けても返すあてもない。	自動制御盤製造	神奈川県
コロナウイルスで考えがつかず、先が全く読めない状況。どうしたらよいかもわからない現状。今回のアンケートは、申し訳ないが回答できなかった。	飲食店	石川県
葬儀の縮小により売上高が40%弱減少。極力借入れはしない方針だが、現在、コロナ制度を活用したまとめ融資を提案中。	花（葬儀用）小売	熊本県
結婚式はすべてキャンセル。法事は少人数。葬儀は家族葬でお膳ではなく弁当の持ち帰り。結果、売上がほとんどない状況になっている。	結婚式場、飲食店	宮城県
工場休止や出社困難者発生等を受け、売上が20～25%減少。すぐに回復するような動きもない。	人材派遣	群馬県
営業時間の短縮や外出自粛もあり、売上げ、収益とも減少。7～9月は緊急事態宣言も解除され、客足も徐々に戻るのはないかと期待。	飲食店	新潟県
月間の売上が9割ほど減少している。融資や各種補助金等支援を受け、営業再開に向け準備している。	旅館	愛知県
キャンセルが相次ぎ、売上が9割以上減少。回復までに相応の時間を要する。	旅行業	三重県
コインパーキング事業で20%減収、テナント賃料引下げ要請で30%減収。	不動産賃貸	埼玉県
不動産売買が落ち込んでおり、売上が10～30%減少。資金繰りについては問題ない。	不動産売買、賃貸	沖縄県
テレビ、舞台関係の業界が停止したことや従業員を自宅待機とした影響もあり売上が減少した。	板硝子・プラスチック板卸売	東京都

(備考) コメントについては、第180回全国中小企業景気動向調査および東京都信用金庫協会資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成（以下同じ）

図表5 被害を受けていないとするコメント

コメント	業種	都道府県
新型コロナウイルスの影響は全く受けておらず、業況に不安はない。人員不足により受注できない状況から人員確保に向けた求人広告等を行っている。今後一括仕入れが予定されており、借入の予定あり。	ガラス、サッシ製造	北海道
コロナウイルスの影響はなく、通常通り営業を続けている。	エキスおよび液体調味料製造	静岡県
農業に関する資材の販売なので、コロナによる影響はほとんどない。	米、肥料、農業卸売	北海道
卸売先の休業を受け大幅な売上減少を予測したが、スーパーへの売上げが堅調に推移したため、微減にとどまった。	エビ卸売	愛知県
酒蔵との直接取引により大型店では取扱いのない銘柄がある。インターネット販売で本州にも顧客はおり、コロナの影響は多少あるものの、現状問題ない。	酒、コメ類小売	北海道
主要取引先であるスーパーや小売店が堅調なため、業績に大きな変動はない。今後、ネット販売等非対面取引を強化していきたい意向がある。	アジ、サバ加工品小売	静岡県
これまで同様、人手不足が課題。コロナの影響はほとんどなく、今後も変わりなく推移していくと思われる。	生鮮食品小売	静岡県
公共工事が中心であり、コロナウイルスの影響は特になく資金繰りは安定している。	土木工事	神奈川県
日頃から地域密着型の営業を行っており、お客様からの信頼が厚いため業況は安定している。	理美容	東京都

図表6 むしろ需要が増加したとするコメント

コメント	業種	都道府県
オリンピックの延期により受注減少したが、コロナウイルスの影響により受注増加となり売上への影響は少ない。	テント生地製造	埼玉県
営業活動の自粛やテレワークの導入などで影響はあるが、自宅待機による需要の増加で売上げは増加傾向にある。	うどん、出汁製造	大阪府
今のところコロナウイルスの影響なく、逆にネット販売が好調に推移している。	海苔製造	山口県
展示会、イベントが中止となったものの、ネット販売が好調であり、むしろやや増収となっている。在宅勤務やテレワークを実施中であり、今後はITを活用した働き方改革を進める予定。	家具、敷物、 畳材卸売	岡山県
手作りマスクの流行により、ガーゼ布地やゴム紐の売れ行きがすごく、入店制限を行うほどとなった。ネット販売のほうも忙しく、今後も安定した売上げが期待できる。	生地、手芸、 カーテン小売	埼玉県
家庭で食事をする機会が増えたことや近隣で買い物する人が増えたことで、売上が増加。これまで希薄となっていた顧客も来店していたので、定着してくれることを期待している。	精肉販売	神奈川県
テレワークが増えて当社が開発した製品の売上が伸びたことにより業況が好調である。	情報通信機器製造	東京都

図表7 資金繰りの悪化を指摘するコメント

コメント	業種	都道府県
観光客に人気の老舗だが、コロナの影響が深刻で資金繰りに難に陥った。政府系金融機関からの特別融資で当面の資金ショートは免れたが、今後の回復がなければ再び資金ショートの懸念が残る。	うどん店	香川県
受注減少により、資金繰りが悪化している。資金調達手段も限られており、事業存続も懸念している。	金型製造	神奈川県
設備投資後、コロナウイルスの影響により受注減少となり、自己資金にて対応しているが今後は融資も検討する。	スクリーン印刷、 Tシャツ製造	茨城県
飲食店や結婚式場の休業により売上が減少傾向。長期化すれば再度資金繰りの懸念が出てくることから、補助金や給付金申請を行うように提案した。	青果小売	神奈川県
宿泊キャンセルが多く発生。また、賃貸している店舗からも家賃引き下げの依頼があり。運転資金として借入を提案するとともに、各種補助金の案内をした。	ホテル	神奈川県
2か月ほど休業し、現状も利用客は半分も戻っていない。資金繰り支援、政府による支援策を利用している。	フィットネスクラブ	三重県
影響を直接受けており、大幅に売り上げ減少。政府系機関のコロナ関連融資に2~3か月かかるため、当金庫でつなぎ融資を実行。	ボウリング場経営	沖縄県
無借金経営を続けていたが、コロナウイルスの影響により、売上減少となったため、融資利用することとなった。	鉄骨組立	静岡県
営業活動の自粛から、販売が停滞。資金繰りも窮屈な状況。コロナ対応の資金繰り支援制度の利用を考えている。また、同業者間の競争が厳しくなっている。	不動産仲介、売買	三重県
交渉中の物件あるも、コロナによりいつ契約できるか不明。ハウスメーカーのイベント自粛や来店客減により売上減少。コロナ対応融資申し込むも、固定費3か月分しか承認が見込めず資金繰りの不安を抱える。	不動産販売	三重県

(2) 資金繰りへの影響

売上の急減に伴い、資金繰りが悪化したとするコメントが多く寄せられている。コメントの中には、資金ショートの懸念や、廃業の

検討など、危機的状況に陥っているケースもみられる。また、資金繰り支援制度の利用などを通じて、乗り切ろうとしている様子が見て取れる（図表7）。

一方で、内部留保や手持ち資金が相応にあるため、当面の資金繰りに問題はないとのコメントも一定の割合でみられた（図表8）。

中小企業の業況がリーマンショック以降、順調に改善していくなかで、多くの企業が利

益を積み上げ、また、危機時に備えて手持ち資金を積み上げておこうと行動したことが背景にあらう。これらの行動が、今回のコロナショックを幾分かでも和らげた可能性がある。

図表8 資金繰りに問題はないとするコメント

コメント	業種	都道府県
公共工事関連が堅調に推移しているが新型コロナウイルスの影響により先行き不透明感はある。相応に内部留保確保しているため、当面には懸念ないものと思われる。	鋳物製造	北海道
手持ち資金潤沢であり、新型コロナウイルスの影響はあるものの資金繰りは問題ない。	産業木工機械製造	静岡県
新型コロナウイルスの影響はなく、内部留保も厚いため、資金繰りへの影響はない。	プラスチック加工用金型製造	大阪府
納品の9割を占める飲食店や結婚式場の休業が痛手。特に中華街の落ち込み激しく、取引先の倒産が心配。ただし、当社は現預金が潤沢であるため、資金繰りの懸念はない。	青果物卸売	神奈川県
多少の余剰資金を持っており、当面の資金繰りには問題ない。	建築資材卸売	愛知県
元々現預金が厚く、現状は資金繰りに困ることはないが、今回のコロナ禍の影響が出始めており、支援の準備をしている。	冠婚葬祭業	静岡県
4～6月期は大幅な減収。7～9月も、例年通りに回復するまでは時間を要する。手元流動性は潤沢であり、資金繰りに不安はない。	ホテル、旅館	兵庫県
コロナで大きく打撃を受けた。消費者マインドの冷え込みあり、回復までは時間を要する。資金はあり、緊迫感はない。	自動車販売、修理	兵庫県

(3) 経営上の対応

新型コロナウイルスの感染拡大に対して、様々な対応を通じて乗り切ろうとする動きもみられる。具体的には、経費節減のほか、インターネット通販やオンラインなど、IT分野

での対応が目立つほか、働き方そのものを抜本的に改革しようとする動きもみられる（図表9）。多くの業種で、ただ手をこまねくだけではなく、生き残りのために様々な取り組みを行っていることがうかがえる。

図表9 コロナウイルスに対して何らかの経営上の対応をしているとするコメント

コメント	業種	都道府県
営業を自粛したものの、固定客からの受注は安定しており、売上に大きな変化はない。今後、提携先等販路の拡大、経費節減など、収益構造の改善を図る。	酸素、溶接材料卸売	兵庫県
会社として働き方改革を進める中でコロナが発生。「逆に思い切った決断ができた。売上は減少したが、従業員が休んだ際の代行の仕事を通じて個々の能力アップにもつながった」。	塗装販売	静岡県
展示会、イベントが中止となったものの、ネット販売が好調であり、むしろやや増収となっている。在宅勤務やテレワークを実施中であり、今後はITを活用した働き方改革を進める予定。	家具、敷物、畳材卸売	岡山県
顧客に直接販売できない状況がかなりの痛手となっている。今は、リモートを通じて販売員の意識向上を心がけている。	化粧品小売	長野県
店頭イベント中止などもあり、売上げが一時的に減少している。HPやインターネット通販サイトの増強を進めており、早期の売上回復を目指している。	衣料品小売	愛媛県

年度替わりの制度募集が終わった後にコロナがあったため、かろうじて制度は前年並みを確保できた。ただし、夏期講習の申込みが今一つ伸び悩んでいる。オンライン授業のPR等行っている。	学習塾	愛知県
外国人観光客も当面は見込めない。公共、民間での観光キャンペーンを積極的に活用し、国内需要の獲得に努める。	旅館	山口県
強制的にテレワークを始めたところ思いのほか上手くいった。業務の洗い出しができ、従来の仕事のやり方を見直す良い機会になった。今後もテレワークや時差勤務を継続して取り入れていきたい。	繊維品卸売業	東京都

(4) 今後の見通し

今回のコロナショックの傾向として、感染がいつ収束するかなど、今後の見通しが不透明なことが挙げられる。中小企業のコメントからも、回復の目処が立たない、事業再開の見通しが立たないといった、先行きの厳しさ

や不透明感について触れられている声が多い(図表10)。

一方で先行きを楽観視しているコメントも一部にあるものの、全体と比較すると割合は小さい(図表11)。

図表10 先行きの厳しさや不透明感に言及しているコメント

コメント	業種	都道府県
部品の納入が中断し、工場は稼働できず事業再開の見通しも立たない。	自動車部品製造	福島県
観光客の減少により売上大幅に減少している。本格的な回復まではまだまだ時間がかかる。	食料品製造	神奈川県
業況悪化により不安な日が続いている。借入をしたものの出口が見えずに収束後も金融支援が必要となる可能性がある。	自動車部品製造	愛知県
営業活動の自粛により機会損失が発生、回復にはしばらく時間がかかる見通し。	塩ビ製薬品庫製造	愛知県
ホテル業界、クリーニング業界の低迷により、受注減少となり今後も回復が見込まれない。	合成洗剤製造	兵庫県
緊急事態宣言解除後も受注回復しておらず、今後も厳しい状況となる。政府系の支援策を利用。	瓦製造	兵庫県
航空産業の低迷により、7月以降の受注がまったくわからない。受注は5~7割程度減少している。	ジェットエンジン部品製造	広島県
広告自粛などにより売上減少、制度融資利用したが回復の見通しがたたない。	印刷物製造	福岡県
売上が大幅減少。廃業することも含め、今後の対応方針を決めなければならない。	革製品かばん卸売	北海道
キャンセルが相次ぎ、今後の見通しも立てづらい。より一層の支援策がなければ、営業できない先も出てくると思われる。	旅館	岩手県
コロナウイルスの影響は特にないが公共工事主体であるため、今後、予算を減らされる可能性がある。	土木工事	長野県
コロナウイルスの影響はないが、今後、公共工事の予算減少により受注減少が予想される。	電気工事	滋賀県
工事延期はでているが大きな影響はない。しかし今後急な工事中断などができることを不安に思っている。	型枠工事	大阪府
家賃を下げしてほしいとの取引先からの依頼を受けている。現状は大きな影響は出ていないが、長期的には影響が出てくる見込み。	土地賃貸	愛媛県

図表11 先行きを楽観視しているコメント

コメント	業種	都道府県
取引先の休業に伴い売上減少したが、別な取引先からマスク製造の受注依頼があり、今後売上確保できる見込み。	婦人服製造	福島県
車両や海外生産の部品が入ってこず、来店客数も減少したため、5月の売上が大きく低下。6～7月になれば少し落ち着くのではないかと予想。	自動車修理、販売	秋田県
展示会やイベントが延期となっており、仕入・販売とも滞っている状況。緊急事態宣言解除後に回復する見込み。	スポーツ用品小売	愛媛県
営業時間の短縮や外出自粛もあり、売上げ、収益とも減少。7～9月は緊急事態宣言も解除され、客足も徐々に戻るのではないかと期待。	飲食店	新潟県
購入予定時期の延期等により売上減少しているが、中止とはなっていないことから、今後は問題なく進むと予想。	不動産売買、仲介	兵庫県

おわりに

本稿では、2020年6月に実施された全国中小企業景気動向調査における調査員のコメント欄をもとに、中小企業が新型コロナウイルスから受けた影響についてまとめた。需要の急減を受けて資金繰りがひっ迫し、資金ショートや廃業の検討に追い込まれる企業が見られるなど、今後の予断を許さない状況が判明した。

2020年9月調査（調査時期：9月初旬）においても、新型コロナウイルスの影響については継続して調査し、結果を還元する予定である。

本稿で採用しているコメントは、いずれも信用金庫職員が調査員となり、営業の合間を縫って収集したものである。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って融資の申込みが殺到するなど、通常業務だけでも多忙ななか、多くのコメントをお寄せいただいた。ここで改めてお礼を申し上げるとともに、今後ともコメント欄への積極的な記入をお願いしたい。

最後に、地域に根差す中小企業からの、心温まるコメントを紹介して終わりとする（図表12）。

図表12 中小企業からの心温まるコメント

コメント	業種	都道府県
コロナ禍の中、あまり影響なく営業を続けている。娯楽もなくなり、楽しみが食べるのみとなった方が来店いただいているような気がする。こういったときに頼っていただけることに幸せを感じた。東日本大震災の時も同じ雰囲気だった。	和菓子製造	岩手県

〈参考資料〉

・信金中央金庫『第180回中小企業景気動向調査（2020年4-6月期）』

ゼロから考える「信用金庫のSDGs」^{エスディージーズ}

－ Q&AでみるSDGsの有用性 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) 信用金庫、SDGs、持続可能な開発目標、協同組織性、理念の共有・理解、SDGsマップ、SDGs宣言

(視 点)

SDGs (持続可能な開発目標) という言葉は、ほぼ日常的に新聞や雑誌等で目に触れるようになった。一方で、地域金融機関である信用金庫がSDGsに対してどう向き合っていくべきか、という根本的な議題について考えようとする、情報が氾濫する一方で、本当に必要な情報が手に入りにくい状況にある。

本稿は、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫などを対象とし、Q&A形式で、難解な専門用語は可能な限り排しながらSDGsについて解説する。また、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことを目標とする。

(要 旨)

- SDGsを用いて環境問題や貧困問題などを解決しようという熱意が国際的に強いことを踏まえると、SDGsは、今後、さらに定着していく可能性が高い。また、仮に「SDGs」という言葉が定着しなかったとしても、SDGsが提唱する「持続可能な社会の実現」という理念自体が廃れることはないと考えられる。
- 信用金庫は、①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などの点で、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を体現しており、SDGsの導入によってこれらを再確認するという意義は大きい。また、SDGsを用いて、信用金庫の良さをより広くにわたって理解してもらえる機会である。
- SDGsを導入するにあたっては、「①SDGsの理念の共有、理解」「②自社の事業とSDGsを紐付け (マッピング) し、目標を設定」「③取組みの評価と、成果の対外公表」の順番で進めていくとよい。特に①と関連し、職員への浸透が最も大きな課題といえる。
- SDGs導入後、進めていくための方法の1つとして、「高い目標を最初に置いて、手段は後から考える (バックキャストिंग)」がある。高い目標を達成するには1つの信用金庫の力だけでは不十分であり、他の金融機関や地方公共団体、大学などの研究機関など、問題意識や目標を同じくする組織との連携が必要となる。

はじめに

SDGs（持続可能な開発目標）という言葉は、ほぼ日常的に新聞や雑誌等で目に触れるようになった。信用金庫においても、すでにSDGs宣言を行うなど、SDGsに対して前向きに取り組んでいるところが増えてきている。

しかしながら、地域金融機関である信用金庫がSDGsに対してどう向き合っていくべきか、という根本的な議題について考えようとする、思いのほか使いやすい情報が少ないことに気づく。例えば、インターネット上で「SDGs金融」などをキーワードにして調べると、各省庁や国際機関、民間を含めて情報が氾濫しているうえ、横文字や英語の略称も多く、一から学ぼうとする役職員が理解するのは並大抵のことではない。現状、残念ながら、全ての信用金庫がSDGsに対して積極的に取り組んでいるとはいいがたく、また、すでにSDGsへの取組みを始めている信用金庫においても、一般の職員にまでSDGsの意義を浸透させるには苦勞しているとの声も聴かれている。この背景には、上記のような「情報が氾濫する一方で、本当に必要な情報が手に入りにくい」状況があるといえるのではないだろうか。

そこで、本稿は「ゼロから考える『信用金庫のSDGs』」と題し、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫や、SDGs宣言を行うなど取組みは始めたものの、その後の展開をどう進めればよいか試行錯誤している信用金庫を対象とし、Q&A形式で、難解な専門用語は可能な限り排しながらSDGsに関す

る解説を行う。その過程で、信用金庫がSDGsに取り組む意義について、その歴史的背景などを踏まえた考察を行い、ひいては、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことを目標としている。

Q1. SDGsとは何か？

A1：

SDGsとは、国連が2015年に採択した「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、貧困や飢餓、保健医療、環境など17の分野について2030年を期限として定めた目標（ゴール）を指す（図表1）。目標達成を通じ、持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指している。

17の目標は、169項目のターゲットから構成されている。SDGsについて理解を深めるためには、17の目標だけを読むのではなく、やや手間はかかるが169項目のターゲット全てに目を通したほうがよい。17の目標は「8. 働きがいも経済成長も」や「3. すべての人に健康と福祉を」などやや漠然としていることが多いが、169のターゲットは「8.1 各国の状況に応じて、1人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。」や「3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。」など具体的な目標を示しているため、SDGsが求めている「持続可

図表1 SDGsが掲げる17の目標



(出所) 国際連合広報センターホームページ

能性」「多様性」「包摂性」などについて、より理解しやすくなると思われる。本稿の末尾に、17の目標と169のターゲットを合わせて掲載するので、是非一読されたい。

Q2. SDGsは一時的な流行にすぎないのでは？

A2：

SDGsについて、単なる流行に過ぎないとの見方も一部ではいまだに存在する。しかし、SDGsは、少なくとも当面の間は、さらに定着していくものと考えられる。理由としては、国際的に、2030年までに環境問題や貧困問題などを解決しようという強い取組みが各方面で行われていることが挙げられる。2019年にはSDGsとパリ協定^(注1)という2

つの国際協定を指針とする責任銀行原則 (PRB^(注2)) が策定されるなど、金融機関も例外なく、SDGsへの取組みが求められるようになってきている。

また、日本政府もSDGsを通じて、地域創生の実現などを達成するべく積極的に取り組んでいる。日本政府は、2016年5月にSDGs推進本部（内閣総理大臣が本部長、全閣僚が構成員に就任）を設置し、同年12月にはSDGs実施指針を作成。2019年には同指針を初めて改定するとともに、2020年のSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」を決定するなど、積極的に取り組んでいる。金融庁も、2020年に更新した「金融行政とSDGs^(注3)」の中で「地域金融機関が顧客のニーズを捉えた付加価値の高

(注)1. 2015年に採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定。温室効果ガスの削減を通じ、世界の気温上昇を抑えることなどを定めた。

2. 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した枠組み。日本では、大手4行に加えて滋賀銀行が署名している。

3. https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAStrategyforSDGs_rev2.pdf

いサービスを提供することにより、安定した経営基盤を確保する取組み（「共通価値の創造」）は重要であり、これは、民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置付けるSDGsの考え方と軌を一にするもの」と指摘している。

また、仮に「SDGs」という言葉が定着しなかったとしても、SDGsが提唱する「持続可能な社会の実現」という理念自体は定着することとなろう。気候変動、貧富の差の拡大、高齢化の進展など、環境、経済、社会を取り巻く環境変化の中で、持続可能な社会を達成する必要性はむしろ増大していくからである。

Q3. SDGsと信用金庫との親和性は？

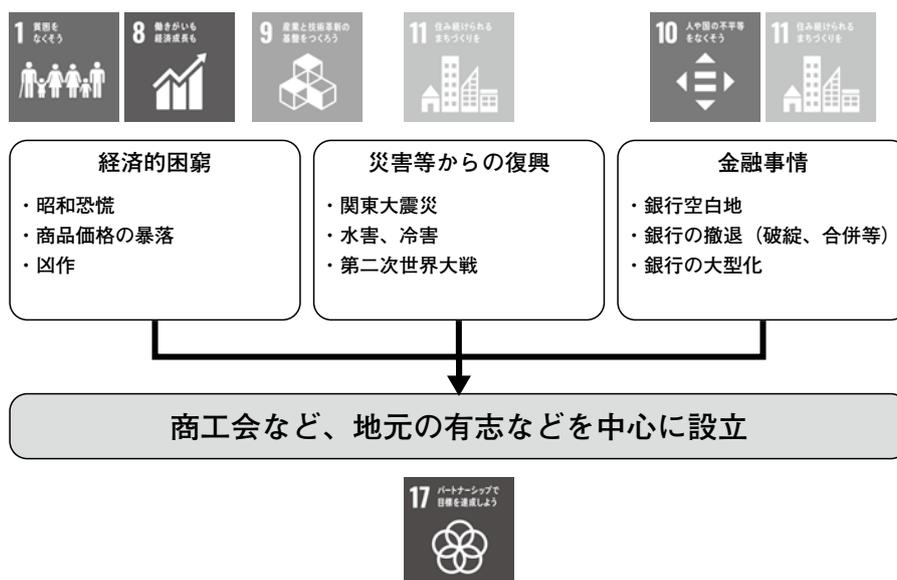
A3：

信用金庫は、①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などの点で、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を体現しているといえる。

①設立の経緯について、全国の信用金庫は、主として経済的困窮、災害、銀行撤退等の金融事情などに対応するため、地元商工業者などの有志の手によって設立されたケースが多い。これらの設立の経緯は、まさにSDGsが提唱する「1. 貧困をなくそう」や「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」と合致する（図表2）。信用金庫は、生まれながらにしてSDGsの理念を体現しているといっても過言ではない。

②協同組織性について、そもそもSDGsが「持続可能な社会の実現」を提唱した背景には、現状の気候変動や貧富の差の拡大を放置するならば、将来の人間の生存すら脅かされるという危機感がある。言い換えるなら「今さえよければよい」という現在世代を中心と

図表2 信用金庫の設立経緯とSDGsとの関連



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

した考えから、次世代を重視する考えへと転換することを求めているといえる。

こういった危機意識に対して、協同組織である信用金庫が果たせる役割は大きい。協同組織の基本理念である「相互扶助」は、単に同世代内での相互扶助に限らず、次世代へと世代を超えた相互扶助も含むと考えることができる。例えば、村本（2015）では、信用金庫の内部留保について、「内部留保の蓄積は、次世代のためないしは次世代への移転であり、いわば世代間相互扶助ないし異時点間の内部補助である」と指摘している。また、品田（2019）は、信用金庫の利益剰余金について、「配当等の負担が生じず（中略）現在や次世代の会員である中小企業や個人、ひいては地域に対して安定的に金融サービスを提供するために活用される」と指摘している。信用金庫は、協同組織の理念の体現を通じて、これまでもSDGsの理念に合致した経営を行ってきており、これからも同様といえよう。

③経営理念について、信用金庫が掲げている3つのビジョンである「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」は、SDGsが唱える17の目標と一致している。同ビジョンは、地域の中小企業や地域住民など国民大衆の金融の円滑化を図ることを通じ、地域社会の繁栄に奉仕するという経営理念を表したものであり、1968年の「躍進全国大会」で打ち出されて以降、今日に至るまで受け継がれているものである。

Q4. 信用金庫の取組みについて、あえてSDGsを用いて説明する意味はあるのか？

A4：

世界共通の指標であるSDGsを使うことで、信用金庫の取組みについて、より多くの人に知ってもらうチャンスである。前述した信用金庫の①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などを知らない人に対しても、SDGsの概念を用いて信用金庫を説明することで、信用金庫の良さを理解してもらえる。

具体的には、以下の効果が期待できる。

①地方公共団体との連携強化。政府の働きかけに応じて、地方公共団体は、今後、SDGsを基軸とした政策を進めていくことが考えられる。信用金庫もSDGsを標榜することで、これらの政策と連携することができる。

②中小企業とのつながりの強化。中小企業にとってSDGsは、うまく活用できれば自社の企業価値を高めることにつながる一方で、対応できなければ、最悪の場合、大企業のサプライチェーンから外されたり、消費者から商品購入を忌避されてしまうリスクも存在するとされる。いずれにせよ、中小企業でSDGsを導入する動きが広がる可能性が高いと考えられよう。信用金庫は、取引先中小企業に先んじてSDGsに取り組むことで、中小企業にSDGsへの取組みを促す役割が求められるよう。また、融資する際にも環境や地域への影響（インパクト）を考慮することで、中小企業を通じた地域活性化を達成できる（ESG

融資)。③学生への訴求。学習指導要領に「持続可能な社会」が盛り込まれるなど、今後、若い世代を中心にSDGsが浸透していく可能性が高い。SDGsへの対応は、今後、新卒採用をする際にアピールポイントの1つとなることが考えられる。反対に、SDGsに後ろ向きであると学生側が判断すれば、ほかの就職先を優先してしまう可能性もあろう。

Q5-1. SDGsをどのように自金庫内に導入すればよい？

A5-1：

企業への導入の指針としては、国連などが発行している「SDG Compass SDGsの企業行動指針－SDGsを企業はどう活用するか－」や、環境省が発行している「すべての企業が持続的に発展するために－持続可能な開発目

標 (SDGs) 活用ガイドー」が詳しい(図表3)。

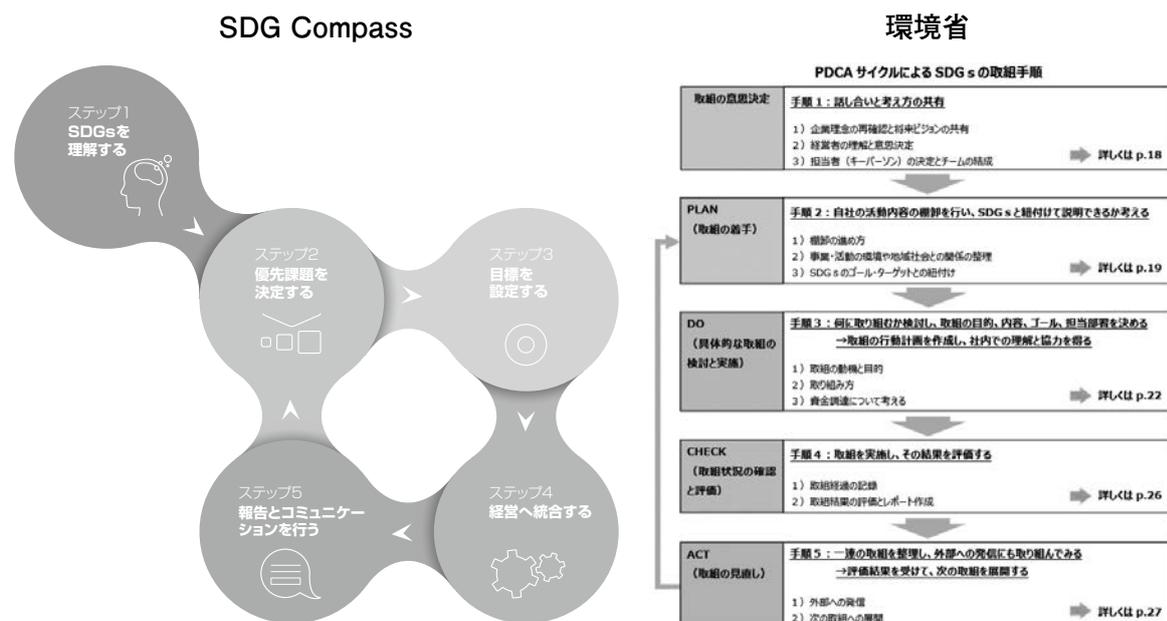
2つの指針には相違点もあるが、共通していることは、冒頭に「①SDGsの理念の共有、理解」があり、次に「②自社の事業とSDGsを紐付け(マッピング)し、目標を設定」があり、最後に「③取組みの評価と、成果の対外公表」の構成となっていることである。この①～③を心がけて実行することで、自金庫内のSDGsへの取組みが進められることとなろう。Q5-2からQ5-4では、これらの①～③について詳述する。

Q5-2. SDGsの理念を金庫内で共有していくためにはどうすればよい？

A5-2：

「①SDGsの理念の共有、理解」は、最も重要である一方で、金融機関に限らず多くの

図表3 SDGsの企業への導入指針



(備考) United Nations Global Compact、WBCSD『SDG Compass 日本語訳版』および環境省『すべての企業が持続的に発展するために－持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイドー』より引用

組織でいまだに達成できていない、困難な課題であるといえる。例えば、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンと地球環境戦略研究機関が会員企業を対象に2019年に実施した調査によれば、SDGsについて「経営陣に定着している」という回答は77%におよぶ一方で、「中間管理職に定着している」は33%、「従業員にも定着している」は21%にとどまる^(注4)。

SDGsの理念を組織内の一般職員にまで浸透させていくためには、迂遠なようであるが、A2～A4で指摘したことなどを折に触れて周知徹底していくことが最も重要なことと思われる。浜松いわた信用金庫が日本銀行主催のワークショップ^(注5)で語ったことを例に挙げると、同信金は、浜松・磐田の両信用金庫の合併にあたって、「SDGsを経営の根幹に据えることにしたが、SDGsに取り組むに当たり、職員が腹落ちすることが必要」と考えた。また、同金庫では、毎年、理事長が自ら経営計画や方針を職員に話す機会を設けていたため、この機会を利用して、SDGsの重要性や、同金庫が取り組むべき理由についても説明をした。このような経営陣による積極的な働きかけの結果、「ある回の質疑応答で、ある職員が『当信用金庫がSDGsに取り組むことは素晴らしい。SDGsは地域金融機関として当然に取り組むべきことであり、自

分としても携われることが嬉しい』と自分の言葉で滔々と意見を述べた」という。この例からもわかる通り、SDGsを金庫内に定着させるためには、経営陣から職員に対する積極的な情報発信が不可欠であるといえよう。

Q5-3. 自社の事業とSDGsのマッピングの方法は？

A5-3：

「②自社の事業とSDGsの紐付け（マッピング）し、目標を設定」することについては、決まった進め方があるわけではない。また、マッピングによって作成される「SDGsマップ」についても、決まったひな形があるわけではない。

まずは、信用金庫が日ごろから行っている取組みが、SDGsのどの項目に該当するかをチェックする必要がある。ただし、個別の信用金庫ごとに取組みは若干異なっており一概には言えないことから、本稿では、信用金庫が全国で行っている代表的な取組みと、SDGsが定めた17の目標（例：14）と169のターゲット（例：4.4）との関連性について、**図表4**のようにマトリックス化してみた。マトリックス化にあたっては、便宜上、信用金庫の取組みを大きく5つ（地域経済、地域社会、地域環境、人材、ガバナンス^(注6)）に分類して作成した。それぞれの取組みとSDGs

(注)4. グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、地球環境戦略研究機関「2019年度版「ESG時代におけるSDGsビジネス～日本における企業・団体の取り組み現場から～」http://www.ungecn.org/sdgs/pdf/elements_file_2019.pdf

5. 日本銀行「SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み～SDGs/ESG金融に関するワークショップ（2019年6月開催）の模様～」https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/data/aft200205a1.pdf 48ページ

6. 企業の取組みをどう分類するかについては、業種特性などによって異なるため、一概には言えない。例えば笹谷（2019）は、ISO26000を参考としながら、一般企業を例にとり、取組みを「ESG（環境、社会、ガバナンス）」の3つで分類する手段を提唱している。本稿では、信用金庫の地域金融機関としての特性を考慮し、笹谷の3分類に「経済」と「人材」を追加するとともに、「経済、社会、環境」の冒頭に「地域」を付した。

図表4 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
地域経済	中小企業への円滑な資金供給 (創業支援、事業承継支援、女性向けを含む経営者塾の開講、販路拡大支援、中小企業景況調査など)			4.4	5.5			8.1 8.2 8.3 8.10	9.2 9.3									17.17
	うち、農林漁業、省エネ、観光関連産業向け融資	2.3					7.1 7.2 7.3	8.9					14	15				
	個人への円滑な資金供給 (住宅ローン、教育ローン等)			4.3 4.4 4.5							11.1 11.3							
	預金等金融商品および決済サービスの提供	1	3.8					8.10	9.1	10.2	11.3							
地域社会	金融包摂	1.4								10.2								
	高齢者・障がい者の顧客への対応	1.4							9.1	10.2	11.1 11.3							
	災害に強い街づくりへの協力	1.5									11.5		13.1					
	金融教育の推進			4														
	産学連携			4.3 4.7					9.5									17.17
	地域行事への参加										11.a							17.17
地域環境	環境活動の促進					6						12	13	14	15		17.17	
	省エネ・廃棄物削減・紙使用量の節約等					6	7.3				11.6	12.2 12.4 12.5			15.2 15.3 15.4			
	清掃活動の実施											12.5		14.1			17.17	
人材	働き方改革の推進		3	4.4				8.5										
	女性活躍の推進		3		5.5			8.5		10.2								
	高齢者・障がい者雇用							8.5		10.2 10.3								
ガバナンス	マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策																16.1 16.3 16.4 16.5	
	特殊詐欺対策							8.10									16.4	
	SDGsにかかる定期的な公表											12.6						

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

との対応の根拠については、分量の関係上、本稿稿末に参考として掲載するので、併せて参照されたい。もちろん図表4で用いている5つの分類は一例にすぎず、必ずしも使用する必要はない。また、本稿では「SDGsウォッシュ^(注7)」を防ぐために該当する項目については厳格に判断しているが、これも絶対の基準ではない。各信用金庫においては、自分の取組みがSDGsのどの項目に該当するのか、改めて検討してみることが望ましい。一度、各部門の取組みを一覧にして、各取組

みがSDGsのどのゴールやターゲットに該当するかをチェックするのが、手間はかかるものの、結果的には近道になると思われる。具体的には、事業計画にSDGsを組み込めば、紐付けと目標設定が同時に達成されよう。

Q5-4. SDGsの取組みの評価と成果の対外公表はどう進めればよい？

A5-4 :

「③取組みの評価と、成果の対外公表」に

(注)7. SDGsに該当する行為を実際には行っていないのに行ったと偽ったり、針小棒大にアピールしたりする行為などを指す。「SDGsウォッシュ」を行ったと世間から判定されると、その組織の信頼は著しく下落する。

について、取組みの評価は、事業計画を策定した際のKPIを採用することが考えられる。取組みの評価は、PDCAサイクルのC（チェック）に当たるものであり、実効性のあるA（アクション）を起こすためにも、しっかりとしたチェックが欠かせない。

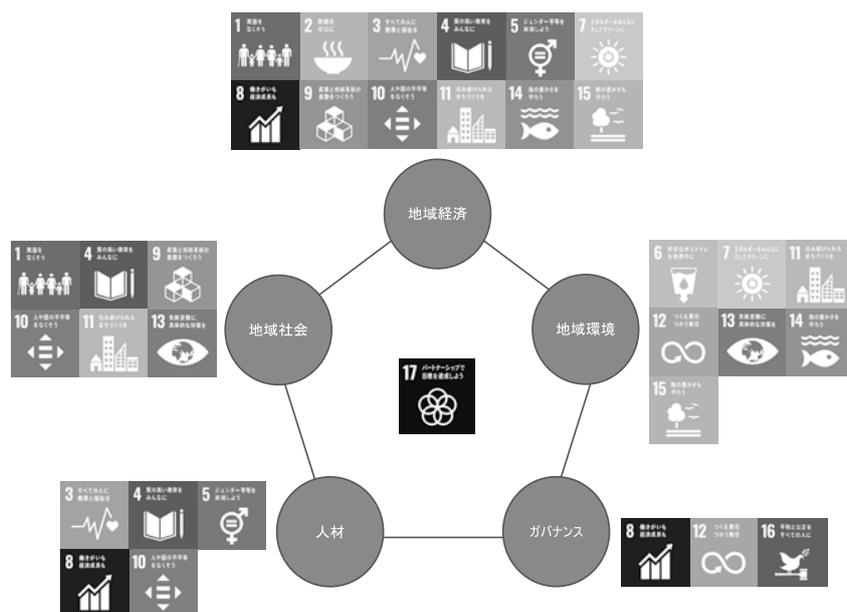
また、成果の対外公表は、SDGsを進めるうえでは重要である。SDGsのターゲット12.6では、「持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込む」ことが奨励されている。ディスクロージャー誌などを通じて、SDGsに対する取組みを定期的に公表することが求められている。

なお、SDGsはあくまで自主的な取組みなので決められた方式などはないが、取組みを開始した場合はホームページ上などで「SDGs宣言」を公表するのが一般的である。SDGs宣言をするにあたっては、自金庫の取

組みをSDGsに紐付けしたSDGsマップをつければ、自金庫がSDGsにどのように貢献しているかがわかりやすい。SDGsマップは、A5-3で作成した図表4をそのまま使用してもよいが、同図表は詳細ではあるもののやや複雑で視認性に欠けるため、図表5のようにより見やすい図を作成し、併せて公表するのも一つの方法であろう。

なお、図表5は、図表4で示した信用金庫の取組みとSDGsとの対応をすべて表に反映させているが、この場合、例えば「地域経済」では全17ゴール中、12も網羅してしまっているため、かえってSDGsのどの項目を重視しているかが金庫内外に対して伝わりづらくなってしまふ恐れがある。この場合は、自金庫や地域にとって特に重要な項目（例えば、「ゴール8 働きがいも経済成長も」やゴール9「産業と技術革新の基盤をつ

図表5 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（簡易版・一例）



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

くろう」など)のみ抽出し、その他の項目を削除することが有効である。ここで抽出される重要項目のことを「マテリアリティ」と呼ぶ。マテリアリティを設定することは、SDGsに取り組んでいくうえで有効である。

Q6. 「SDGs宣言」をしたものの、その後の進展がない。今後、どう発展させていけばよい？

A6：

SDGs宣言をすることは大切ではあるが、それだけではほかの金融機関と差別化することは難しい。最終的には、SDGsが取り上げている目標に応じて、既存商品・サービスのさらなる進化を目指すこと、また、新商品・サービスにつなげることが求められる。特に、SDGsは、目標達成のために企業が革新的な取組みを行うことを期待している。SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、特にターゲットの部分をもう一度見直し、ターゲットの達成にどうすれば貢献するかを各主体で考えることが重要である。

具体的な方法の1つとして、「高い目標を最初に置いて、手段は後から考える」ことが挙げられる。本来、SDGsを進めるにあたっては、現在の経営資源や社会状況を前提に将来の目標を設定するやり方（フォアキャスト）ではなく、将来ありたい姿を踏まえて最初に高い目標を設定し、どうすればそのありたい姿を達成できるか試行錯誤するやり方（バックキャスト）が望ましいとされている。例えば、人口や企業数が減少し

ている地域であるならば、「人口や企業数の減少速度を年〇%に落とす（もしくはゼロにする）」などの高い目標を最初に置いたうえで、目標の達成に向かって、人口流入、雇用創出といった地域創生や、創業支援、事業承継支援といった中小企業支援に取り組んでいくことが挙げられよう。もちろん、こうした目標を達成するには1つの信用金庫の力だけでは不十分であり、他の金融機関や地方公共団体、大学などの研究機関など、問題意識や目標を同じくする組織との連携が必要となろう。SDGsは、これらの連携の核となるものである。連携を実のあるものにするためにも、A1～A5-4で述べたような事柄を理解し、取り組んでいくことが必要となろう。

おわりに

本稿では、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫や、SDGs宣言を行うなど取組みは始めたものの、その後の展開をどう進めればよいか試行錯誤している信用金庫を対象とし、Q&A形式でSDGsに関する解説を行った。繰り返しになるが、SDGsについて理解を深めるためには、17の目標だけを読むのではなく、169項目のターゲットに目を通すことを勧めたい。ターゲットを読むことで、SDGsが持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指していることが理解できるであろう。

本稿で記載したとおり、SDGsという概念は、決して目新しい概念ではなく、むしろ信

信用金庫のこれまでの取組みを再定義するものといえる。また、SDGsの取組みを進めるためには、一般の職員にまで浸透することが不可欠である。本稿が、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことにつながれば幸いである。

付論：図表4「信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）」についての解説

付論では、「Q5-3. 自社の事業とSDGsのマッピングの方法は？」の中に掲載されている「(図表4) 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）」について解説する。本論の繰り返しになるが、信用金庫の取組みとSDGsとの対応について統一的な解があるわけではない。各信用金庫は、自金庫の取組みがSDGsのどの項目に該当するかについて、実情に応じて各自で解釈することが求められる。各信用金庫が取組みとSDGsとの関連性について考えていく中で、この付論が参考になれば幸いである。

まず、5つの分類（地域経済、地域社会、地域環境、人材、ガバナンス）であるが、信用金庫の収益と最も直結している預貸金と関連の深い業務は「地域経済」とし、収益には必ずしも直結しないものの地域の金融機関として重要な取組みを「地域社会」とした。ただし、「地域社会」に関する取組みでも環境に関連する事柄については別建てにし、「地

域環境」とした。「人材」については人材育成と人事の公平性の観点から、「ガバナンス」についてはコンプライアンスを含む、信用金庫に求められる業務について列挙した。

以下、項目別に信用金庫の取組みとSDGsの項目との関連性について、筆者の解釈をまとめる^(注8)。

(1) 地域経済

中小企業への円滑な資金供給は、「ターゲット8.1 一人当たり経済成長率を持続させる」「8.2 多様性、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する」「8.3 金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」「8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する」「9.2 雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる」「9.3 小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスへのアクセスを拡大する」にそれぞれ該当すると解釈できる。創業融資や後継者教育などに注力していれば「4.4 人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」に該当するし、女性経営者向け支援を行っていれば「5.5 女性の参画及び平等なリーダーシップへの機会を確保する」に該当するであろう。販路拡大支援や中小企業景況調査などについ

(注)8. ターゲットについては、一部省略して記載していることがある。また、一度紹介したターゲットについては、その後の記載は省略する。

ては、信金中央金庫を含む信用金庫業界内でのパートナーシップに関連していることから、「17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」も該当すると考えられる。

中小企業向け融資の中でも、農林漁業、省エネ、観光関連産業向け融資については、SDGs内の他のターゲットに該当しよう。具体的には、「2.3 小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」「7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する」「7.2 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」「7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」「8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し実施する」である。また、具体的なターゲットとの関連性は乏しいものの、「ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」「ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」とも関連していよう。

個人への円滑な資金供給について、住宅ローンは「11.1 適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保」「11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進

との関連性が深く、教育ローンは「4.3 すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする」「4.4 (略)」「4.5 脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」に該当すると考えられる。

預金等金融商品および決済サービスの提供について、信用金庫は低所得者層を含む、広く国民一般に対して預金・決済サービスを提供していることを踏まえれば、「8.10 (略)」「9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援」「10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地域その他の状況にかかわらず、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包摂を促進する」「11.3 (略)」に該当しよう。また、保険商品の販売を通じた健康リスクへの対応や、投資信託の販売を通じた老後資産形成の支援は、「ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護 (中略)、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ^(注9)を達成する」に間接的に貢献しているといえよう。

(2) 地域社会

「地域社会」について信用金庫が果たしている役割は幅広く、網羅することは困難であるため、代表的なものを列挙する。まず

(注)9. 「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味し、すべての人が経済的な困難を伴うことなく保健医療サービスを受用することを指すものである (国際協力機構HPより)。

金融包摂は、「1.4 貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性および女性がマイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する」「10.2 (略)」に該当する。関連して、高齢者や障がい者の顧客への対応は、「1.4 (略)」「9.1 (略)」「10.2 (略)」「11.1 (略)」「11.3 (略)」に該当しよう。

次に、BCP（事業継続計画）の策定支援など、災害に強い街づくりへの協力については、「1.5 貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し（中略）災害への暴露や脆弱性を軽減する」「11.5 災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界のGDP比での直接的経済損失を大幅に減らす」「13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」に該当すると考えられる。金融教育については、具体的なターゲットとの関連性は乏しいものの、「ゴール4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」との関連が深い。産学連携については、「4.3 (略)」に加えて「4.7 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」との関連が深く、また、パートナーシップのターゲットである「17.17 (略)」を満たす。地域行事への参加については、「11.a 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する」「17.17 (略)」

に該当しよう。

(3) 地域環境

信用金庫が地域と連携して行っている様々な環境活動は、SDGsの中の多くのゴールやターゲットに該当しうる。具体的には、「ゴール6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」「ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する」「ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」「ゴール14 (略)」「ゴール15 (略)」「17.17 (略)」などが挙げられる。

省エネ・廃棄物削減・紙使用量の節約等については、「ゴール6 (略)」のほか、「7.3 (略)」「11.6 都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する」「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」「12.4 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する」「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」「15.2 森林減少を阻止」「15.3 砂漠化に対処し（中略）劣化した土地と土壌を回復」「15.4 持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす産地生態系の能力を強化」などに該当しうる。また、地元の清掃活動といった地道な活動も、SDGsの基準に照らせば、「12.5 (略)」「14.1 あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」「17.17 (略)」などに該当しよう。

(4) 人材

「人材」について、働き方改革への取組みは、「ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」「4.4 (略)」「8.5 若者や障がい者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」に該当しよう。女性活躍の推進は、「ゴール3 (略)」「5.5 (略)」「8.5 (略)」「10.2 (略)」に、高齢者・障がい者雇用は「8.5 (略)」「10.2 (略)」「10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。」に該当しうる。

(5) ガバナンス

マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策は、「16.1 全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」「16.3 法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」「16.4 違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」「16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる」など、ゴール16との関わりが深い。特殊詐欺対策は、「8.10 (略)」や「16.4 (略)」に該当すると考えられる。SDGsにかかる定期的な公表は、「12.6 持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する」に該当する。

〈参考資料〉

- ・ United Nations Global Compact、WBCSD (2016) 『SDG Compass 日本語訳版』
- ・ SDGs推進本部 『SDGsアクションプラン2020～2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり～』
- ・ 足立英一郎・村上芽・橋爪麻紀子 (2018) 『ビジネスパーソンのためのSDGsの教科書』日経BP社
- ・ 沖大幹・小野田真二・黒田かをり・笹谷秀光・佐藤真久・吉田哲郎 『SDGsの基礎』学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学
- ・ 金融庁 『金融行政とSDGs』
- ・ 環境省 (2018) 『すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイドー』
- ・ 経済産業省 (2019) 『SDGs経営ガイド』
- ・ 笹谷秀光 (2019) 『Q&A SDGs経営』日本経済新聞出版社
- ・ 商工総合研究所 (2020) 『中小企業経営に生かすCSR・SDGsー持続可能な調達の潮流とCSR経営ー』
- ・ 品田雄志 (2019) 「信用金庫における純資産の充実動向とその意義についてー配当政策等における地域銀行との比較ー」『信金中金月報』18 (11) ,pp.4-10
- ・ 品田雄志 (2020) 「ゼロから考える『中小企業のSDGs』ー前向きな取組みで企業経営の改善と社会問題の解決を両立ー」『信金中金月報』19 (6) ,pp.28-43
- ・ 全国銀行協会金融調査研究会 (2019) 『SDGsに金融はどう向き合うか』
- ・ 藤津勝一 (2019) 「事例にみるSDGs (持続可能な開発目標) による中小企業の経営力強化ー社会課題の解決と本業リンクでの自己革新がもたらす真の事業継続力ー」『信金中金月報』18 (9) ,pp.26-51.
- ・ 村本孜 (2015) 『信用金庫論ー制度論としての整理』金融財政事情研究会

SDGs（持続可能な開発目標）の目標とターゲットの一覧

以下では、SDGsの17の目標と169のターゲットについて、総務省が作成した仮訳を掲載する。自社の取組みとSDGsを紐付けする際などに活用されたい。また、各ターゲットについては、環境省資料を参考に重要なキーワードをゴシックで示した。ターゲットすべてに目を通すのは困難であるかもしれないが、キーワード部分の流し読みだけでもしてみてほしい。

なお、後半部分が数字となっているターゲット（1.1や1.2）は、各ターゲットの具体的な達成目標（例：貧困を終わらせる、平等な権利を確保する）を示しており、後半部分がアルファベットとなっているターゲット（1.aや1.b）は、課題の達成に向けた手段（例：資源の動員を確保する、適切な政策的枠組みを構築する）を示している。

No.	ターゲット
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている 極度の貧困 をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の 貧困状態 にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに 貧困層及び脆弱層 に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、 貧困層及び脆弱層 をはじめ、全ての男性及び女性が、 基礎的サービスへのアクセス 、土地及びその他の形態の 財産に対する所有権と管理権限 、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む 金融サービス に加え、 経済的資源 についても 平等な権利 を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、 貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス） を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の 経済、社会、環境的ショック や災害に 暴露 や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での 貧困を終わらせるための計画や政策を実施 するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、 開発協力の強化 などを通じて、さまざまな供給源からの 相当量の資源の動員 を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大 を支援するため、国、地域及び国際レベルで、 貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略 に基づいた 適正な政策的枠組み を構築する。

No.	ターゲット
2.1	2030年までに、 飢餓を撲滅 し、全ての人々、特に 貧困層及び幼児 を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ 栄養のある食料 を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の 発育障害 や 消耗性疾患 について国際的に合意された ターゲット を2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の 栄養不良を解消 し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の 栄養ニーズ への対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への 確実かつ平等なアクセス の確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする 小規模食料生産者の農業生産性及び所得 を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する 適応能力 を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、 持続可能な食料生産システム を確保し、 強靱（レジリエント）な農業 を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された 種子・植物バンク なども通じて、 種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性 を維持し、国際的合意に基づき、 遺伝資源 及びこれに関連する 伝統的な知識へのアクセス 及びその利用から生じる 利益の公正かつ衡平な配分 を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における 農業生産能力向上 のために、国際協力の強化などを通じて、 農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発 及び 植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大 を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、 世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止 する。
2.c	食料価格の極端な変動に 歯止め をかけるため、 食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能 を確保するための措置を講じ、 食料備蓄 などの 市場情報への適時のアクセス を容易にする。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

No.	ターゲット
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

No.	ターゲット
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

No.	ターゲット
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者や成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

No.	ターゲット
6.1	2030年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

No.	ターゲット
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を増加させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用
(ディーセント・ワーク)を促進する

No.	ターゲット
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EITF) などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ
持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

No.	ターゲット
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を増加させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。



各国内及び各国間の不平等を是正する

No.	ターゲット
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関 (WTO) 協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めたとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助 (ODA) 及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

No.	ターゲット
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



12 持続可能な生産消費形態を確保する

No.	ターゲット
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

No.	ターゲット
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCC（気候変動に関する国際連合枠組条約）の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

No.	ターゲット
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を回避する

No.	ターゲット
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続可能な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

No.	ターゲット
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

No.	ターゲット
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協力的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務負担国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲渡的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

No.	ターゲット
17.10	ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関 (WTO) の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

金融検査マニュアル廃止後の自己査定・償却・引当の取扱い②

－ 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会)の改正等について－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 SDB室長

守矢 隆

(キーワード) 融資DP、貸倒引当金、会計上の見積り、監査報告書の透明化

(視 点)

2019年12月18日に、金融庁から「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下「融資DP」という。)が公表され、同日付で金融検査マニュアルが廃止された。

これを受けて、日本公認会計士協会は、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(以下「4号指針」という。)を2020年3月27日付で改正した。4号指針は、会計監査人が金融機関の会計監査にあたって拠り所とする文書のひとつであり、今後の自己査定・償却・引当の取扱いに影響を与えるものである。

本稿では、4号指針の内容について概観し、現行実務との違い等について整理するとともに、その後に公表された文書の内容なども踏まえて今後の対応の方向性について考察する。

(要 旨)

- 今般の4号指針の改正は、金融検査マニュアルの廃止と融資DPの制定にかかる手当てを主な目的としたものである。両者の内容が完全に網羅されている訳ではないが、金融機関に広く定着した実務の多くがカバーされている。
- 償却・引当に関する金融機関の創意工夫に関し、4号指針では具体的な手法等について触れられていない。他の文書を踏まえれば、見積りに置いた仮定の中身や、仮定に基づく引当金額の見積りに相応の合理性があれば、理由なく否定されることはないものと思料される。
- 貸倒引当金の金額は、その前提となる仮定の内容により大きな違いが生じ得る。仮定の置き方に統一した基準等が設けられていない以上、引当金の見積りにかかる考え方について、今まで以上にディスクローズが求められるものと思料される。

(注) 本稿は、2020年7月27日時点の情報にもとづき執筆している。

1. 4号指針の位置づけ

今般改正された4号指針は、資産の自己査定や貸倒償却・貸倒引当金に関する監査上の取扱いに関して、日本公認会計士協会から公表されている文書である。早期是正措置に伴って現在の自己査定・償却・引当の仕組みが導入されるのにあわせて1997年に制定され、その後も関係法令や金融検査マニュアルの内容に対応する形で改正が重ねられてきた。

日本公認会計士協会の資料によれば、4号指針は企業会計の基準、銀行法等の法令、金融検査マニュアルと並び、金融機関に係る財務報告の枠組みの一部に位置づけられている。ただし、会計基準や法令が公的に定められたルールであるのに対し、4号指針は会計監査人サイドが実務上の取扱いを整理した補完的な色合いのルールと言える。(図表1)

2. 改正の経緯

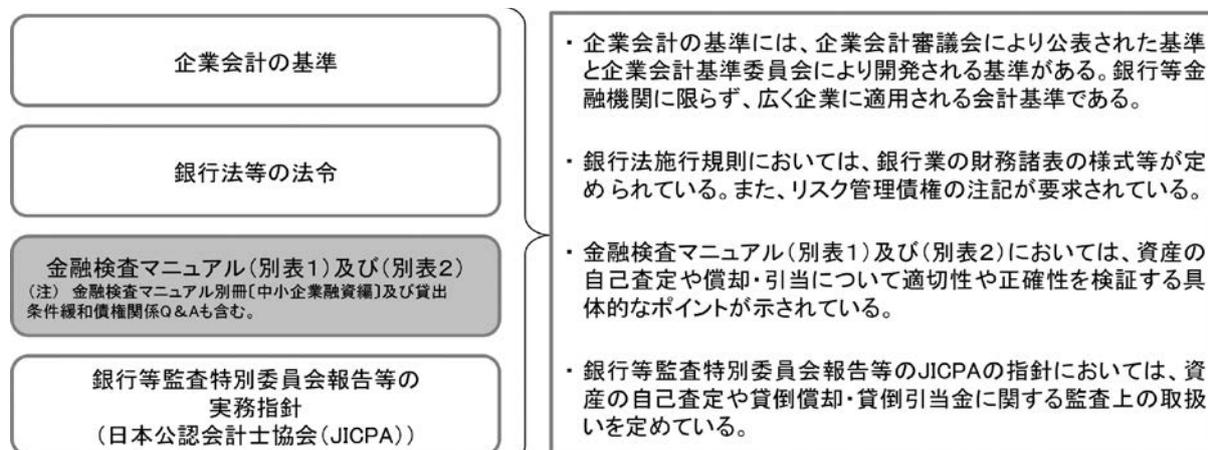
金融庁は、金融検査マニュアル別表が一種

のセーフハーバーとして使われる現状を問題と捉え、金融検査マニュアル自体を廃止するとともに、今後は基本的に「考え方・進め方・プリンシプル」を示すとする方針を打ち出している。これは、会計の立場から見れば、財務報告の枠組みの一部が消えることを意味する。

日本公認会計士協会は、金融検査マニュアル廃止の方針が示された2017年の段階からこの問題を度々指摘しており、融資DPのパブリックコメントにおいても、別紙として金融検査マニュアル別表の要点を整理した「自己査定・償却・引当の現状の枠組み」が添付されていることを受け、「金融検査マニュアル廃止後も、従来の取扱いが存置された」との解釈を試みている。しかし、金融庁はあくまでも参考として掲載した旨を回答しており、同別紙が金融検査マニュアル別表に置き換わる位置付けのものではないことが明確となった。

こうした経緯から、金融検査マニュアルに

図表1 金融機関に係る財務報告の枠組みの現在の構成 (特に貸出金の評価)



(出所) 金融庁「融資に関する検査・監督実務についての研究会」日本公認会計士協会提出資料

基づいて広く金融機関に定着してきた実務上の取扱いが、金融検査マニュアル廃止に伴って形式的な拠り所を失う形となるため、4号指針の改正を通じて会計監査人サイドが所要の手当てを行ったのが今般の改正である。

3. 改正内容

上述のとおり、今般の4号指針の改正は金融検査マニュアルの廃止と融資DPの制定にかかる手当てを主な目的としたものだが、両者の内容が完全に網羅されている訳ではない。(図表2)

(1) 金融検査マニュアルとの比較

金融検査マニュアルに基づいて一般に定着している実務のうち、4号指針に盛り込まれていないものがある。

例えば、正常先～要管理先の貸倒実績率については算定期間にかかる「1-3年基準」は維持されたが、破綻懸念先は個別見積りを前提とした内容に留まりⅢ分類債権の集合的な見積りの考え方自体が盛り込まれておらず、貸倒実績率算定にかかる記述もない。

また、貸出債権の個別評価の手法としては「DCF法」が明記されているが、「キャッシュフロー控除法」に関する記述は無い。キャッシュフロー控除法は手続きが簡便なこともあり多くの金融機関で採用されているが、その取扱いは融資DPの「現状の実務を否定しない」という考え方が拠り所となる。

(2) 融資DPとの比較

融資DPで示された考え方の中にも、4号指針で触れられていない点がある。

図表2 債権の区分および貸倒引当金の見積りに関する考え方の比較

一般的な自己査定区分		正常先	要注意先		破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
			その他	要管理先			
債権の区分	金融検査マニュアル別表(廃止)	正常先	その他の要注意先	要管理先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
	融資DP	現状の実務を否定しない、金融機関の自主的な創意工夫を妨げない					
	4号指針	現状の取扱いに準拠して計上されている場合には監査上妥当なものとして取り扱う					
貸倒引当金の見積り	金融検査マニュアル別表(廃止)	貸倒実績率法(1年3年ルール)			貸倒実績率法(3年×3期)	個別見積り(未保全100%)	
	融資DP	現状の実務を否定しない、金融機関の自主的な創意工夫を妨げない					
	4号指針	貸倒実績率法(1年3年ルール)			個別見積り(必要額)	個別見積り(未保全100%)	
				DCF法	部分直接償却		
				CF控除法			
		貸倒実績率法(1年3年ルール)			個別見積り(必要額)	個別見積り(未保全100%)	
				DCF法			
		「現状の実務が否定されていない点はご理解のとおり」(パブコメ回答)					

(備考) 各資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

例えば、償却・引当の見積りにかかる金融機関の創意工夫については、見積りの補正等に関する従来からの考え方を取り上げるに止まり、具体的な“手法”等については特に触れられていない。その上で、監査人は見積りの合理性や関連注記の妥当性を評価する立場だとして、見積りにかかる“プロセス”や“体制”の検証に主眼を置く内容となっている。

また、見積りの補正等に関連して、SDB(後述)など外部の共通データベースを参考にすることについても取り上げられていない。

4. 信用金庫業界の対応

日本公認会計士協会は、2020年2月3日付で4号指針の改正案を公表し意見募集を行った。これに対し、信用金庫業界では(一社)全国信用金庫協会(全信協)が次のような意見を提出し、混乱が生じないように調整を進めてきた。

(1) 現行実務の取扱い

上記3の(1)に挙げた破綻懸念先の集合的見積りやキャッシュフロー法など、広く定着した実務上の取扱いが今後も維持されるよう申し入れを行った。

これらの点は結果的に4号指針自体には反映されなかったが、改正と同時に公表されたコメント対応表には「現状の実務が否定されていない点のご理解のとおり」と明記された。

(2) 償却・引当にかかる創意工夫

上記3の(2)に挙げた今後の創意工夫等に

ついても、「将来見込み等必要な修正」や「過去の実積率の補正」に関連し、実務面で過度な負担が生じないように配慮を求めるとともに、手法の見直しや外部の共通データベースの利用が円滑に進められるよう申し入れを行った。

これらの点も結果的には手当てされず、コメント対応表も個々の金融機関の状況に応じて「各監査人が評価する」との表現に留まった。

5. 考察

(1) 創意工夫の可能性について

4号指針の冒頭部には「貸倒見積高の算定は、会計上の見積り(財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること)の例示に該当し、経営者の判断によって行われるものであり、監査人は、経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する」旨が追加されている。見積り金額については、その前提となる仮定の内容により結果に大きな違いが生じ得るが、仮定の置き方について統一した基準等が設けられていない以上、見積り金額の大小そのものではなく、金融機関が仮定を置く上で参考とした情報の適切性や検討経過の妥当性が論点となる。

これに関連し、4月に企業会計基準委員会から公表された「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」によれば、「会計上の見積りの参考とな

る前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、(中略)企業自ら一定の仮定を置くことになる。」(傍点筆者)とされている。この考え方を踏まえれば、見積りの評価は、一般的な状況であれば過去の事例や他金融機関の類例などを参考に評価されることとなるが、事例や類例が参考にならないような特殊な状況においては独自の仮定をおくことも許容されるものと考えられる。

従って、金融機関が見積りの背景となる事情や勘案した事実などを示し、それらを踏まえた仮定の中身と仮定に基づく引当金額の見積りに相応の合理性があれば、金融機関の創意工夫が理由なく否定されることはないものと思料される。

(2) 引当の手法について

貸倒実績率の水準は、①対象債権の範囲、②債権額や損失額の定義、③損失を見込む期間(計測期間)および算定期間数の設定などによって決まり、必要に応じて④計数の修正および算出結果の補正などによって調整される。

4号指針には、①のグルーピングは内部格付別、商品特性別、業種別等の切り口が望ましいこと、③の計測期間は平均残存期間とするのが望ましいが便宜的に1-3年基準を認めること、④について外部環境等の影響で信用リスクの状態が著しく変化した場合に必要となることが改めて示されている。

これらの単純な組み合わせから、例えば次のような方法が考えられる。

- ・貸出期間の長い商品群をグルーピングし、実態に近い計測期間を設定する。
- ・外部環境の影響を受ける業種等をグルーピングし、貸倒実績率を補正する。

ただし、グループを細分化しすぎると、金融機関の規模によっては同一グループ内の債務者数が少なくなり貸倒実績率が安定しないため、算定期間数を増やしたり外部指標で代用するといった工夫も併せて必要となる。同一グループ内の債務者数が僅少となる場合や、特定の大口先の影響が大きい場合には、個別の見積りも一考を要する。

なお、上記(1)のとおり償却引当の工夫は類例が参考にならないような状況が前提となるため、手法ありきの議論ではなく、背景となる事情や事実を整理し、その手法を採用することの合理性を説明していく必要がある。

(3) 外部の共通データベースの利用について

融資DPでは、同一グループ内の債務者数が少なく安定した見積りが難しい場合に、外部の共通データベースの情報を利用した調整について言及している。

現在、金融機関が参加する主要な信用リスクデータベースとしては、日本リスクデータバンク(株)が運営する「RDB」、(一社)CRD協会が運営する「CRD」、(一社)全国地方銀行協会が運営する「CRDTS」と並んで、信用金庫業界独自のデータベースである「SDB」がある。

SDBを運営する信金中央金庫は、参加する信用金庫から集められたデータをもとに「SDB統計情報」等の統計資料や分析レポートを作成、還元している。こうした情報は、信用金庫業界の傾向を示す客観的な情報であることから、類例による貸倒実績率の調整などの場面で相応の説得力を持つものと考えられる。

(4) ディスクロージャーの充実について

4号指針には、金融機関の創意工夫について「多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられることに留意」と特記されている。融資DPも同様の趣旨で開示を充実させることが重要としているが、これらは別途進んでいる「監査報告書の透明化（長文化）」の流れを意識したものと考えられる。「監査報告書の透明化」は有価証券報告書等提出会社を対象とした措置なので、信用金庫は法的には対象とならないが、一般的ではない引当手法を採用する場合などには、機関決定に至る議論の経過や参考とした情報などについて会計監査人から確認を受ける可能性がある。

金融庁ホームページに掲載されている「重要な会計上の見積り」の開示例を見る限り、先行する上場企業では引当金の見積りにかかる仮定、使用した情報や手法、前提条件が変化した場合の対応などを開示している。また、金融庁は、7月に発出した「四半期報告書

における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」において、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては（中略）四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されます。」としている。これらを踏まえれば、引当金の見積りにかかる考え方については、今まで以上にディスクロージャーが求められるものと思料される。

6. さいごに

金融検査マニュアル廃止、融資DPの制定に加え、新型コロナウイルス感染症への対応という前例のない事態に、金融機関も会計監査人も手探りの状況が続いている。

融資DPでは、今後予想される市場の動向や金融機関の戦略などを踏まえた見積りは、「合理的に可能な範囲で収集された事実」に基づくべきだが「金融機関によって幅のある推計」になり得るとしている。しかしながら、戦略の「多様性」を求める金融機関と、監査の立場から財務情報の「普遍性」を重んじる会計監査人の視点には構造的にズレがあり、議論が平行線を辿るおそれがある。

金融庁は、業界団体、日本公認会計士協等の関係者をメンバーとした実務レベルの協議の場を設置し、話し合いを通じた調整を図る考えだが、視点の違う両者が建設的な結論を導き出せるよう、当局の“仲介機能”の発揮が期待されるところである。

地域・中小企業関連経済金融日誌(2020年7月)

- 1日 ● 日本銀行、第185回 全国企業短期経済観測調査(短観、－2020年6月－)を公表 資料1
- 3日 ● 金融庁、投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和元事務年度)を公表 資料2
- 経済産業省、広報チラシ「家賃支援給付金に関するお知らせ」を公表(27日に更新し、チラシ記載分以外によくある問い合わせも公開)(中小企業庁HP新着情報よりリンク)
- 4日 ● 経済産業省、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策を公表(月内最終更新日は29日) 資料3
- 九州財務局および日本銀行、令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について要請(対象:熊本県および鹿児島県)(7日には福岡財務支局および日本銀行により福岡県を対象に、8日には関東、東海および九州財務局ならびに日本銀行により長野県、岐阜県および大分県を対象に、16日には中国財務局および福岡財務支局ならびに日本銀行により島根県および佐賀県を対象に、29日には東北財務局および日本銀行により山形県を対象に、同様の要請を実施)
- 6日 ○ 中小企業庁、令和2年7月3日からの大雨に対する中小企業・小規模事業者向け支援策をまとめた「被災中小企業者等支援策ガイドブック」を公表(月内最終更新日は31日)
- 7日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」(第82回<2020年6月調査>)の結果を公表
- 9日 ● 日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－(2020年7月)を公表 資料4
- 10日 ○ 金融庁、「諸外国の金融分野のサイバーセキュリティへの取組みに関する調査報告書」を公表(アメリカ、EU、イギリス、シンガポールが調査対象)
- 金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を一部更新
 - 金融庁、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表(同日施行。令和2年7月豪雨による被害の状況等に鑑み、寄附金(災害義援金)振込および被災者の口座開設等に係る本人確認の柔軟な取扱いを認めるもの)
 - 金融庁、「令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設
 - 日本銀行、「『金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会』報告書－顧客情報の利活用に関する行為規範のあり方－」を公表
 - 経済産業省、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策(特別相談窓口における休日対応)について公表(17日修正)
- 14日 ○ 金融庁、NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査(2020年3月末時点)の結果を公表
- 17日 ● 日本銀行、金融システムレポート別冊「2019年度の銀行・信用金庫決算」を公表 資料5
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局および内閣府地方創生推進事務局、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」の閣議決定について公表 資料6
- 20日 ○ 中小企業庁、コロナ禍でがんばる中小企業・商店街(J-Net21 中小企業ビジネス支援サイト)を公表

27日 ○ 金融庁、令和2年7月豪雨災害に係る義援金等の差押え等に関し、特段の配慮を要請

28日 ○ 経済産業省、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け業種別支援策リーフレットを更新（飲食業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、旅客運輸業、貨物運輸業、娯楽業、医療関係の9業種向け）（中小企業庁HP新着情報よりリンク）

○ 経済産業省、パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」を更新（中小企業庁HP新着情報よりリンク）

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。

【●】表示の項目については、解説資料を掲載している。

（資料1）

日本銀行、第185回 全国企業短期経済観測調査(短観、－2020年6月－)を公表（7月1日）

今回の中小企業の業況判断D.I.は以下のとおり。

1. 中小企業製造業

中小企業製造業は、前期比30ポイント悪化のマイナス45となった。悪化幅が大きかった業種は「自動車」（70ポイント悪化のマイナス79）、「非鉄金属」（41ポイント悪化のマイナス70）など。

2. 中小企業非製造業

中小企業非製造業は、前期比25ポイント悪化のマイナス26となった。悪化幅が大きかった業種は「対個人サービス」（52ポイント悪化のマイナス66）、「物品賃貸」（46ポイント悪化のマイナス29）など。

(<https://www.boj.or.jp/statistics/tk/tankan06a.htm>/参照)

（資料2）

金融庁、投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について（令和元事務年度）を公表（7月3日）

金融庁は、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」の「1. 金融庁によるこれまでの取組みと課題（モニタリング結果のサマリー）」の中で、今後の方針を以下のように記している。

- (モニタリング結果を踏まえ、) 市場ワーキング・グループでの議論等も踏まえつつ、金融事業者との対話と、顧客への働きかけ両面において、更なる対応の強化が必要。
- 外貨建保険については、今後、顧客保護の観点も含め、販売動向や苦情発生状況等を必要に応じて検証していく。また、ライフプランに基づく提案力の向上に向けた業績評価体系、人材育成、品揃えや情報提供等のあり方、新たなビジネスモデルの収益性（手数料体系）といった点について、金融機関との対話により改善を進める。
- 各事業者の取組みの「見える化」を強化し、事業者間の比較可能性等の改善を行うとともに、

金融庁から好事例等の公表のほか、金融経済教育等の取組みと連携したイベントの検討など、国民に興味を持ってもらえるような情報発信を行う。また、これら事業者や金融庁の取組みの効果について、顧客意識調査などで検証する。

(https://www.fsa.go.jp/news/r2/kokyakuhoni/202007/fd_kouhyou.html参照)

(資料3)

経済産業省、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策を公表（7月4日）

対策の概要は、①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施（日本政策金融公庫および商工組合中央金庫）、③セーフティネット保証4号の適用、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用。対象地域は山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県および鹿児島県の49市36町13村。

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200704001/20200704001.html>参照)

(資料4)

日本銀行、地域経済報告—さくらレポート—（2020年7月）を公表（7月9日）

今回の各地域の景気の総括判断は、以下のとおり。

「各地域の景気の総括判断をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回（2020年4月時点）に続き、全ての地域が判断を引き下げており、『悪化している』または『厳しい状態にある』などとしている。」

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer200709.htm>/参照)

(資料5)

日本銀行、金融システムレポート別冊「2019年度の銀行・信用金庫決算」を公表（7月17日）

本レポートは、2019年度の銀行・信用金庫決算の特徴として次の3点を挙げている。

「第一に、当期純利益は、大手行、地域銀行、信用金庫ともに、減益となった。いずれの業態でも、債券関係損益の改善が利益の下支えに寄与したものの、国内貸出利鞘の縮小が続いたことに加え、大手行、信用金庫では、信用コストの悪化も利益を押し下げた。

第二に、基礎的収益力を示すコア業務純益は、大手行、地域銀行では減少が続いた一方、信用金庫では増加したが、総じてバブル崩壊以降のボトム圏の水準にある。いずれの業態でも、国内貸出利鞘の縮小に伴う貸出関連の利益の減少や投信・保険販売の不芳等が、引き続き下押し要因として作用した。信用金庫では、投信解約益の増加が収益を下支えした。

第三に、金融機関の自己資本比率は、総じて緩やかに低下したものの、規制水準を十分に上回っている。」

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/fsrb200717.htm>/参照)

(資料6)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局および内閣府地方創生推進事務局、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」の閣議決定について公表（7月17日）

本方針の構成は、以下のとおり。

第1章 地方創生の現状

1. 地域経済の現状
2. 人口等の状況

第2章 政策の方向

1. 地域経済・生活の再興
2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
3. 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
4. 総合性のある具体事例の創出
5. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
5. 多様な人材の活躍を推進する
6. 新しい時代の流れを力にする

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/#an18>参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(7月)

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
20.7.3	内外金利・為替見通し	2020-4	日銀は「新型コロナ対応」の効果を見極めるべく、当面は様子見姿勢を保とう	奥津智彦 鹿庭雄介
20.7.6	金融調査情報	2020-16	信用金庫の多面的評価制度の導入－経営戦略39－	刀禰和之
20.7.6	金融調査情報	2020-17	信用金庫の人事制度改革への取組み－経営戦略40－	刀禰和之
20.7.9	ニュース&トピックス	2020-30	コロナ危機の資金繰り支援で急増が続く信用金庫の貸出金－6月末の貸出金は5.1%増と1992年10月以来の高い伸び－	井上有弘
20.7.14	ニュース&トピックス	2020-31	中小企業の経営を一変させた新型コロナウイルス－全国中小企業景気動向調査の結果から－	田口暢彦
20.7.15	中小企業景況レポート	180	4～6月期業況は急速に悪化、リーマンショック時を超えて過去最悪水準【特別調査－新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について】	－
20.7.20	内外経済・金融動向	2020-2	新型コロナ発生後の個人消費の動向と見通し－感染拡大への懸念がくすぶるなか、サービス関連を中心に低迷が続く－	奥津智彦
20.7.27	ニュース&トピックス	2020-34	業種別にみた信用金庫の資金繰り支援－新型コロナの影響で飲食業、宿泊業、サービス関連で高い伸び－	井上有弘
20.7.28	産業企業情報	2020-4	中小企業景気動向調査からみた新型コロナウイルス感染拡大の影響②－業況の急激な悪化の一方、新しい取組みも－	品田雄志

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
20.7.13	講演	信用金庫の社会的使命と役割	中堅管理者講座	全国信用金庫研修所	松崎英一
20.7.15	講演	中堅管理者としての社会・経済情勢の観方・捉え方	中堅管理者講座	全国信用金庫研修所	刀禰和之
20.7.19	講演	新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について	日本中小企業学会 東部部会	日本中小企業学会	品田雄志

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔－〕 該当計数なし 〔△〕 減少または負
 - 〔…〕 不詳または算出不能 〔*〕 1,000%以上の増加率 〔p〕 速報数字
 - 〔r〕 訂正数字 〔b〕 b印までの数字と次期以降の数字は不連続
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ(<https://www.scbri.jp/>)よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年 月 末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 員 数				
	本 店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			合 計
							男 子	女 子	計	
2016. 3	265	6,883	231	7,379	9,273,887	2,195	69,126	39,107	108,233	110,428
17. 3	264	6,854	243	7,361	9,264,892	2,204	67,808	39,575	107,383	109,587
18. 3	261	6,832	254	7,347	9,242,088	2,173	66,199	40,103	106,302	108,475
18. 9	261	6,825	249	7,335	9,226,711	2,139	67,016	42,257	109,273	111,412
12	261	6,811	241	7,313	9,219,486	2,138	66,216	41,711	107,927	110,065
19. 3	259	6,800	235	7,294	9,197,080	2,130	64,108	40,303	104,411	106,541
19. 6	258	6,801	233	7,292	9,192,282	2,122	65,526	42,941	108,467	110,589
7	257	6,801	234	7,292	9,183,066	2,125	65,262	42,689	107,951	110,076
8	257	6,800	234	7,291	9,178,595	2,125	64,989	42,491	107,480	109,605
9	257	6,788	240	7,285	9,176,423	2,124	64,525	42,156	106,681	108,805
10	257	6,784	238	7,279	9,172,362	2,125	64,333	42,003	106,336	108,461
11	257	6,774	232	7,263	9,169,029	2,123	64,184	41,924	106,108	108,231
12	257	6,772	231	7,260	9,166,395	2,118	63,711	41,583	105,294	107,412
20. 1	256	6,771	231	7,258	9,163,830	2,114	63,369	41,373	104,742	106,856
2	255	6,760	231	7,246	9,159,669	2,113	63,135	41,189	104,324	106,437
3	255	6,754	228	7,237	9,137,735	2,110	r61,654	r40,278	r101,932	r104,042
4	255	6,756	228	7,239	9,140,936	2,110	63,672	43,292	106,964	109,074
5	255	6,754	229	7,238	9,145,333	2,108	63,512	43,204	106,716	108,824
6	255	6,754	229	7,238	9,120,257	2,086	63,087	43,033	106,120	108,206

信用金庫の合併等

年 月 日	異 動	金 庫 名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年1月6日		三浦藤沢	かながわ	268	名称変更
2014年2月24日	十三	摂津水都	北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃	大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生	福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館	道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城	宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田	浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重	桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田	島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津	しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷	宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生	備前日生	255	合併

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計			要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率			前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	1,347,476	2.1	503,730	4.1	840,685	1.1	3,060	△ 25.3	1,345,990	2.1	791	26.4	
17. 3	1,379,128	2.3	537,831	6.7	838,043	△ 0.3	3,252	6.2	1,377,605	2.3	730	△ 7.7	
18. 3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	37.9	
18. 9	1,437,739	1.8	590,454	5.8	843,925	△ 0.7	3,359	15.8	1,436,127	1.8	1,348	△ 15.2	
12	1,445,831	1.6	603,031	5.6	839,395	△ 1.0	3,405	13.3	1,444,302	1.6	1,386	△ 10.5	
19. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5	
19. 6	1,455,664	1.4	620,293	5.9	831,583	△ 1.6	3,787	13.0	1,454,316	1.4	1,323	△ 7.1	
7	1,448,200	1.3	611,516	5.8	833,005	△ 1.6	3,678	9.3	1,447,438	1.3	1,400	△ 4.5	
8	1,452,594	1.4	617,233	5.9	831,528	△ 1.7	3,833	12.9	1,451,359	1.3	1,428	△ 4.3	
9	1,455,693	1.2	621,573	5.2	830,310	△ 1.6	3,809	13.4	1,454,669	1.2	1,405	4.2	
10	1,453,634	1.2	623,490	5.4	826,396	△ 1.6	3,748	12.0	1,452,915	1.3	1,372	2.0	
11	1,453,681	1.5	624,555	6.0	825,451	△ 1.6	3,673	10.3	1,452,492	1.5	1,365	△ 4.3	
12	1,465,868	1.3	636,093	5.4	826,054	△ 1.5	3,719	9.2	1,464,715	1.4	1,542	11.2	
20. 1	1,452,520	1.3	624,551	5.5	824,337	△ 1.6	3,631	8.7	1,451,741	1.3	1,504	0.9	
2	1,459,610	1.4	636,323	5.9	819,604	△ 1.7	3,683	5.9	1,458,470	1.4	1,461	20.2	
3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0	
4	1,471,542	1.6	659,492	6.8	808,405	△ 2.2	3,644	3.7	1,470,809	1.7	938	△ 10.5	
5	1,485,795	3.4	674,527	11.1	807,693	△ 2.2	3,574	△ 3.0	1,484,784	3.4	984	△ 19.9	
6	1,522,349	4.5	708,117	14.1	810,553	△ 2.5	3,677	△ 2.8	1,521,691	4.6	993	△ 24.8	

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	69,722	1.7	51,986	1.0	238,874	1.6	251,097	1.5	37,176	1.3	286,050	3.4
17. 3	71,135	2.0	53,051	2.0	243,448	1.9	255,538	1.7	37,334	0.4	293,563	2.6
18. 3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
18. 9	73,884	1.3	55,001	0.5	253,194	1.7	264,769	1.2	37,914	0.2	305,851	2.2
12	74,671	1.4	55,174	0.6	254,315	1.5	266,743	1.3	37,980	0.2	307,331	1.8
19. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
19. 6	75,190	1.6	55,105	0.6	255,095	0.9	269,056	1.5	38,063	△ 0.1	309,198	1.3
7	74,564	1.5	54,937	0.6	253,332	0.7	267,901	1.6	37,903	△ 0.0	307,920	1.1
8	74,605	1.7	55,141	0.5	254,188	0.8	269,060	1.8	38,155	0.4	308,615	1.2
9	74,693	1.0	55,407	0.7	254,842	0.6	269,331	1.7	37,948	0.0	310,171	1.4
10	74,379	1.4	55,306	0.7	255,119	0.7	269,567	1.7	37,977	0.0	308,390	1.2
11	74,870	1.8	55,349	1.3	255,061	1.0	269,312	2.0	37,844	0.3	308,407	1.5
12	75,858	1.5	55,781	1.1	256,724	0.9	272,023	1.9	38,088	0.2	311,456	1.3
20. 1	74,522	1.8	55,088	0.9	255,407	1.2	269,513	1.9	37,729	0.2	308,475	1.1
2	74,600	1.8	55,340	1.0	256,768	1.4	270,970	2.0	37,826	0.2	310,218	1.4
3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
4	76,072	2.4	55,557	0.8	259,308	1.7	273,286	2.1	38,006	0.2	312,979	1.9
5	77,942	5.5	56,070	2.9	261,067	3.2	275,699	3.9	38,178	1.4	316,847	3.8
6	79,634	5.9	57,555	4.4	267,394	4.8	283,311	5.2	38,973	2.3	322,525	4.3

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2016. 3	275,702	2.4	58,513	1.0	27,031	1.1	22,166	1.9	27,394	1.7	1,347,476	2.1
17. 3	286,213	3.8	59,200	1.1	27,279	0.9	22,356	0.8	28,058	2.4	1,379,128	2.3
18. 3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
18. 9	302,500	2.6	61,290	1.5	28,262	2.1	23,845	2.5	29,172	1.4	1,437,739	1.8
12	304,345	2.2	61,553	1.9	28,341	1.7	24,024	2.1	29,399	1.2	1,445,831	1.6
19. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
19. 6	307,197	2.1	62,265	2.1	28,604	1.5	24,222	2.2	29,575	1.7	1,455,664	1.4
7	305,633	1.9	61,910	1.9	28,462	1.1	24,046	1.9	29,459	1.6	1,448,200	1.3
8	305,977	1.5	62,245	1.9	28,594	1.3	24,219	2.0	29,597	1.9	1,452,594	1.4
9	306,822	1.4	62,049	1.2	28,581	1.1	24,162	1.3	29,591	1.4	1,455,693	1.2
10	306,482	1.6	62,001	1.1	28,578	1.1	24,231	1.7	29,534	1.4	1,453,634	1.2
11	306,444	1.6	62,089	1.8	28,532	1.4	24,245	2.1	29,441	1.4	1,453,681	1.5
12	308,240	1.2	62,501	1.5	28,784	1.5	24,533	2.1	29,805	1.3	1,465,868	1.3
20. 1	305,674	1.1	61,787	1.2	28,661	1.5	24,231	2.0	29,379	0.9	1,452,520	1.3
2	306,843	1.0	62,256	1.4	28,829	1.9	24,453	2.4	29,457	0.8	1,459,610	1.4
3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
4	307,809	0.8	62,805	2.0	28,973	2.0	24,824	2.9	29,709	1.6	1,471,542	1.6
5	310,377	2.3	62,973	2.8	29,097	2.9	25,132	5.4	30,033	3.4	1,485,795	3.4
6	319,332	3.9	64,735	3.9	29,732	3.9	26,025	7.4	30,809	4.1	1,522,349	4.5

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
2016. 3	1,347,474	2.1	1,070,478	1.4	361,319	3.7	708,657	0.3	493	△ 4.6
17. 3	1,379,126	2.3	1,084,755	1.3	385,547	6.7	698,654	△ 1.4	545	10.4
18. 3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
18. 9	1,437,737	1.8	1,109,851	1.4	421,691	6.3	687,413	△ 1.3	737	20.8
12	1,445,830	1.6	1,120,034	1.2	434,413	6.0	684,866	△ 1.6	745	19.5
19. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
19. 6	1,455,663	1.4	1,123,598	1.0	448,040	6.0	674,721	△ 2.0	827	8.9
7	1,448,199	1.3	1,118,523	0.9	442,538	6.0	675,133	△ 2.0	842	14.4
8	1,452,593	1.4	1,124,770	1.0	449,725	6.1	674,132	△ 2.1	903	20.3
9	1,455,692	1.2	1,118,662	0.7	445,558	5.6	672,203	△ 2.2	891	20.8
10	1,453,633	1.2	1,124,578	0.9	453,955	5.8	669,716	△ 2.1	897	24.2
11	1,453,679	1.5	1,121,027	1.1	451,256	6.4	668,864	△ 2.1	897	26.6
12	1,465,866	1.3	1,132,667	1.1	461,486	6.2	670,281	△ 2.1	891	19.6
20. 1	1,452,519	1.3	1,125,244	1.0	455,943	6.3	668,412	△ 2.2	880	14.3
2	1,459,609	1.4	1,134,040	1.2	465,909	6.4	667,288	△ 2.1	834	10.5
3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
4	1,471,540	1.6	1,135,221	1.0	472,717	6.1	661,647	△ 2.2	847	12.2
5	1,485,793	3.4	1,132,645	1.8	471,650	8.1	660,140	△ 2.2	845	7.7
6	1,522,347	4.5	1,153,450	2.6	492,954	10.0	659,634	△ 2.2	852	2.9

年月末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
2016. 3	227,566	5.1	126,751	5.1	100,431	5.0	376	4.9	38,977	4.0
17. 3	240,260	5.5	135,201	6.6	104,713	4.2	338	△ 10.0	43,708	12.1
18. 3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
18. 9	259,616	2.8	151,736	4.6	107,490	0.3	382	5.1	57,561	8.0
12	258,680	2.3	152,004	4.5	106,281	△ 0.6	388	5.6	55,623	8.0
19. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
19. 6	261,962	3.2	154,643	5.5	106,928	0.1	382	△ 3.9	59,684	3.3
7	255,009	3.1	147,388	4.9	107,245	0.8	368	△ 7.8	64,276	3.4
8	258,633	5.1	151,098	8.9	107,145	0.3	382	△ 4.8	59,711	△ 4.2
9	263,974	1.6	155,254	2.3	108,342	0.7	370	△ 3.1	62,394	8.3
10	259,267	3.1	151,073	5.2	107,820	0.4	366	△ 1.8	59,515	2.0
11	263,835	5.1	156,355	8.6	107,110	0.6	362	△ 6.1	59,091	△ 2.8
12	266,154	2.8	158,797	4.4	107,002	0.6	347	△ 10.4	56,963	2.4
20. 1	256,930	3.0	148,325	4.5	108,261	1.2	336	△ 12.0	59,954	1.7
2	261,924	5.0	154,156	8.5	107,423	0.3	338	△ 10.2	53,507	△ 5.8
3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
4	273,588	3.9	166,560	6.9	106,666	△ 0.2	353	1.3	52,136	2.8
5	286,827	12.5	180,190	22.0	106,280	△ 0.5	349	△ 8.2	56,824	△ 2.7
6	299,420	14.2	192,487	24.4	106,573	△ 0.3	352	△ 7.8	59,252	△ 0.7

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性 預金
		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		
2016. 3	13,191	4.1	25,761	4.0	21	△ 51.5	10,448	2.1	0	791
17. 3	14,902	12.9	28,803	11.8	0	△ 100.0	10,398	△ 0.4	0	730
18. 3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	...	10,703	2.9	0	1,007
18. 9	15,543	6.3	42,014	8.6	0	...	10,704	△ 4.7	0	1,348
12	15,064	4.9	40,556	9.2	0	...	11,488	1.8	0	1,386
19. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	...	10,108	△ 5.5	0	901
19. 6	16,317	7.2	43,364	1.9	0	△ 100.0	10,414	△ 3.0	0	1,323
7	19,766	7.8	44,506	1.5	0	...	10,386	△ 8.2	0	1,399
8	15,390	△ 17.8	44,318	1.6	0	...	9,474	△ 14.2	0	1,428
9	18,572	19.4	43,819	4.2	0	...	10,657	△ 4.4	0	1,405
10	16,832	△ 0.5	42,680	3.0	0	...	10,268	△ 6.4	0	1,372
11	15,751	△ 17.2	43,338	3.7	0	...	9,721	△ 11.9	0	1,365
12	14,489	△ 3.8	42,471	4.7	0	...	10,077	△ 12.2	0	1,542
20. 1	18,636	△ 2.3	41,315	3.6	0	...	10,385	△ 10.5	0	1,504
2	14,980	△ 20.5	38,525	1.4	0	...	10,132	△ 15.2	0	1,461
3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	...	9,971	△ 1.3	0	747
4	18,480	26.1	33,652	△ 6.5	0	...	10,591	2.6	0	938
5	21,516	0.8	35,305	△ 4.8	0	...	9,492	△ 13.6	0	984
6	20,860	27.8	38,389	△ 11.4	0	...	10,220	△ 1.8	0	993

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2016. 3	673,201	2.3	8,235	△ 7.3	664,966	2.4	37,085	△ 4.1	599,355	2.8	28,525	2.8
17. 3	691,675	2.7	7,528	△ 8.5	684,146	2.8	36,828	△ 0.6	618,003	3.1	29,314	2.7
18. 3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
18. 9	714,564	1.7	7,544	△ 4.3	707,019	1.7	36,953	1.6	638,347	1.6	31,719	5.5
12	717,720	1.5	7,843	△ 5.2	709,877	1.5	38,544	1.6	639,445	1.3	31,886	5.6
19. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
19. 6	714,786	1.0	7,121	△ 6.2	707,665	1.1	35,359	1.7	641,966	0.9	30,339	5.1
7	713,591	0.9	6,203	△ 7.4	707,388	1.0	35,715	1.6	641,180	0.8	30,492	4.5
8	715,635	1.1	6,804	4.4	708,831	1.0	36,135	1.8	642,125	0.9	30,569	3.9
9	719,968	0.7	6,141	△ 18.5	713,827	0.9	37,337	1.0	643,178	0.7	33,311	5.0
10	716,749	1.0	5,976	△ 8.3	710,773	1.1	36,935	0.6	642,587	0.9	31,250	4.5
11	718,865	1.2	6,727	3.2	712,137	1.2	37,124	0.2	643,680	1.2	31,332	3.4
12	724,667	0.9	7,161	△ 8.6	717,505	1.0	38,359	△ 0.4	646,056	1.0	33,089	3.7
20. 1	719,055	0.9	6,194	△ 9.6	712,861	1.0	37,585	△ 0.8	643,309	1.0	31,966	4.1
2	720,874	1.2	6,726	0.5	714,147	1.2	37,404	△ 0.6	644,800	1.2	31,942	3.6
3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
4	728,509	1.9	5,618	△ 23.7	722,891	2.1	35,394	△ 2.7	656,121	2.3	31,376	4.3
5	739,405	3.8	5,988	△ 5.5	733,417	3.9	34,236	△ 2.1	668,408	4.3	30,771	1.9
6	751,340	5.1	4,853	△ 31.8	746,486	5.4	33,525	△ 5.1	682,771	6.3	30,190	△ 0.4

地区別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	北海道		東北		東京		関東		北 陸		東 海	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2016. 3	30,946	0.3	23,070	2.9	126,759	3.2	122,720	1.7	16,629	1.6	140,749	2.1
17. 3	31,128	0.5	23,843	3.3	131,987	4.1	125,543	2.3	17,061	2.6	143,506	1.9
18. 3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
18. 9	30,857	△ 0.8	24,651	1.3	139,169	3.0	130,070	2.1	17,204	△ 0.2	146,253	0.8
12	31,264	△ 0.1	24,825	1.5	140,152	2.5	130,731	1.9	17,205	△ 0.4	146,343	0.5
19. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
19. 6	30,929	0.9	24,454	0.6	138,908	0.9	131,046	1.9	17,084	△ 0.5	145,237	0.1
7	30,942	0.9	24,448	0.5	138,451	0.6	131,046	1.9	17,075	△ 0.5	144,736	0.0
8	31,102	1.0	24,496	0.6	138,602	0.7	131,425	2.0	17,113	△ 0.4	144,987	0.1
9	31,205	1.1	24,630	△ 0.0	139,388	0.1	132,257	1.6	17,108	△ 0.5	146,609	0.2
10	31,150	1.6	24,439	△ 0.0	139,101	0.3	131,722	1.9	17,081	△ 0.0	145,177	0.5
11	31,256	1.7	24,461	△ 0.1	139,437	0.4	131,964	2.0	17,103	0.2	145,550	0.8
12	31,755	1.5	24,674	△ 0.6	140,180	0.0	132,952	1.6	17,206	0.0	147,260	0.6
20. 1	31,267	1.7	24,441	△ 0.7	139,218	△ 0.0	132,093	1.5	17,139	0.3	145,622	0.4
2	31,566	2.4	24,477	△ 0.4	139,314	0.1	132,332	1.8	17,186	0.7	145,924	0.7
3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
4	31,512	1.7	24,442	△ 0.2	142,006	1.6	133,612	2.1	17,040	0.1	147,527	1.4
5	32,160	4.6	24,914	2.0	143,235	3.3	135,621	3.8	17,165	0.5	149,966	3.7
6	32,893	6.3	25,170	2.9	145,949	5.0	137,959	5.2	17,255	1.0	152,430	4.9

年 月 末	近 畿		中 国		四 国		九州北部		南九州		全 国 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2016. 3	142,964	2.9	30,772	1.4	10,020	△ 0.2	12,075	1.4	15,342	2.3	673,201	2.3
17. 3	147,580	3.2	31,375	1.9	10,212	1.9	12,390	2.6	15,867	3.4	691,675	2.7
18. 3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
18. 9	153,580	2.1	32,286	1.9	10,678	2.0	12,581	0.5	15,929	△ 0.4	714,564	1.7
12	153,988	1.8	32,302	1.5	10,741	2.5	12,713	0.6	16,126	△ 0.3	717,720	1.5
19. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
19. 6	154,158	1.3	32,068	0.6	10,856	2.1	12,702	1.4	15,969	0.8	714,786	1.0
7	153,914	1.2	32,130	0.7	10,805	1.8	12,673	1.4	15,985	0.8	713,591	0.9
8	154,584	1.5	32,212	0.6	10,902	2.6	12,771	2.3	16,031	1.1	715,635	1.1
9	155,075	0.9	32,388	0.3	10,980	2.8	12,807	1.8	16,092	1.0	719,968	0.7
10	154,638	1.3	32,187	0.7	10,997	3.4	12,764	2.0	16,057	1.1	716,749	1.0
11	155,307	1.7	32,351	1.1	11,019	3.3	12,838	2.4	16,128	1.5	718,865	1.2
12	156,260	1.4	32,559	0.7	11,092	3.2	12,987	2.1	16,285	0.9	724,667	0.9
20. 1	155,340	1.5	32,424	0.8	11,039	3.5	12,861	1.8	16,144	0.8	719,055	0.9
2	155,955	2.0	32,537	1.3	11,080	3.8	12,889	2.1	16,139	1.0	720,874	1.2
3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
4	158,054	2.7	32,433	1.4	11,085	2.6	13,047	3.2	16,254	1.6	728,509	1.9
5	160,783	4.9	32,961	3.1	11,316	4.3	13,324	5.4	16,434	3.1	739,405	3.8
6	163,130	5.8	33,437	4.2	11,413	5.1	13,594	7.0	16,567	3.7	751,340	5.1

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計				企業向け計							
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		製造業		建設業	
	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比
2016. 3	673,200	2.3	100.0	427,068	1.8	63.4	62,173	△ 1.3	9.2	47,880	△ 0.1	7.1
17. 3	691,673	2.7	100.0	439,419	2.8	63.5	61,450	△ 1.1	8.8	49,153	2.6	7.1
18. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
18. 9	714,562	1.7	100.0	457,469	2.1	64.0	61,594	△ 0.6	8.6	50,885	3.0	7.1
12	717,719	1.5	100.0	461,417	1.9	64.2	61,931	△ 0.1	8.6	51,903	2.9	7.2
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
6	714,785	1.0	100.0	457,219	1.5	63.9	60,330	△ 0.0	8.4	49,758	2.4	6.9
9	719,966	0.7	100.0	463,122	1.2	64.3	60,953	△ 1.0	8.4	51,818	1.8	7.1
12	724,666	0.9	100.0	467,896	1.4	64.5	61,694	△ 0.3	8.5	52,840	1.8	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
6	751,338	5.1	100.0	493,626	7.9	65.6	64,762	7.3	8.6	56,992	14.5	7.5

年 月 末	卸売業				小売業				不動産業				個人による貸家業			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比
2016. 3	28,217	△ 1.3	4.1	25,790	△ 1.7	3.8	145,939	4.8	21.6	57,516	0.2	8.5				
17. 3	27,882	△ 1.1	4.0	25,845	0.2	3.7	153,981	5.5	22.2	58,540	1.7	8.4				
18. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3				
18. 9	28,511	0.7	3.9	25,914	0.1	3.6	165,718	4.6	23.1	59,016	0.0	8.2				
12	28,716	0.7	4.0	25,993	△ 0.0	3.6	167,043	4.2	23.2	58,775	△ 0.5	8.1				
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1				
6	27,916	0.8	3.9	25,380	△ 0.6	3.5	168,373	2.8	23.5	58,395	△ 1.2	8.1				
9	28,280	△ 0.8	3.9	25,755	△ 0.6	3.5	169,433	2.2	23.5	58,048	△ 1.6	8.0				
12	28,772	0.1	3.9	25,888	△ 0.4	3.5	170,004	1.7	23.4	57,744	△ 1.7	7.9				
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8				
6	30,722	10.0	4.0	28,785	13.4	3.8	172,691	2.5	22.9	56,903	△ 2.5	7.5				

年 月 末	飲食業				宿泊業				医療・福祉				物品賃貸業			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比
2016. 3	8,414	△ 1.3	1.2	5,683	△ 1.9	0.8	21,786	2.3	3.2	2,880	0.2	0.4				
17. 3	8,517	1.2	1.2	5,761	1.3	0.8	22,414	2.8	3.2	2,866	△ 0.4	0.4				
18. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4				
18. 9	8,808	1.6	1.2	5,961	1.7	0.8	22,463	△ 0.5	3.1	2,870	△ 1.5	0.4				
12	8,815	0.9	1.2	6,018	2.2	0.8	22,443	△ 0.6	3.1	2,837	△ 0.8	0.3				
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3				
6	8,774	0.5	1.2	5,982	1.2	0.8	22,186	△ 1.3	3.1	2,826	1.6	0.3				
9	8,831	0.2	1.2	6,026	1.0	0.8	22,312	△ 0.6	3.0	2,901	1.0	0.4				
12	8,929	1.2	1.2	6,097	1.3	0.8	22,564	0.5	3.1	2,863	0.8	0.3				
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3				
6	11,706	33.4	1.5	6,558	9.6	0.8	22,838	2.9	3.0	2,946	4.2	0.3				

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸				地方公共団体				個人				住宅ローン			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比	増	減	率	比
2016. 3	56	49.3	0.0	52,729	4.1	7.8	193,402	2.8	28.7	162,130	2.9	24.0				
17. 3	55	△ 2.7	0.0	53,871	2.1	7.7	198,382	2.5	28.6	166,326	2.5	24.0				
18. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7				
18. 9	58	12.1	0.0	54,805	1.0	7.6	202,287	0.9	28.3	168,982	0.7	23.6				
12	55	△ 4.1	0.0	53,889	0.3	7.5	202,412	0.7	28.2	169,359	0.6	23.5				
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5				
6	46	△ 19.9	0.0	55,174	△ 0.9	7.7	202,391	0.4	28.3	169,487	0.4	23.7				
9	44	△ 23.0	0.0	53,516	△ 2.3	7.4	203,327	0.5	28.2	169,947	0.5	23.6				
12	42	△ 24.4	0.0	53,353	△ 0.9	7.3	203,416	0.4	28.0	170,517	0.6	23.5				
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5				
6	38	△ 17.5	0.0	54,541	△ 1.1	7.2	203,171	0.3	27.0	171,239	1.0	22.7				

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先勘	債券貸借取引 支払保証金	買入金銭債	金銭の信託	商品の 有価証券	
		うち信金中金預け金									
2016. 3	14,440	327,585	(4.0)	264,394	(7.4)	0	847	0	2,058	1,262	25
17. 3	14,754	350,164	(6.8)	284,264	(7.5)	0	485	0	1,575	1,316	47
18. 3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	1,794	1,561	56
18. 9	14,378	382,067	(2.0)	308,737	(1.3)	0	620	0	2,214	1,906	20
12	14,361	391,225	(3.2)	330,390	(2.9)	0	576	0	2,255	1,962	20
19. 3	15,131	376,847	(3.1)	300,565	(2.1)	0	483	0	2,351	1,736	19
19. 6	14,320	403,917	(3.1)	345,119	(3.6)	0	566	0	2,787	1,805	19
7	14,154	395,219	(2.9)	337,562	(3.9)	0	557	0	2,710	1,877	19
8	14,049	400,596	(3.6)	344,095	(5.2)	0	577	0	2,751	1,880	20
9	14,476	397,187	(3.9)	321,416	(4.1)	0	552	0	2,798	1,905	19
10	13,435	398,684	(3.6)	341,966	(5.5)	0	575	0	2,909	1,927	19
11	14,143	396,613	(3.8)	340,670	(5.5)	0	575	0	2,991	1,935	20
12	15,153	397,797	(1.6)	341,541	(3.3)	0	571	0	3,194	1,946	18
20. 1	14,273	391,926	(2.8)	336,136	(4.4)	0	524	0	3,271	1,972	19
2	13,455	399,033	(2.6)	341,249	(4.0)	0	498	0	3,308	1,980	19
3	15,105	379,640	(0.7)	305,844	(1.7)	0	396	0	3,438	1,926	18
4	15,304	394,544	(0.7)	344,478	(3.8)	0	401	0	3,698	2,003	18
5	13,953	397,041	(3.1)	339,566	(3.8)	0	476	0	3,802	2,003	18
6	13,704	423,143	(4.7)	354,788	(2.8)	0	617	0	3,898	1,993	18

年月末	有価証券	国債					社債					株式
		国債	地方債	短期社債	社債	公社公団債	金融債	その他				
2016. 3	432,426	(2.1)	93,047	(△6.3)	94,737	49	171,054	(△0.0)	76,725	28,370	65,958	7,343
17. 3	426,196	(△1.4)	86,227	(△7.3)	92,158	0	162,636	(△4.9)	72,789	22,279	67,568	8,529
18. 3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
18. 9	427,119	(2.9)	74,513	(△4.4)	92,396	29	151,177	(△3.3)	66,846	13,556	70,775	7,895
12	423,878	(1.2)	68,153	(△12.3)	91,627	129	149,339	(△4.1)	64,841	12,250	72,246	8,193
19. 3	432,763	(1.6)	68,256	(△11.3)	93,313	19	151,570	(△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484
19. 6	420,842	(0.4)	62,399	(△13.3)	89,851	139	149,636	(△1.1)	62,825	9,914	76,895	8,466
7	423,242	(△0.2)	62,124	(△16.1)	90,075	139	150,944	(△0.6)	62,476	9,612	78,855	8,490
8	421,148	(△1.2)	61,405	(△17.4)	88,672	129	149,896	(△0.9)	61,681	9,216	78,998	8,672
9	421,164	(△1.3)	61,188	(△17.8)	87,637	39	150,738	(△0.2)	60,765	8,878	81,094	8,786
10	425,214	(△1.0)	62,391	(△16.0)	87,743	139	152,160	(0.7)	60,479	8,611	83,069	8,633
11	427,534	(△0.1)	62,801	(△13.7)	87,475	139	152,752	(1.7)	60,352	8,292	84,107	8,486
12	430,319	(1.5)	63,629	(△6.6)	87,058	139	154,204	(3.2)	60,141	7,919	86,144	8,422
20. 1	428,289	(0.5)	62,154	(△7.3)	86,566	139	153,818	(2.7)	59,570	7,604	86,643	8,457
2	428,135	(0.6)	61,748	(△7.5)	86,060	139	153,648	(3.0)	59,067	7,219	87,361	8,699
3	430,760	(△0.4)	64,535	(△5.4)	85,744	19	154,969	(2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647
4	432,585	(2.1)	64,482	(△1.4)	84,137	364	155,384	(3.6)	58,262	6,612	90,509	8,545
5	435,553	(2.5)	65,078	(0.8)	84,584	364	155,988	(3.7)	58,206	6,400	91,381	8,452
6	439,122	(4.3)	67,117	(7.5)	84,576	825	156,419	(4.5)	57,966	6,128	92,324	8,360

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金 利用額 (B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)	
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の 証券								
2016. 3	0	25,494	39,409	1,289	778,647	(2.7)	264,394	49.9	57.7	32.0	19.6	33.9
17. 3	0	35,403	39,761	1,480	794,539	(2.0)	284,264	50.1	57.5	30.8	20.6	35.7
18. 3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
18. 9	0	45,783	53,751	1,570	828,327	(2.6)	308,737	49.6	57.5	29.6	21.4	37.2
12	0	47,472	57,343	1,618	834,278	(2.1)	330,390	49.5	57.6	29.2	22.8	39.6
19. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333	(2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
19. 6	0	47,405	61,181	1,762	844,259	(1.8)	345,119	49.0	57.9	28.8	23.6	40.8
7	0	47,828	61,855	1,783	837,780	(1.3)	337,562	49.2	57.7	29.1	23.2	40.2
8	0	48,589	61,968	1,814	841,024	(1.2)	344,095	49.2	57.8	28.9	23.6	40.9
9	0	48,514	62,366	1,892	838,104	(1.1)	321,416	49.4	57.5	28.9	22.0	38.3
10	0	48,894	63,346	1,903	842,764	(1.2)	341,966	49.2	57.9	29.2	23.5	40.5
11	0	49,375	64,539	1,962	843,813	(1.7)	340,670	49.4	57.9	29.3	23.4	40.3
12	0	49,597	65,251	2,015	849,001	(1.7)	341,541	49.3	57.8	29.3	23.2	40.2
20. 1	0	49,727	65,337	2,087	840,277	(1.7)	336,136	49.4	57.7	29.4	23.1	40.0
2	0	50,138	65,557	2,141	846,430	(1.7)	341,249	49.3	57.9	29.3	23.3	40.3
3	0	48,945	65,567	2,329	831,286	(0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
4	0	49,030	68,434	2,205	848,557	(1.3)	344,478	49.4	57.6	29.3	23.3	40.5
5	0	48,973	69,875	2,235	852,849	(2.8)	339,566	49.7	57.3	29.2	22.8	39.8
6	0	48,984	70,607	2,230	882,498	(4.5)	354,788	49.3	57.9	28.8	23.2	40.2

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金				地方銀行	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	うち都市銀行		前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	
							前年同月比 増減率	増減率				
2016. 3	1,347,476	2.1	9,090,816	3.8	5,965,673	4.8	3,936,531	6.0	3,235,087	5.4	2,482,863	2.0
17. 3	1,379,128	2.3	9,488,242	4.3	6,287,189	5.3	4,295,341	9.1	3,433,657	6.1	2,543,180	2.4
18. 3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
18. 9	1,437,739	1.8	9,738,001	2.2	6,445,699	2.3	4,482,692	3.3	3,648,840	5.5	2,637,998	3.2
12	1,445,831	1.6	9,755,139	1.7	6,447,245	1.8	4,489,421	2.3	3,659,640	4.8	2,651,511	2.6
19. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
19. 6	1,455,664	1.4	9,847,195	0.8	6,478,025	0.3	4,542,511	0.6	3,711,756	2.3	2,747,926	3.4
7	1,448,200	1.3	9,845,845	1.2	6,512,949	1.0	4,578,419	2.1	3,746,166	2.5	2,716,895	3.3
8	1,452,594	1.4	9,824,087	1.3	6,474,047	1.0	4,547,739	1.8	3,722,531	2.3	2,730,467	3.7
9	1,455,693	1.2	9,893,235	1.5	6,560,510	1.7	4,608,581	2.8	3,767,275	3.2	2,714,929	2.9
10	1,453,634	1.2	9,895,863	1.7	6,567,130	1.6	4,637,296	3.0	3,793,768	3.4	2,712,637	3.5
11	1,453,681	1.5	9,951,654	2.0	6,600,784	1.9	4,666,725	3.0	3,814,351	3.0	2,732,002	4.0
12	1,465,868	1.3	9,920,309	1.6	6,537,687	1.4	4,618,607	2.8	3,753,587	2.5	2,758,676	4.0
20. 1	1,452,520	1.3	9,899,165	1.8	6,550,865	1.6	4,660,459	3.3	3,808,503	3.4	2,731,782	3.9
2	1,459,610	1.4	9,895,246	2.0	6,522,784	1.6	4,654,227	3.6	3,809,838	3.7	2,751,312	4.5
3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
4	1,471,542	1.6	10,192,260	2.9	6,753,669	3.1	4,880,912	5.9	4,056,999	7.3	2,806,135	2.6
5	1,485,795	3.4	10,428,645	5.6	6,889,390	5.3	5,036,718	9.2	4,185,090	10.2	2,894,289	6.4
6	1,522,349	4.5										

年月末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率	前年同月比 増減率	増減率
2016. 3	642,280	1.5	1,778,719	0.0	12,217,011	3.1
17. 3	657,873	2.4	1,794,346	0.8	12,661,716	3.6
18. 3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
18. 9	654,304	△ 1.6	1,803,749	0.5	12,979,489	1.9
12	656,383	△ 2.1	1,818,406	0.4	13,019,376	1.5
19. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
19. 6	621,244	△ 5.1	1,831,338	0.9	13,134,197	0.9
7	616,001	△ 5.0	—	—	—	—
8	619,573	△ 4.6	—	—	—	—
9	617,796	△ 5.5	1,819,026	0.8	13,167,954	1.4
10	616,096	△ 5.0	—	—	—	—
11	618,868	△ 4.6	—	—	—	—
12	623,946	△ 4.9	1,839,132	1.1	13,225,309	1.5
20. 1	616,518	△ 4.8	—	—	—	—
2	621,150	△ 4.3	—	—	—	—
3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
4	632,456	2.2	—	—	—	—
5	644,966	5.3	—	—	—	—
6						

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表

5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合 計	
	前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率		前年同月比 増 減 率	
2016. 3	673,201	2.3	2,455,767	2.7	1,908,530	1.3	1,852,563	3.5	492,112	3.6	5,473,643	3.0
17. 3	691,675	2.7	2,530,404	3.0	1,905,295	△ 0.1	1,925,353	3.9	507,988	3.2	5,655,420	3.3
18. 3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
18. 9	714,564	1.7	2,557,534	1.0	1,967,148	5.2	2,051,520	4.7	512,656	△ 0.3	5,836,274	2.2
12	717,720	1.5	2,562,486	0.4	1,985,180	5.7	2,074,837	4.6	517,481	△ 0.5	5,872,524	1.9
19. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
19. 6	714,786	1.0	2,559,150	△ 0.2	1,984,608	1.2	2,142,480	5.5	480,176	△ 5.3	5,896,592	1.5
7	713,591	0.9	2,546,270	△ 0.2	1,974,349	1.2	2,147,939	5.5	479,879	△ 5.4	5,887,679	1.4
8	715,635	1.1	2,540,447	0.0	1,968,974	1.2	2,154,447	5.6	480,895	△ 5.2	5,891,424	1.6
9	719,968	0.7	2,562,091	0.1	1,982,818	0.7	2,160,071	5.2	482,601	△ 5.8	5,924,731	1.5
10	716,749	1.0	2,549,546	0.6	1,971,688	1.2	2,162,622	5.4	481,628	△ 5.6	5,910,545	1.8
11	718,865	1.2	2,561,026	0.7	1,979,915	0.8	2,169,583	5.2	484,345	△ 5.4	5,933,819	1.8
12	724,667	0.9	2,574,678	0.4	1,991,010	0.2	2,182,400	5.1	489,558	△ 5.3	5,971,303	1.6
20. 1	719,055	0.9	2,571,735	1.4	1,988,716	1.2	2,183,642	5.3	487,826	△ 5.2	5,962,258	2.2
2	720,874	1.2	2,569,915	1.5	1,988,028	1.4	2,188,143	5.4	489,403	△ 5.1	5,968,335	2.3
3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
4	728,509	1.9	2,692,699	4.5	2,092,502	4.8	2,213,773	3.8	494,827	3.3	6,129,808	3.9
5	739,405	3.8	2,755,944	8.0	2,151,281	8.8	2,241,874	5.0	501,881	5.0	6,239,104	6.2
6	751,340	5.1										

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
3. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

- 当研究所の概要、活動状況、組織
- 各種レポート
内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等
- 刊行物
信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等
- 信用金庫統計
日本語／英語
- 論文募集

【URL】

<https://www.scbri.jp/>

The screenshot displays the homepage of the Shinkin Central Bank Research Institute. At the top, there is a header with the institute's name and a navigation link. Below this is a main banner for '信金中金 地域・中小企業研究所' (Shinkin Chūkan Jichū・Chūshūgiyō Kenkyūjo). A secondary banner mentions '信用金庫業界のシンクタンクとして、信用金庫、信用金庫取引先、地域、協同組織、中小企業、をキーワードに専門性、独自性を発揮した調査研究を行っています。' (As a think tank for the credit cooperative industry, we conduct research and analysis on credit cooperatives, credit cooperative counterparties, regions, cooperative organizations, and small businesses, highlighting our expertise and independence).

The main content area is divided into two columns. The left column contains a 'トップページ' (Top Page) menu with various links such as '分野別調査情報一覧' (List of survey information by field), '各種レポート一覧' (List of various reports), '信金中金月報' (Shinkin Chūkan Gekkan), '信用金庫統計' (Credit Cooperative Statistics), '全国信用金庫概況・統計' (National Credit Cooperative Overview and Statistics), '業界動向調査' (Industry Trend Survey), '活動記録' (Activity Record), '研究所の概要' (Institute Overview), '論文募集のお知らせ' (Notice of Paper Collection), 'ご意見・ご要望窓口' (Opinion and Request Window), 'リンク集' (Link Collection), 'English Page', and '地方公共団体アンケート調査' (Local Government Survey). Below the menu is a '開発準備中' (Under Development) notice for 'Sels' (信用金庫専用ホームページシステム).

The right column features a '新着情報' (WHAT'S NEW) section with several news items, each with a date and a brief description:

- 2020.8.14 産業企業情報**
No.2020-5 信用金庫の視点でも解く2020年版中小企業白書・小規模企業白書 一都道府県(価値)を主み出す中小企業、地域で(価値)を主み出す小規模企業書一 (PDF)
- 2020.8.13 ニュース&トピックス**
資金繰り支援と給付金で信用金庫の貸出全・預金は急増 7月末の信用金庫の貸出金は6.7%増、預金は6.0%増 (PDF)
- 2020.8.12 内外経済・金融動向**
No.2020-3 海外経済の現状と当面の見通し コロナショックからの世界経済回復の道筋を考える (PDF)
- 2020.8.11 金融調査情報**
No.2020-21 2019年度末における信用金庫の常勤従業員数の増減状況・トピックスへベテラン層職員の活躍拡大策へ (PDF)
- 2020.8.11 金融調査情報**
No.2020-20 2019年度末における信用金庫の預金残高の増減状況・トピックスへネット系店(非対面取引系店)の出店動向へ (PDF)
- 2020.8.11 金融調査情報**
No.2020-19 信用金庫の債権管理の集中化動向 (PDF)
- 2020.8.11 金融調査情報**
No.2020-18 信用金庫の「海外センター制度」への取組み (PDF)
- 2020.8.5 ニュース&トピックス**
低下が続く信用金庫の貸出約定平均金利 - 制度融資で残高が急増する反面、貸出金利回りが低下する場合も (PDF)
- 2020.8.4**
「活動記録」ページを更新しました。
- 2020.8.4**
内外金融・為替目録。

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2020年9月1日 発行

2020年9月号 第19巻 第8号(通巻576号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫